法科大学院認証評価

自　己　評　価　書

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

平成２３年１０月

九　州　大　学

まえがき

九州大学法科大学院は、平成 13 年６月公表された「司法制度改革審議会意見書」が提言した法科大学院の教育理念と制度設計に従った法曹養成教育を実現するため、平成 16 年４月に専門職大学院として開設されました。

九州大学法科大学院は、法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）の養成の指針として、司法制度改革における法曹養成機関としての大学の社会的責務を果たし、司法の人的基盤の拡充に貢献できる法律実務家、また、高度化・複雑化・グローバル化した 21 世紀世界の中で人々と社会が求める新しい法律実務家、加えて、広く世界の人々に貢献できるような「人間に対する温かい眼差し」を持った「社会生活上の医師」としての法律実務家の養成を目指しています。

そのため、九州大学法科大学院は、公平性、開放性、多様性が確保される方法で入学者を選抜し、教育の場面では、段階的・発展的な教育プログラムを通じて、また、少人数による双方向・多方向的な教育プログラムを通じて、さらには、九州・沖縄４法科大学院（熊本大学・鹿児島大学・琉球大学）間、福岡県内４法科大学院（福岡大学・西南学院大学・久留米大学）間の教育連携ほか、福岡県弁護士会の協力を得た教育プログラムなど、多様な教育連携プログラムを通じて、プロセス重視の教育に取り組んでおります。

九州大学法科大学院は、そのよう教育目的を達成し、社会的な使命を実現するため、入学者受入方針・教育方法・教育内容・学生支援体制・教員組織・施設設備等について継続的な自己点検及び評価を実施して自己改善に積極的に取り組んでいます。法務学府（法科大学院）としては、５年に一度、認証評価機関による評価を受審することが求められており、第１回目の評価を平成 20 年度に受審しましたが、第２回目の受審を待たず、今回、認証評価基準に基づく点検・評価を法学研究院等経営諮問会議（法科大学院外部評価）の委員を招いて行い、その結果を自己評価書にまとめました。

ここに現在の時点における『自己点検･評価報告書』を公表し、各方面から忌憚のないご意見・ご批判を仰ぎ、さらなる自己改善、自己改革の一歩としたいと考えています。

平成 24 年 3 月

九州大学法科大学院長　　松　生　光　正

目　　　次

Ⅰ　現況及び特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ　章ごとの自己評価
第１章　教育の理念及び目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第２章　教育内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第３章　教育方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第４章　成績評価及び修了認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第５章　教育内容等の改善措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
第６章　入学者選抜等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
第７章　学生の支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
第８章　教員組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８
第９章　管理運営等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４
第10章　施設、設備及び図書館等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０
第11章　自己点検及び評価等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５

Ⅰ　現況及び特徴

１　現況

（１）法科大学院（研究科・専攻）名

九州大学大学院法務学府実務法学専攻

（２）所在地

福岡県福岡市東区箱崎

（３）学生数及び教員数（平成 23 年５月１日現在）

学生数：228 名

教員数：25 名(うち実務家教員５名)

２　特徴

（１）概要

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」と呼ぶ）は、1 学年 80 名の学生数を擁する西日本地方で最大規模の法科大学院である。

また、九州・沖縄における拠点大学である九州大学内部に設置されたことにより、九州大学法学研究院、大学院法学府、法学部の保有する、教育研究の伝統と、教育・研究スタッフ及び教育・研究資料などの、充実した教育・研究環境の「厚み」を資産としている。

九州域内においては、九州・沖縄４法科大学院の教育連携、及び福岡県内４法科大学院の教育連携の中核的地位にあり、九州の法科大学院を代表するコアとしての役割を果たしている。

（２）教育の理念・目的における特徴

本法科大学院は、「公平性、開放性、多様性」を基本理念とし、教育の具体的現場において、その実質化を目指しており、これを受けた具体的理念として、「多様性・開放性の重視」、「きめ細かな教育プロセスの構築」、「社会的連携の強化」、「社会性の涵養」、「世界的ネットワークの活用」の５つを理念上の特色としている。

一方、このような理念上の特色に基づく教育目的における特色として、次の点を挙げることができる。

第１に、基本的な教育目標は、①「広い視野に立った総合的分析能力」、②「創造的思考による問題発見・解決能力」、③「人間性への深い洞察力と倫理性」の修得に置かれる。

第２に、具体的な教育内容・教育方法に関しては、①「複眼的視座を基調とした『法的能力』の涵養」、②「実践的応用のなかでのダイナミックな体系的知識の構築」、③「学際的視点の注入」、④「理論と実務的経験の融合」を特徴とする。

（３）教育内容における特徴

基本科目の充実はもちろんのこと、エクスターンシップ、リーガル・クリニックなど、豊富な実務科目を備えており、法理論と法実務の両面につき学生の多様な関心に応えている。また、「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹養成のため、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。

（４）教育方法における特徴

本法科大学院では、第１に、教員と学生の対話形式による双方向・多方向教育の実現のため、少人数教育を基本としている。

第２に、開講科目に関しては、法律基本科目や展開・先端科目につき、年次進行に応じて、「基礎→応用→展開」という３段階による学修内容の高度化・専門化を図っている。

第３に、九州・沖縄４法科大学院の教育連携の一環として、高機能遠隔授業システムを用いた、多様な科目を提供している。

（５）学生支援体制における特徴

専任教員による担任（チューター）制度を採用し、修学上またはその他の相談や個別指導を実施する体制を設けている。

また、本法科大学院が独自に開発した「マイデスクトップ・ポータル」を活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実させている。このシステムは、本法科大学院の学生と教職員だけが、外部からの侵入を許さない安全な環境のもとで、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自学自修の支援、掲示板機能、進路相談など、教員とのコミュニケーションや実務家等との情報交換を、緊密に行うことを可能にしている。

（６）教員組織における特徴

本法科大学院は、九州大学法学研究院の大学院（法務学府）における１専攻（実務法学専攻）として設置されており、したがって教員（みなし専任を除く）の身分は、法学研究院に所属する。

しかし、その他の面では法科大学院という独立部局と位置づけられている。すなわち、本法科大学院は、教授会及び各種委員会等の組織面においては、運営の独立性はもとより、人事計画や財政の側面でも、法学研究院とは独立した地位にある。

なお、教育や学務遂行上の具体的な側面においては、法学研究院との間で、密接な連携・協力を図る体制が整備されている。

Ⅱ　目的

（１）教育上の理念・目的

本法科大学院においては、平成 13 年の司法制度改革審議会意見書に掲記された法曹養成の理念の実現を図るべく、次の３点を教育の基本的視点としている。

① 本法科大学院は、法律実務家養成が大学の社会的責務であることを認識し、司法改革の中核に位置する、司法の人的基盤の拡充に貢献することができる法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成する。それにより、上記審議会意見書が提言する国家プロジェクトとしての「司法改革」のために貢献し、専門職大学院（法科大学院）による新たな社会的役割を創出する。

② 本法科大学院は、高度化・複雑化・グローバル化した 21 世紀世界の中で、人々と社会が求める新しい法律実務家像を不断に追求するとともに、その基盤を形成するために「プロセスを通じた法曹養成」を重視した養成課程を創設し充実させることによって、21 世紀社会における「新たな法曹像」を追求する。そのために、司法試験制度改革の基本理念を受けて、「点（司法試験）からプロセス（大学教育）重視の法曹養成」の実現を図る。

③ 本法科大学院は、「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を基軸とする「社会の法化」に寄与し、九州全域、日本全体及び世界を視野に入れ、「社会生活上の医師」として「人間に対する温かい眼差し」を持った法曹の育成に意を注ぐ。それにより、法化社会における「社会生活上の医師」を輩出し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、公益的弁護活動等に関して、九州全域に責任を負い、また、日本全体、さらにはアジア、世界との関係でも、人々の幸福に寄与するような法曹を養成する体制を確立する。

（２）養成しようとする法曹像

（イ）法曹像の基本

上記のように、本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しを持ちつつ、いかなる場面でも、人や社会の要請に応えることができる自律した総合的判断を行うことができる能力を身につけた法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること」を、基本的な教育理念・目的としている。

具体的には、①21 世紀の高度化・複雑化・グローバル化した世界で活躍し、また日本社会の法化に寄与しうること、また、②市井の人々に温かい人間性に根ざした活動を行うこと、すなわち司法官の視点だけでなく当事者等の視点に立った複眼的な法的思考力を有し、さらに裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働き活躍することができること、③いかなる場面での要請にも応え自律した総合的判断を行うことができる法律実務家の養成である。

（ロ）養成しようとする能力

以上のような「人間に対する温かい眼差し」をもった「社会生活上の医師」としての法律実務家養成のため、本法科大学院では、次のような能力の涵養に意を払っている。

① 創造的思考による問題発見・解決能力

法律家が直面する諸問題は、既存の理論的・経験的な知識によって理解・分析が可能となるとは限らない。しかも、現代社会は、ますます高度化・複雑化し、混迷の度合いを深めている。それゆえ、これからの法律家は、新しい視点から創造的に問題を捉え解決していく姿勢と能力とを備えていなければならない。

② 人間に対する深い洞察能力と倫理性

法律問題は、社会における人間的営為の中で生起するものであり、したがって、当事者をはじめとする関係者にとって納得のいく結論を得るためには、それぞれの立場に立った問題理解が不可欠となる。だが、現

代社会における人間関係は、家庭（夫婦関係・親子関係）、職場・学校、地域、経済取引の全領域において、きわめて複雑化しており、それら多種多様な領域における行動主体である人間に対して、深い洞察を可能にする能力、正義に対する鋭い感性、及び関係者から信頼を得るための倫理性が、備わっていなければならない。

③　広い視野に立った総合的分析能力

また、高度に発展しグローバル化した現代社会において、法的紛争をはじめ法律家が直面する諸問題は、広域的かつ複合的な背景を持つようになる。したがって、それぞれの問題を構成する諸ファクターについて、広い視野で総合的かつ慎重に分析・判断することが必要であり、法律家にはかかる判断力の養成が求められる。

（3）アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者のためだけではなく、法学部卒業生等にも広く門戸を開放する。

社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行ってはいないが、入試選抜における書面審査のさいの評価を通じて、定員の一定割合が社会人・他学部出身者になり得るように、配慮している。

本法科大学院が受験生に期待する資質は、次の４点である。

（１）法律実務家を目指す明確な動機があること。

（２）幅広い教養と柔軟な思考力・果敢な判断力があること。

（３）人間に対する洞察力と冷静な分析力が窺われること。

（４）社会現象に対する自分なりの問題への接近方法を身につけていること。

従前の学修過程や職業経験等におけるプロセスを適切に評価できるように、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて、入学試験を実施する。

いずれの入学者であっても、本法科大学院において育成すべき法律実務家像としては、上記の教育目標を継続的に体得し続けることができ、しかも、それらを現実に実践できる者を念頭に置いている。

Ⅲ　章ごとの自己評価

第１章　教育の理念及び目標

1　基準ごとの分析

１－１　教育の理念及び目標

基準１－１－１
教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

（基準１－１－１に係る状況）

本法科大学院は、九州大学の「教育憲章」及び司法制度改革の理念を踏まえ、次のような教育理念及び目標に基づいた法曹養成教育を実施している。

（１）司法制度改革における、法律実務家養成機関としての大学の社会的責務を果たし、司法の人的基盤の拡充に貢献することができる法律実務家（弁護士、検察官、裁判官）を養成すること。

（２）高度化・複雑化・グローバル化した 21 世紀世界の中で、人々と社会が求める新しい法律実務家像を養成するため、段階的・発展的で、双方向・多方向的な教育プログラムを通じて、プロセス重視の法曹養成を行うこと。

（３）「個人の尊厳」と「法的救済システム」の確保を内容とする「社会の法化」に寄与し、他の法科大学院や弁護士会等との連携により、九州、日本、世界の人々に貢献できるような、「人間に対する温かい眼差し」を持った「社会生活上の医師」としての法曹の養成を行うこと。【解釈指針１－１－１－１】

また、この教育理念及び目標を、学生便覧、パンフレット及び法科大学院のホームページにおいて具体的に明示して、教職員及び学生に周知するとともに、広く社会に公表している。【解釈指針１－１－１－２】

解釈指針１－１－１－１
教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。

解釈指針１－１－１－２
教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。

基準１－１－２
教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

（基準１－１－２に係る状況）

（ア）　教育の実施

本法科大学院では、上記のような教育理念・目標の下で、人間に対する温かい眼差しを持ち、自律した総合的判断を行い、市民の権利を保護し救済を図り、社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家の養成を、教育目的としている。このような法律実務家を養成するために、次のような具体的目標を掲げ、また、その周知徹底を図ることで、上記教育理念・目標を具現化する教育を実施している。

①「複眼的視座を基調とした法的能力の涵養」のために、教育における法的分析の視点に、裁判官（第三者）的視座だけでなく、弁護士（当事者）的視座をも導入する。

②「実践的応用の中でのダイナミックな体系的知識の構築」のために、複眼的視座を導入する必要があり、教室では、自主的な学修による一応の体系的知識の修得を前提として、実践的な応用能力を育成するプロブレム・メソッドを採用する。

③「法学の枠に縛られない学際的視点の注入」のために、基礎法学系科目や政治学系科目などを、その内容をリファインした上で、カリキュラム編成に組み込んでいる。

④「理論と実務的経験の融合」のために、実務系科目（ロイヤリング・法交渉、法曹倫理）を教授する場合においては、理論的な視座を有する研究者教員と、実務的経験を有する実務家教員との協働による効果的な教育プログラムを実施している。

また、このような具体的な教育目的を支えるために、①少人数教育の実現、②実務基礎科目の充実、③自学自修のための時間的ゆとりの確保、④学修環境の保障といった、勉学環境・条件の整備を行っている。

（イ）　教育の成果

①　学生の学業成績及び在籍状況

学生の進級状況は、《資料１－１－Ａ》の通りである。なお、年度末において進級できなかった学生、及び、進級はしたがＣ、Ｄ評価の多い学生に対しては、個別学修相談を実施し、学修指導を行っている。

資料１－１－Ａ　学生の進級状況　　平成 23 年５月現在

	平成 16 年度入学	平成 17 年度入学	平成 18 年度入学	平成 19 年度入学	平成 20 年度入学	平成 21 年度入学	平成 22 年度入学
入学者	100	93	104	101	103	99	83
進級者	0	0	0	0	0	48	69
留年者	0	0	1	0	7	3	10
休学者	0	0	2	2	5	0	2

修了者	95	89	97	93	89	45	－
除籍者	0	0	1	0	0	0	0
退学者	5	4	3	6	2	3	2

②　修了者の進路及び活動状況

修了者の進路及び活動状況は、《資料１－１－Ｂ》に示すとおりである。

資料１－１－Ｂ　修了者の進路及び活動状況

	平成 18 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
修了者	14	79	93	121	106	95
新司法試験合格者	7	29	38	46	46	－
旧司法試験合格者	1	－	2	－	－	－
法学府博士後期課程進学者	1	3	3	1	0	0
法務研究員	12	67	76	101	150	157

以上のように、本法科大学院では、上述した教育目標の達成に努めており、その成果も認められる。【解釈指針１－１－２－１】

解釈指針１－１－２－１

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）、並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

２　特長及び課題等

１．特長

（１）基本方針と状況に即応した入試方法・カリキュラムの改正

本法科大学院では、平成 19 年度に、①カリキュラムの基本構造の改正、②演習等による多様な少人数教育、③３年間を通じた発展的・段階的な教育プロセスといった改正を行ったが、この改革は、法科大学院設置当初の目標をさらに進化させ、①各学年を通じた段階的・発展的な少人数クラスを行う（肌理細かな教育プロセスの構築）といった、教育の基本目標をさらに追求するとともに、②既修者及び未修者に対するメリハリのある教育の実施により、実質的な意味での公平性・開放性の保障を追求することを内容とするものであり、③司法試験の内容が明らかにされる以前に策定された旧教育カリキュラムを見直し、選択科目の教育の充実を目指すものであった。

また、平成 22 年度より、入学定員を 100 名より 80 名に削減したが、これは、①入学時点での競争倍率を向上させて競争性を確保し、より適性を持った入学者の増加を期するとともに、②理念としている少人数教育のさらなる徹底をはかることを目指すものである。

平成 23 年度に実施する平成 24 年度の入学者選抜からは、関東、関西地区において入学試験を実施するようにし、入試方法についても改正を行った。さらに意欲があるにもかかわらず、時間的制約等から入学を断念している社会人などを念頭に長期履修制度についても検討を開始した。

これらの入試に関する改革は、入学者選抜にあたって、多様なバックグラウンドを持った学生を広く受け入れ、総合大学の基盤を活かした多様な学識を提供する（多様性・開放性の重視）という理念を実現するための努力の一環である。

このように、教育の基本目標を不断に追求し、かつ学生や社会の要請に応える形で、状況に即応した入試制度やカリキュラムの抜本的改革を速やかに行っている。

（２）追求する教育プロセスに適合し、また学生の能力向上に即応したカリキュラム編成

現行カリキュラムにおいては、①法律基本科目群について、公法、民事、刑事のいずれも、「基礎科目（１年次）→応用科目（２年次）→総合演習（３年次）」という３段階モデルを導入し、学修内容の高度化・専門化に応じた教育を実施している。また、②新司法試験の選択科目教育の一部についても、３段階の発展的学修プロセスを導入している。

このようなカリキュラム編成は、法科大学院が追求する「肌理細やかな教育プロセス」に適合し、加えて学修の発展や学生の能力向上に適したカリキュラムということができる。

（３）基本理念やカリキュラムの基本方針についての開示

基本方針については、学外に対しては、パンフレット及びホームページにより、学内の教員に対しては、法科大学院の設置計画書の教授会メンバーへの配布、教授会・ＦＤの機会を利用した基本方針の確認により、学生に対しては、入学以前の受験生の段階に

おけるパンフレットの配布、法科大学院進学相談会における参加者に対する説明、入試説明会の開催、入学後は入学の際のオリエンテーションでの確認、学生便覧の全学生への配布により、その周知徹底を図っている。さらに、カリキュラムによる発展的・段階的な学修プログラムを明確に理解できるように、各系列の科目の展開を必修科目と選択科目別に図示した発展図（ロードマップ）を作成し、学生に公表している。以上により、教員や学生の十分な理解を得ているものと思われる。

２．課題

（１）入試制度の変更・カリキュラムの改正に伴う対応および継続的検討

カリキュラム改正により、旧カリキュラムが適用される学生に動揺を来すことのないように、ガイダンスの実施、チューター等による学修相談を通じて周知徹底やカリキュラムの調整を行う必要があるが、休学・留年などにより、該当学生がまだ在籍しており、今後もしかるべき措置を継続しなければならない。特に学生の履修及び成績評価について、学生に不利益を与えないような配慮が必要である。これについては、授業科目の内容が同じで、適正なクラス規模を超えない限り、「読み替え」の手法で新カリキュラムの受講を認めることとしており、また、成績評価の方法等についても、実質的な不利益を与えていないように対応する必要がある。

入試制度に関しては、関東、関西地区において入学試験を実施することとしたため、面接試験を廃止するなどの措置をとったが、多様性・開放性を重視する入試制度の理念に照らして、今後も適切・公正な選抜が可能となるよう、書類審査や論文試験の実施方法・評価基準などについて検討を継続していく。

また、競争性を確保することによって適性を持った入学者を獲得するとともに、少人数教育のさらなる徹底をはかるために、適正な入学定員のあり方について，定員削減の効果の検証も含めて引き続き検討していく必要がある。

（２）基本方針の教員間の徹底

入試制度やカリキュラムについての検討や改正に対応して、基本方針の実践ないし実現の局面においても、各教員が基本方針や改正の趣旨を意識した授業を行っているかどうかを確認する必要がある。教授会ＦＤ等において定期的に意見交換を行うとともに、学生の学業成績、修了生の進路・活動状況等の分析により成果を確認し点検及び評価を行う必要がある。

第２章　教育内容

１　基準ごとの分析

２－１　教育内容

基準２－１－１：重点基準
教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準２－１－１に係る状況）

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差し」に立って複眼的に法的思考を行うことができ、裁判所の内外で「社会生活上の医師」として、かけがえのない人生を生きる人々のために働く法曹の養成を目標としている。この教育目標を実現すべく、本法科大学院では、以下に記すように、（１）学部教育との差異に留意しながら、（２）法科大学院にふさわしい内容・方法で、理論的教育と実務的教育の架橋が、法科大学院の教育課程において段階的に果たしうるカリキュラム編成を施している。

（１）　学部における法学教育との関係

本学法学部では、法学・政治学教育の実践を通じて、地域社会、日本社会、さらには国際社会でリーダーシップを発揮する有為な人材の養成に努めており、卒業生の進路としては、法曹に限らず、国・地方公共団体の公務員、諸業種にわたる民間の企業・団体の職員、国際機関やＮＧＯの職員、大学や高等研究機関の研究者など、多種多様な領域が予定されている。このような従来法学部が果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会のさまざまな分野へ送り出すという機能を一層充実させるため、本学法学部では、文系理系のあらゆる学問領域をカバーする総合大学としての機能を活用し、いわゆる教養教育にとどまらない学際的な学修を可能とする科目を多数設けている。

これに対して、本法科大学院においては、法曹養成のための専門職大学院という明確で実践的な目的を持った教育機関としての使命に基づく教育を実施している。教育方法に関しては、①少人数教育、②対話形式による双方向・多方向授業、③事例・判例を素材としたケース・メソッド、④レポート作成を中心とした課題設定等の方法を採用することで、高度な専門知識、法的思考力、分析力、表現力の修得が図られている。

一方、専門家としての豊かな人間性、責任感、倫理感の涵養のために、本法科大学院においては、法曹倫理（３年次必修）をはじめとして、従前の法学部教育には見られなかった政治学・経済学・医学・心理学・社会学等に関する多彩な科目を多数配置している。さらに、本法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を目指して、３年次の法律基本科目である民事法総合演習、刑事法総合演習において実務家教員との協働授業を開設しているほか、法律実務基礎科目においても、本法科大学院の教育目標にある「複

眼的に法的思考を行うこと」ができる法曹を養成するため、民事弁護論、刑事弁護論、模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務等の科目を開設し、実務家教員と研究者教員との共同をはかっている。

（２）　教育課程の段階性・完結性

第１に、本法科大学院では、法律基本科目について基礎科目（１年次）、応用科目（２年次）、総合演習（３年次）という３段階モデルを導入している。

第２に、本法科大学院では、法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法律実務家が備えるべき資質や能力を育成するために、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務の架橋を強く意識した教育を行うこととしている。

第３に、本法科大学院では、教育目標をより具体化した、目指すべき法曹像として《資料２－１－Ａ　履修モデル》に示すような３つの履修モデルを用意し、展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。履修モデルは、倒産法、労働法、税法、知的財産法、国際公法、国際私法を中心に構成されている。

以上の段階的カリキュラムにより、本法科大学院の教育課程は、「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針２－１－１－１】

資料２－１－Ａ　履修モデル

	履修モデル	目指すべき法曹像	科目選択
①	地域法曹モデル	地域に生起する紛争にかかる諸問題について親身に市民の相談にのる「地域法曹」を目指す	税財政と法、租税紛争処理、労働と法、労働紛争処理、労働法実務、家族法、環境法、社会保障法、少子高齢化社会と法、マンション法、消費者法、少年法
②	公益擁護法曹モデル	公共的課題、公共政策のあり方に関心を寄せる「公益擁護法曹」を目ざす	労働と法、労働紛争処理、労働法実務、税財政と法、租税紛争処理、社会保障法、少子高齢化社会と法、ジェンダーと法、マンション法、消費者法、刑事処遇論、精神医療と法、少年法
③	国際ビジネス法曹モデル	国境を越えたビジネス、企業法務に通暁した「国際ビジネス法曹」を目ざす	国際関係と法(公法)、国際関係紛争処理(公法)、国際関係と法(私法)、国際関係紛争処理(私法)、知的財産と法、知的財産紛争処理、倒産と法、倒産紛争処理、倒産法実務、経済法、企業法務、契約実務、インターネットと法

（注）　選択科目のうち、基礎法学・隣接科目群の科目は、多くが各モデルに共通して履修が望まれる内容のものであるため、表には挙げていない。

解釈指針２－１－１－１
法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。
解釈指針２－１－１－２
学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である

基準２－１－２：重点基準
次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。
（１）法律基本科目
（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
（２）法律実務基礎科目
（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
（３）基礎法学・隣接科目
（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
（４）展開・先端科目
（応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

（基準２－１－２に係る状況）

（１）　法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目として 32 科目（64 単位）（法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱを除いて必修。）を開設している。《別紙（別紙様式１）　開講授業科目一覧》

このうち、３年次に開設される民事法、刑事法の各総合演習科目には、複数の研究者教員と実務家教員が参加しており、理論と実務との融合に配慮した科目となっている。【解釈指針２－１－２－１】

また、法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱは、選択科目であり、平成 22 年度より、未修者の学修の到達レベルを底上げする目的で、未修者コース１年次に開講されている。

（２）　法律実務基礎科目

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、15 科目（27 単位）（そのうち必修科目は５科目（９単位））を開設している。《別紙（別紙様式１）　開講授業科目一覧》

これらの科目は、実務家（弁護士、派遣裁判官、派遣検事、及び元裁判官（現公証人））が担当している。【解釈指針２－１－２－２】

（３）　基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、12 科目（24 単位）を配置している。《別紙（別紙様式１）　開講授業科目一覧》

このうち、基礎演習は、法学未修者に社会科学的素養を修得させることを目的として、１年次に少人数の演習科目として導入されたもので、実定法学以外の教員が担当している。

また、司法政策論（九州・沖縄４法科大学院連携科目）は、専攻を異にする複数の教員が担当し、司法と政策の素材として司法制度改革を取上げ、その意義を考えさせるものである。【解釈指針２－１－２－３】

（４）　展開・先端科目

本法科大学院では、展開・先端科目として、応用的先端的な法領域や実務との融合を図ることを内容とした授業科目を、35 科目（70 単位）を配置している。《別紙（別紙様

式１）　開講授業科目一覧》

なお、上記科目のうち、法律外書講読Ⅰ、同Ⅱ、研究特論科目は、法科大学院修了後、研究者を目指して大学院博士後期課程に進学を希望する学生を念頭に置いたものである。【解釈指針２－１－２－４】

（５）　独自科目

また、本法科大学院では、独自科目として、発展演習を開設し、内容的には、展開・先端科目に近い授業科目であるが《別添資料　法科大学院シラバス》、演習の要請に応えるためにより少人数で開講するものである。登録単位の上限までは、何科目でも履修できるが、修了要件単位として認められるのは２科目（４単位）までとしている。

（６）　その他

本法科大学院では、九州・沖縄地区の他大学法科大学院や弁護士会と連携し、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図っている。《資料２－１－Ｂ　九州・沖縄４法科大学院及び、福岡県内４法科大学院との連携》《別添資料　法科大学院教育連携パンフレット》

資料２－１－Ｂ　九州・沖縄４法科大学院及び、福岡県内４法科大学院との連携

	九州・沖縄４法科大学院連携	福岡県内４法科大学院教育連携
連携先法科大学院	熊本大学法科大学院 鹿児島大学法科大学院 琉球大学法科大学院	福岡大学法科大学院 西南学院大学法科大学院 久留米大学法科大学院
概要	法科大学院教育の多様化と充実をめざし、開講科目の相互提供や新たな教育方法や教育システムの開発を共同で取り組む	福岡県弁護士会の協力の下、各法科大学院のカリキュラムの一層の充実を図り、優れた法律実務家の養成に資することを目的とする
連携方法	①連携科目について兼任教員として連携先で開講 ②連携大学教員が共同で担当する科目の開講 ③単位互換	単位互換
対象科目 （平成 23 年度）	別添資料 03　法科大学院教育連携パンフレット参照	**西南学院大学開講** 消費者問題 高齢者・障害者問題 刑事弁護実務 **福岡大学開講** 子どもの権利 民事執行・保全の実務 **九州大学開講** ジェンダーと法 倒産法実務

さらに、九州大学では、国内の大学でも二番目に多い４つの専門職大学院が設置されていることから、多様な専門性をもって社会のニーズに応えることを目的に、これら４専門職大学院が「専門職大学院コンソーシアム」として連携し、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を提供している。《資料２－１－Ｃ　専門職大学院コンソーシアム》。

資料２－１－Ｃ　専門職大学院コンソーシアム

	専門職大学院コンソーシアム
連携する専門職大学院	医学系学府　医療経営・管理学専攻（2001 年設立） 経済学府　産業マネジメント専攻（2003 年設立） 人間環境学府　実践臨床心理学専攻（2005 年設立） 法科大学院（法務学府実務法学専攻）（2004 年設立）
連携の意義	○　社会の多様なニーズに応えて、それぞれの専門職大学院の持つ専門性の高い教育を幅広く利用する機会を提供する。 ○　日本で二番目に多くの専門職大学院を持つ九州大学がそのリソースを最大限に活用し、専門職大学院の社会的認知と大学院大学としての評価を高める。
連携の方法	①　相互履修（各専門職大学院の特色のある特定の科目について、相互に学生の履修を許可する。） ②　シンポジウムの共催（学内外に向けて、学際的なシンポジウムやセミナーの共同企画や共催を行う。） ほか
相互履修対象科目	医療経営・管理学専攻： 「医療経済学」、「医療安全管理論」、「医療人間学」 産業マネジメント専攻： 「マーケティング戦略」、「産学連携マネジメント」、「知識マネジメント」、「企業価値創造とＭ＆Ａ」 実践臨床心理学専攻： 「産業・組織臨床心理学特論」、「司法矯正臨床心理学特論」 法科大学院： 「インターネットと法」、「契約実務」

解釈指針２－１－２－１
法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。
解釈指針２－１－２－２
法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目である。
解釈指針２－１－２－３
基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容を備えた授業科目である。
解釈指針２－１－２－４
展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。

基準２－１－３：重点基準
各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準２－１－３に係る状況）

本法科大学院においては、全開設科目を、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目区分に従って開設している。それゆえ、法律基本科目は、基本７法に関する授業科目のみを開設しており、また、内容的に法律基本科目に当たる授業科目を、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開設していることはない。《別添資料　法科大学院シラバス》【解釈指針２－１－３－１】

なお、本法科大学院の独自科目である「発展演習」については、内容的には、法律基本科目に相応する内容の授業を行うものではなく、展開・先端科目に当たるものを開設しており（平成 23 年度においては、「知的財産法実務」、「租税法実務」、「国際関係法実務（公法）」、「国際関係法実務（私法）」、「環境問題と法」、「地方自治法」の内容の科目を開講している）、かつ、４単位（２科目）までを修了要件単位として認め、それ以上の履修も可能であるが、当然ながら単位登録上限の制約に服する扱いをしている。

解釈指針２－１－３－１
例えば、法律基本科目に当たる授業科目が、展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。

基準２－１－４：重点基準
基準２－１－２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準２－１－４に係る状況）

（１）　法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目として、下記図表の通り、段階的履修に配慮して、32科目64単位（必修30科目60単位）を開設している。

①	公法系科目	基礎科目４単位（１年次）、応用科目８単位（２年次）、公法総合演習２単位（３年次）	計14単位（すべて必修）
②	民事系科目	基礎科目18単位（１年次、家族法は１～３年次）、応用科目10単位（２年次）、民事法総合演習４単位（３年次）	計32単位（すべて必修）
③	刑事系科目	基礎科目８単位（１年次）、応用科目４単位（２年次）、刑事法総合演習２単位（３年次）	計14単位（すべて必修）
④	法律基礎演習	基礎科目４単位（１年次）	計４単位（すべて選択）

（２）　法律実務基礎科目

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、下記図表の通り、１年次から３年次にわたって、必修科目として9単位、選択科目として18単位の科目を開設し、法曹としての責任感や倫理観の涵養に留意した教育を行っている。なお、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」の受講前には、法曹としての責任感・倫理感を自覚させるため、実務家教員が倫理・法令遵守に関する事前指導を行い、守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を提出させることとしている。《後掲資料３－２－Ｄ　誓約書》《後掲資料３－２－Ｅ　九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程》

（３）　基礎法学・隣接科目

本法科大学院では、バランスのとれたカリキュラム編成とするために、基礎法学系科目や政治学系科目のうち、実定法教育では提供できない分析視角や、法律実務家が社会で法を実際に活用する際に判断の支えとなる倫理・哲学を育むものについては、内容を深く吟味したうえで可能な限りカリキュラムに組み込み、12科目24単位を開設し、６単位以上を選択必修としている。

（４）　展開・先端科目

本法科大学院は、現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うため、領域横断的科目を配置して、12単位以上を選択必修としている。

なお、学生の展開・先端科目の選択に関しては、「人間に対する温かい眼差し」に立って当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができる「社会生活上の医師」として人々のために働く法曹の養成という観点から、目指すべき法曹像として、《前掲資料２－１－Ａ　履修モデル》に示すような、３つの履修モデルを用意し、主として展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。《別紙（別紙様式）　開講授業科目一覧》

基準２－１－５：重点基準

基準２－１－２（１）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、８単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者１年次に配当される法律基本科目については、別に６単位を限度として必修とすることができる。

（１）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）　１０単位

（２）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）　３２単位

（３）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）　１２単位

（基準２－１－５に係る状況）

本法科大学院では、以下のとおり、法律基本科目として、公法系科目 14 単位（７科目）、民事系科目 32 単位（16 科目）、刑事系科目 12 単位（６科目）を必修科目としている。

（１）公法系科目　計７科目 14 単位

基礎憲法、基礎行政法、応用憲法Ⅰ、同Ⅱ、応用行政法Ⅰ、同Ⅱ、公法総合演習（以上、すべて２単位）

（２）民事系科目　計 16 科目 32 単位

基礎民法Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、同Ⅳ、家族法、基礎商法Ⅰ、同Ⅱ、基礎民事訴訟法Ⅰ、同Ⅱ、応用民法Ⅰ、同Ⅱ、応用商法Ⅰ、同Ⅱ、応用民事訴訟法、民事法総合演習Ⅰ、同Ⅱ　（以上、すべて２単位）

（３）刑事系科目　計７科目 14 単位

基礎刑法Ⅰ、同Ⅱ、基礎刑事訴訟法Ⅰ、同Ⅱ、応用刑法、応用刑事訴訟法、刑事法総合演習　（以上、すべて２単位）

以上に加えて、法律基礎演習Ⅰ、同Ⅱ（いずれも２単位、計４単位）を選択科目として、未修者１年次に配当している。

基準２－１－６：重点基準

（１）基準２－１－２（２）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア　法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（２単位）

イ　要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（２単位）

ウ　事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（２単位）

（２）（１）に掲げる必修科目６単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、４単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア　模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ　ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ　クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ　エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ　公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）

（３）（１）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

（４）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア　法情報調査

（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ　法文書作成（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

（基準２－１－６に係る状況）

本法科大学院では、法律実務基礎科目として、15 科目（27 単位）（そのうち必修科目は５科目（９単位））を開設しているが、その内容は以下のとおりである。

（１）ア）法曹としての責任感・倫理観の涵養を内容とする授業科目として、「法曹倫理」（２単位）を、イ）要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「民事裁判実務」（２単位）を、ウ）事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「刑事訴訟実務」（２単位）を、いずれも必修科目として開設している。

（２）ア）民事・刑事裁判過程の主要場面について裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる内容の科目「模擬裁判」（２単位）を必修科目として開設している。

また、イ）「ロイヤリング・法交渉」（２単位）、ウ）「リーガル・クリニックⅠ」（２単位）、「同Ⅱ」（２単位）、エ）「エクスターンシップⅠ」（１単位）、「同Ⅱ」（１単位）、オ）公法訴訟実務（２単位）を、いずれも選択科目として開設し、イ）からオ）の科目については、そのうち２単位以上を修得しなければ、修了要件を満たさないルールを採用している。

（３）（１）ア）で要求されている、法曹としての責任感・倫理観の涵養を内容とする授業科目は、上述のとおり、「法曹倫理」という授業科目のもとで独立の授業科目として開設されているが、このほかにも、リーガル・クリニックやエクスターンシップの授業を行うにあたって、事前に学生に対し法曹倫理に関する指導を行うなど、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育を行って、法曹としての倫理観・責任感を自覚させることとしている。

（４）イ）法文書作成のための授業科目として、「リーガル・ライティング」（１単位）を必修科目として開設している。ア）法情報調査のための授業科目として、平成 21 年度までは、「法情報論」（２単位）を必修科目としていたが、平成 22 年度よりこれを選択科目としたために、「リーガル・ライティング」のうち、１コマをとくに前期の入学直後の４月ないし５月に実施し、法情報調査の授業を行うことにしている。

上記の実務基礎科目のうち、「模擬裁判」、「ロイヤリング・法交渉」、「公法訴訟実務」、「法情報論」、「リーガル・クリニックⅡ」は、研究者教員も授業担当者となっている。また、それ以外の実務基礎科目についても、シラバス作成、授業内容の検討の段階において、研究者教員が検討に加わるようにしている。【解釈指針２－１－６－１】

解釈指針２－１－６－１
法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。

基準２－１－７：重点基準
基準２－１－２（３）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、４単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準２－１－７に係る状況）

本法科大学院では、基礎法学・隣接科目として、以下の 12 科目（24 単位）を開設している。

基礎演習、司法政策論、現代法哲学、法社会学、歴史と法Ⅰ、同Ⅱ、法と政治、法と経済学、目撃と証言の心理学、統計学、社会調査論、紛争解決の心理学　（以上、いずれも２単位）

以上の科目は、いずれも選択科目であるが、このうち、６単位以上を修得しなければ、修了要件を満たさない扱いとしている。

基準２－１－８：重点基準
基準２－１－２（４）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、１２単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準２－１－８に係る状況）

本法科大学院では、「人間に対する温かい眼差し」に立って当事者等の視点からも複眼的に法的思考を行うことができる「社会生活上の医師」として人々のために働く法曹を養成するという観点から、以下の 35 科目 70 単位を開設し、目指すべき法曹像として、《前掲資料　履修モデル》に示すような、３つの履修モデルを用意して、主として展開・先端科目における科目選択によって将来必要とされる知識を修得できるようにしている。

税財政と法、租税紛争処理、倒産と法、倒産紛争処理、倒産法実務、労働と法、労働紛争処理、労働法実務、知的財産と法、知的財産紛争処理、国際関係と法（公法）、国際関係と法（私法）、国際関係紛争処理（公法）、国際関係紛争処理（私法）、研究特論科目、国際取引法、環境法、法律外書講読Ⅰ、同Ⅱ、社会保障法、経済法、民事執行法・民事保全法、消費者法、少年法、刑事処遇論、医療と法、精神医療と法、マンション法、少子高齢化社会と法、契約実務、企業法務、ジェンダーと法、紛争管理と調停技法Ⅰ、同Ⅱ、インターネットと法

（以上、いずれも２単位）

また、福岡県内４大学連携に基づく科目、九州・沖縄４大学連携に基づく科目も、単位互換として認められる上限 30 単位の範囲内で履修を認め、展開・先端科目の単位として履修できることとしている。

以上の科目は、いずれも選択科目であるが、このうち、12 単位以上を修得しなければ、修了要件を満たさない扱いとしている。

基準２－１－９：重点基準
各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第２１条から第２３条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準２－１－９に係る状況）

（１）　単位数

本法科大学院における単位数は、大学設置基準 21 条２項の規定に従い、１単位 45 時間の学修を要する内容として、設定されている。《資料２－１－Ｄ　九州大学大学院通則(抜粋)》

資料２－１－Ｄ　九州大学大学院通則(抜粋)

九州大学大学院通則

平成 16 年度九大規則第３号
施行：平成 16 年４月１日
最終改正：平成 20 年４月１日

（単位の計算方法）
第 18 条の２　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1)　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって１単位とする。
(2)　実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、各学府において定める時間の授業をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府において定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

（２）　１年間の授業期間

１年間に授業を行う期間は、定期試験期間を含め 35 週にわたるものとしており、これは、大学設置基準 22 条の定める原則 35 週にも合致している。

（３）　各授業科目の授業期間

各授業科目の授業期間は 15 週にわたる期間を確保できるよう、授業の設定がなされている。また、試験期間は、上記 15 週間とは別個に設定されている。したがって、試験実施により、15 週の授業時間確保の原則が影響を受けることはない。

（４）　休講に対する措置

休講がなされる場合には、当該教員はあらかじめ法科大学院事務室に、その旨を届け出るとともに、併せて補講の日程を学生に通知、公表すべきことが、教授会における申し合わせにより義務づけられている。

また、補講日程を円滑に設定できるように、水曜日の午後と土曜日を、補講日としてあらかじめ空けておく時間割設定がなされている。
なお、休講となった科目について、補講が適切になされているかどうかは、法科大学院事務室が管理している「休講記録簿」により確認することができる。

２　特長及び課題等

１．特長

（１）　段階的学修の実施

本法科大学院では、「基礎科目」→「発展科目」→「応用科目」という３段階の教育を通じて法律基本科目に関して教育機会を充実させている。憲法を例に挙げれば、「基礎憲法」→「応用憲法」→「公法総合演習」という３段階教育プロセスが確立されている。また、こうした３段階プロセスを学生にビジュアルに表明する手法として、学修ロードマップを作成し、学修指導に活用している。

（２）　理論的教育と実務的教育の架橋

上記（１）で述べた３段階教育プロセスの最後（３年次）において、法律基本科目については公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習を開設し、特に民事法総合演習、刑事法総合演習では、実務家との共同での授業を行っている。

また、本法科大学院では、理論教育と実務教育との架橋を目指して、数多くの実務系科目が配置されている。さらに、より実践的な教育を目指して、模擬裁判、ロイヤリング・法交渉、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、公法訴訟実務も開設されており、中でもリーガル・クリニックにおいては、本法科大学院の専任教員からなる法律事務所（九州リーガル・クリニック法律事務所）との連携により、都市型弁護士業務を学ぶ場が提供されている一方、屋久島・種子島での法律相談を通じて、過疎型弁護士実務を学ぶ場が提供されている。また、福岡県内の法律事務所のほか、福岡県内外の複数の企業や自治体を派遣先としたエクスターンシップも充実している。

（３）　授業科目の多様性確保

法理論と法実務に関する多様な科目を開講しているほか、法曹として必要な広い視野を養えるように、政治学・経済学・医学・心理学・社会学・教育学等に関する多彩な授業内容を提供している。また、法学府英語コースとの連携により、英語での授業科目も受講できるようにしている。

（４）　大学院博士後期課程との連結

本法科大学院においては、大学院博士後期課程への進学を希望する学生を支援するカリキュラムとして、法律外書講読や研究特論科目が開設されている。なお、学生が、本法科大学院修了後、本学法学研究院法学府の博士後期課程に進学する場合の受入体制についても、本学法学研究院と連携を取っている。

（６）　教育連携の強化

福岡県弁護士会、西南学院大学法科大学院、福岡大学法科大学院、久留米大学法科大学院、鹿児島大学法科大学院、熊本大学法科大学院及び琉球大学法科大学院と相互連携を行い、多様な授業科目を提供している。

２．課題

いずれの科目に関しても教員の不足の問題が生じているが、特に、環境法、経済法、倒産法といった現代的意義のある科目について、専任の教員が存在しない点は、今後の人事充足において優先すべき事柄と思われる。

第３章　教育方法

１　基準ごとの分析

３－１　授業を行う学生数

基準３－１－１
法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準３－１－１に係る状況）

本法科大学院では、以下に示すとおり、いずれの科目群の授業科目においても、再履修者及び他専攻等の学生を含め、同時に授業を行う学生数が、その性質及び教育課程上の位置づけに相応しい規模になるようなクラス編成を行い、少人数による双方向的・多方向的な密度の高い授業を行っている。《別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧》【解釈指針３―１―１―１】【解釈指針３―１―１―２】【解釈指針３－１－１－３】

（１）法律基本科目群

法律基本科目群の授業科目は、段階的学修が可能になるよう、基礎科目（1年次配当）、応用科目（2年次配当）及び総合演習科目（3年次配当）を配置しているところ、未修者コースの学生のみが履修する基礎科目については１クラス（30名程度）、応用科目及び総合演習科目については、２クラスを設けて１クラスの人数が40～50名程度に収まるようにすることで、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を実施している。

（２）法律実務基礎科目群

法律実務基礎科目群の授業科目のうちの必修科目は、いずれも２クラス以上を設け、40～50名規模を原則としている。特にリーガル・ライティングは、実際に文書を作成することから、25名～30名規模になるよう３クラスを設けている。なお、模擬裁判については、受講者に希望をとり民事２・刑事１グループに分けているところ、受講者が多い場合は民事・刑事のどちらかに抽選で振り分けることとしている。法律基本科目群の授業科目のうちの選択科目についても、受講者数が少ない場合であっても２クラスを維持しており、きめ細やかな指導を行っている。

エクスターンシップは、《資料３－１－Ａ　エクスターンシップ派遣先》及び《資料３－１－Ｂ　エクスターンシップ実施状況》に示すように、受入れ先を十分に確保することで、学生の希望にほぼ沿った形での研修を行っている。

資料３－１－Ａ　エクスターンシップ派遣先（カッコ内は、受入れ先数）

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
弁護士事務所（80）	38	45	26	26	18	27	35	23
公証役場（1）	0	0	2	2	0	0	0	0
企業　福岡（17）	19	11	6	3	3	3	1	2
関東（13）	4	8	2	1	1	0	3	2
関西（2）	3	0	0	0	0	0	0	0
自治体（7）	6	3	4	6	2	2	4	3
計（120）	70	67	40	38	24	32	43	30

資料３－１－Ｂ　エクスターンシップ実施状況

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
①弁護士事務所（2 週間）	11	29	3	6	2	2	8	3
①弁護士事務所（1 週間）			18	16	16	23	23	19
②企業法務（2 週間）	3	4	1	1				1
②企業法務（1 週間）			5		4	3	1	2
③行政法務（2 週間）	2							
③行政法務（1 週間）			3	3	2		3	2
④公証役場（1 週間）								
①（1 週間）＋②（1 週間）	22	14	2	2			3	
①（1 週間）＋③（1 週間）	4	2	1	1		2	1	1
②（1 週間）＋③(1 週間）		1		1				
①（1 週間）＋④（1 週間）			2	1				
②（1 週間）＋④（1 週間）								
③（1 週間）＋④（1 週間）				1				
計	42	50	35	32	24	30	39	28

（３）基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群、独自科目群

いずれも選択科目であるところの基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群及び独自科目群の授業科目についても、各科目の授業内容を斟酌し、対話を取り入れた双方向・

多方向の授業を行うこととしている。

法学未修者に社会科学的素養を修得させることを目的とした基礎演習及び各専門領域の科目につき演習形式で理解を深めさせることを目的として行われる発展演習は、①10～20名規模で行っている。それ以外の科目は、原則として②50名規模であるが、担当教員が非常勤講師であること、担当教員の講義負担との関係などから、複数クラスの開講が困難である場合は、例外としている。

なお、平成23年度前期開講授業科目のうちの法学基礎・隣接科目群に属する一部の科目（「紛争解決の心理学」）につき、履修者数が120人となったが、隔年開講科目であることから履修制限は実施しなかった。受講者数に関わりなく、同科目においてはディスカッションやロールプレイを取り入れた授業が実施されており、双方向的又は他方向的な教育は行われている。《別添資料　平成23年度「紛争解決の心理学」シラバス参照》

（４）他大学との連携科目

九州・沖縄４法科大学院ならびに福岡県内４法科大学院の連携協定に基づく連携科目については、複数大学の教室を遠隔授業システムでつないで同時開講し（九州・沖縄４法科大学院連携科目）、あるいは他大学の学生による受講を認められているところ（福岡県内４法科大学院連携科目）、いずれの科目についても受講生数は適正な数に収まっている。平成22年度の受講者数は、《資料３－１－Ｃ　連携科目・相互履修科目の履修状況》に示す通りである。

九州・沖縄４法科大学院の連携科目は、遠隔授業システムを用いて各大学の教室をスクリーンに映し出し相互の教室の様子を確認しながら、双方向からの質疑が可能になっており、通常の授業形式と同様の双方向・他方向性のある授業を実施している。

資料３－１－Ｃ　連携科目・相互履修科目の履修状況

（１）九州・沖縄４法科大学院

九州大学開講科目	平成22年度受講者数			平成23年度受講者数		
科目名	熊大	鹿大	琉大	熊大	鹿大	琉大
法情報論	0	13	0	0	8	0
司法政策論	1	5	10	2	5	3
知的財産と法	1	0	0	2	4	0
知的財産紛争処理	1	0	0	－	－	－
民事執行法・民事保全法	0	1	0	－	－	－
少子高齢化社会と法	3	9	0	－	－	－
企業法務	9	0	0	－	－	－
インターネットと法	24	11	0	13	6	0
環境問題と法	3	0	0	－	－	－

（２）福岡県内４法科大学院

九州大学開講科目	平成 22 年度受講者数			平成 23 年度受講者数		
	福大	西南	久留米	福大	西南	久留米
倒産法実務	3	0	0	0	0	0
ジェンダーと法	0	1	0	－	－	－

（５）他専攻等の学生及び科目等履修生による履修等

当該授業科目を再履修する者、他専攻等の学生及び科目等履修生を含め、平成 22 年度より、他大学院の学生による履修制度として、鹿児島大学法科大学院の３年次生を特別聴講学生として受け入れているが、当該特別聴講学生の履修できる授業科目は本法科大学院が指定することになっており、履修者数の上限を超える科目を除き、履修を認めることとしている。《資料３－１－Ｄ　九州大学法科大学院と鹿児島大学大学院司法政策研究科における滞在型の特別聴講学生の受入れに関する協定書（抜粋)》

九州大学の４つの専門職大学院間においては専門職大学院コンソーシアム科目として、指定の科目につき相互履修を認めているところ、受け入れる専門職大学院では、人数と条件に従って受け入れの可否を判定しており、クラス規模に支障が生じないようにしている。《資料３－１－Ｅ　九州大学専門職大学院コンソーシアム 2011 年度相互履修　対象科目シラバス(抜粋)》

科目等履修生については、《資料３－１－Ｆ　九州大学法科大学院規則（抜粋)》に示すとおり、学生の授業に支障がないときに許可するよう定めている。しかしながら、平成 16 年度以降、科目等履修生として入学を志願する者はない。

なお、すべての科目において、単位を目的としない聴講を原則として禁止しており、クラスの適正規模の維持に努めている。《資料３－１－Ｇ　学生便覧(抜粋)》

資料３－１－Ｄ　九州大学法科大学院と鹿児島大学大学院司法政策研究科における滞在型の特別聴講学生の受入れに関する協定書（抜粋）

４　履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

（１）履修できる授業科目の範囲

受入学生は，受入法科大学院が指定する授業科目を履修することができる。

資料３－１－Ｅ　九州大学専門職大学院コンソーシアム 2011 年度後期相互履修
対象科目シラバス(抜粋)

九州大学専門職大学院コンソーシアム

2011 年度相互履修　対象科目シラバス

Ⅴ　相互履修申請の手続き

２　受け入れる専門職大学院では、人数と条件に従って受け入れの可否を判定

資料３－１－Ｆ　九州大学法科大学院規則（抜粋）

（科目等履修生）

第 23 条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、法科大学院の長に願い出なければならない。

２　法科大学院の長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

資料３－１－Ｇ　学生便覧(抜粋)

２　受講制限・開講の取止め等

単位修得を目的としない聴講は，原則として禁止する。

少人数教育の観点から，受講を制限する場合がある。そのため履修科目が確定するまでは，履修する可能性のあるすべての科目に出席するように努めること。

出典：2011 年度学生便覧 12 頁より

解釈指針３－１－１－１

法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準３－１－１に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。（なお、適切な授業方法については解釈指針３－２－１－３を参照。）

解釈指針３－１－１－２

基準３－１－１にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次の各号に掲げる者を含む。

（１）当該授業科目を再履修している者。

（２）当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針３－１－１－３

基準３－１－１に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。

基準３－１－２
法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、５０人を標準とすること。

（基準３－１－２に係る状況）

法律基本科目群（64 単位）は、必修科目（60 単位）と選択科目（4 単位）に分かれている。必修科目としては、基礎科目（１年次配当)、応用科目（２年年次配当)、総合演習科目（３年次配当）及び家族法（１・２・３年次配当）を配置しており、うち基礎科目は 30 名規模、その他の必修科目は原則 40～50 名規模のクラス編成で行なっている。また、選択科目である法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ（１年次配当）についても、20～30 名規模のクラス編成で行っている。

《資料３－１－H　法律基本科目　受講者数（平成 20 年度－平成 23 年度)》に示すとおり、法律基本科目について、同時に授業を行なう学生数が 75 人を越えておらず、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行える規模を保っている。【解釈指針３－１－２－１】

資料３－１－H　法律基本科目　受講者数（平成 20 年度－平成 23 年度）

科目名	受講者数							
	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	受講者	クラス数	受講者	クラス数	受講者	クラス数	受講者	クラス数
基礎憲法	53	1	55	1	45	1	35	1
応用憲法Ⅰ	102	2	93	2	101	2	81	2
応用憲法Ⅱ	113	2	95	2	100	2	－	－
基礎行政法	57	1	93	1	36	1	－	－
応用行政法Ⅰ	119	2	99	2	106	2	89	2
応用行政法 II	100	2	97	2	100	2	－	－
公法総合演習	45	2	101	3	97	3	95	2
基礎民法Ⅰ	56	1	55	2	42	1	35	1
基礎民法 II	63	2	62	2	48	1	40	1
基礎民法 III	51	1	53	1	35	1	－	－
基礎民法 IV	58	1	53	1	35	1	－	－
応用民法Ⅰ	102	2	105	2	113	2	86	2
応用民法Ⅱ	107	2	102	2	101	2	－	－

基礎民事訴訟法Ⅰ	58	1	54	1	37	1	35	1
基礎民事訴訟法ⅠⅠ	57	2	55	1	40	1		
応用民事訴訟法	100	2	97	2	108	2	81	2
基礎商法Ⅰ	53	1	58	1	36	1	36	1
基礎商法II	58	2	53	1	36	1	－	－
応用商法Ⅰ	100	2	100	2	104	2	83	2
応用商法Ⅱ	99	2	97	2	98	2	－	－
民事法総合演習Ⅰ	45	2	119	3	126	3	95	2
民事法総合演習II	46	2	98	3	141	3	－	－
家族法	50	2	39	1	68	2	－	－
基礎刑法Ⅰ	54	1	54	1	36	1	35	1
基礎刑法II	51	1	52	1	35	1	－	－
応用刑法	109	2	95	2	102	2	80	2
基礎刑事訴訟法Ⅰ	56	1	56	1	36	1	36	1
基礎刑事訴訟法II	55	1	57	1	35	1	－	－
応用刑事訴訟法	99	2	98	2	106	2	81	1
刑事法総合演習	45	2	116	3	96	3	95	2
法律基礎演習Ⅰ					27	1	26	1
法律基礎演習Ⅱ					3	1	－	－

解釈指針３－１－２－１

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、７５人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。７５人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。（解釈指針３－２－１－３及び解釈指針３－２－１－４を参照。）

３－２　授業の方法

基準３－２－１
法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。
（１）専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
（２）１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
（３）授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

（基準３－２－１に係る状況）

（１）専門的知識を修得させるための適切な方法の実施

批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力は、各科目群の修得により、総合的に修得できるよう努めている。本法科大学院では、体系的知識とそれに基づく法的推論能力を修得させるために、３年間の教育プロセスを通じた発展的・段階的学修を重視しており、１年次に「基礎科目」、２年次に「応用科目」、３年次に公法・民事・刑事の「総合演習科目」を配置し、法律基本科目の各分野をくり返し段階的に学修させている。

このうち、基礎科目では、自発的な学修を前提に、対話を取り入れた双方向・多方向の授業を基本としつつも、法律基礎知識を正確かつ体系的に修得する必要があることから、講義方式と適切に組み合わせた授業を実施している。

応用科目においても、正確な知識に基づく応用能力を育成するためプロブレム・メソッドを採用し、判例などを素材にした設問を中心とし双方向の授業を行うことにより、判例や学説に対する批判的検討能力を養うための授業を基本としている。

総合演習科目では、事例問題を中心に、複数の教員の共同担当による演習形式の授業を行うことにより、実体法及び手続法の知識を総合し、事実に即して具体的な問題を発見・解決していくための法的分析能力や、見解の異なる他者への説得力をより高めるための創造的思考力を養うための授業を実施している。

さらに、法曹として必要な能力を育成するため、法律実務基礎科目のうち「リーガル・ライティング」、「民事裁判実務」、「刑事訴訟実務」、「模擬裁判」、「法曹倫理」を必須科目として配置し、また選択必須科目として、「法情報論」、「民事弁護論」、「刑事弁護論」、「ロイヤリング・法交渉」、「リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ」、「エクスターンシップⅠ・Ⅱ」等の多彩な科目を配置し、実務家教員を中心に、具体的な事件を授業の素材に用いることで、現実の問題に対応するために実務家として必要な知識・技法・倫理を修得せるための授業を実施している。

「リーガル・クリニックⅠ」は、実務家教員と研究者教員が、学生に個別具体的な生きた事件を提供し、事件の進行に応じて、実務面、理論面から上記各能力を最大限引き出すように、個別的な指導を行っている。「リーガル・クリニックⅡ」では、弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講しており、学生は、弁護士過疎地における実際の法律相談を通じて、過疎型弁護士実務を学ぶことができる。なお、同科目においては、事前に、法律相談における倫理的な問題についても指導している。《資料３－２－Ａ　リーガル・クリニックⅠの概要(抜粋)》

「エクスターンシップⅠ、Ⅱ」では、法律事務所、企業法務、行政機関（自治体）に学生を派遣し、実践的な訓練を受けることにより、上記各能力の充実・発展が図られている。専任教員がコーディネート業務及び実施についての監督を行い、法科大学院の教員が研修学生を適切に指導監督し、派遣先から提出される個別の参加学生ごとの資料を参考にして、単位を認定しており、成績評価に責任を持つ体制がとられている。なお、学生は、研修先から報酬を受け取っていない。《資料３－２－Ｂ　「エクスターンシップⅠ」シラバス(抜粋)》《資料３－２－Ｃ　エクスターンシップ協定書》

また、リーガル・クリニック及びエクスターンシップの授業を行うにあたっては、事前に学生に対し法曹倫理に関する指導を行い、守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書の提出を求めるなど、参加学生による法令遵守の確保、守秘義務等に関する適切な指導監督が行っている。《資料３－２－Ｄ（１）エクスターンシップに関する誓約書、（２）リーガル・クリニックⅠに関する誓約書、（３）リーガル・クリニックⅡに関する誓約書》《資料３－２－Ｅ　九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程》

本法科大学院における授業は、以上のような方法により、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するための授業を実施している。【解釈指針３―２―１―１】【解釈指針３―２―１―２】【解釈指針３―２―１―３】【解釈指針３－２－１－４】【解釈指針３－２－１－５】

資料３－２－Ａ　リーガル・クリニックⅠの概要(抜粋)

リーガル・クリニックⅠの概要

(期間)

・　平成 22 年 8 月 9 日から 9 月 24 日までの間とします。

(実施方法)

・　実際の事件に関与し、２ヶ月間の事件の進行状況に応じて、書面の作成、裁判傍聴を行います。したがって、日程は、事件の進行に応じ、適宜決まることになります。
・　４回の集合研修（各２時間）を実施し、模擬法律相談、事件検討会、刑事事件の元被告人から見た未決拘禁等の刑事裁判の諸問題に関するヒアリング等を行います。

(指導担当者)

・　教科担当の上田の他に、村井正昭、田中久敏教員が指導することがあります。

(その他)

・　参加学生は、守秘義務に注意してください。誓約書に署名・押印のうえ、法科大学院事務室まで提出してください。

資料３－２－Ｂ　「エクスターンシップⅠ」シラバス（抜粋）

授業の概要

……コーディネート業務は、九州大学法科大学院の専任教授が行なう。一方で、学生から守秘義務契約を含む宣誓書を調達すると共に、他方で、九州大学法科大学院における基本的な教育の在り方について十分な情報の提供を行なう。

コーディネート業務を行なう法科大学院専任教員が、エクスターンシップの実施について監督責任を負担する。専任教員は、エクスターンシップの実施状況を調査すると共に、学生及び担当受入弁護士・企業法務部指導担当者は、実施状況について報告を行なう。

資料３－２－Ｃ　エクスターンシップ協定書

エクスターンシップ協定書

○○株式会社（以下、「甲」という。）と九州大学法科大学院（以下、「乙」という。）は、乙の授業として実施する「エクスターンシップ」（以下、「エクスターンシップ」という。）に関し、次のとおり協定書（以下、「本協定書」という。）を締結する。

（研修生の派遣及び受入）

第１条　乙は、別に定める乙の学生（以下、「研修生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（研修生の身分）

第２条　研修生は、乙の学生の身分を有したまま行うものとし、甲は、当該研修生に対し、甲の職員の身分を付与しない。

（研修生の処遇）

第３条　甲は、研修生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品は支給しない。

（服務）

第４条　乙は、研修生に、甲の社内規定および各種法令その他の規範を遵守させるよう周知徹底しなければならない。

（研修中における事故責任等）

第５条　乙は、研修生について、エクスターンシップ期間中の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

２　乙は、研修中の事故に関して、自らの責任において対応することとし、甲は一切の責任を負わない。

３　甲は、研修生が甲及び第三者に与えた損害に関して、一切の責任を負わない。

４　乙は、研修生が甲及び第三者に損害を与えたときは、甲及び当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

資料３－２－Ｄ　誓約書

（１）エクスターンシップに関する誓約書（抜粋）

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

ＯＯＯＯ株式会社 御中

住所

氏名　　印

私は、貴社と九州大学法科大学院との間で締結された平成１７年　月　日付け「エクスターンシップ協定書」に基づき、貴社においてエクスターンシップ研修（以下「本研修」といいます。）を受講するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１．本研修の期間中、貴社の諸規程を遵守し、誠実に指示・命令された職務に従事すること。

２．本研修の期間中、通信の秘密及び個人情報を保護すること並びに各種法令（とりわけ個人情報の保護に関する法律並びに関連する政省令)、各省庁の定めるガイドライン(指針)その他の規範を遵守すること。

３．通信の秘密、個人情報その他の貴社の諸規程に基づき管理される情報について、本研修の期間中はもとより本研修の終了後においても、貴社における職務上の必要がないのに、又は貴社の書面による許可がないのに、知得し、使用し、又は第三者に開示しないこと。また、これらの情報について取り扱う場合は、漏えい、滅失、き損その他の事故を発生させないよう十分な注意を払うこと。

４．貴社以外の者から知り得た第三者の営業秘密について、当該第三者の書面による承諾なしに自ら使用し、又は貴社若しくは他の第三者に開示しないこと。当該第三者と貴社との間で当該営業秘密に関する苦情、紛争等が発生した場合には、自らの責任において対処し、これを解決すること。

５．本研修の期間中に交付を受けた業務上の資料（電磁的記録によるものを含み、貴社から明示的に返還を免除されたものを除く。）及びその複製物について、すべて返還すること。

以　上

（２）リーガル・クリニックⅠにおける誓約書

年　　月　　日

九州大学法科大学院

院長　　殿

住所

氏名　　印

誓　　約　　書

私は、九州大学法科大学院の講座であるリーガル・クリニックⅠを受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。

上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士の関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等の資料の保管や廃棄処分にあたっても守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。

万一、私が上記の誓約に違反したときは、本講座による単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院からの除籍・退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。

以上

（３）リーガル・クリニックⅡに関する誓約書

平成　　年　　月　　日

九州大学法科大学院

院長　　殿

住所

氏名　　印

誓　　約　　書

私は、リーガル・クリニックⅡを受講するにあたり、守秘義務を厳守することはもちろん、諸注意を守り、関係者のプライバシーの侵害等をしないことを誓約します。

上記の誓約にもとづき、受講中または受講に関連して知った事実および弁護士の関与の下で見聞した事実につき、第三者にそれらの事実を漏洩しないことはもちろん、事件記録や私が作成したメモ等の資料の保管や廃棄処分にあたっても守秘義務違反やプライバシーの侵害等がないように細心の注意を払います。

万一、私が上記の誓約に違反したときは、単位認定を受けられないことはもとより、九州大学法科大学院から退学を含むいかなる処分を受けても異議ありません。

以上

資料３－２－Ｅ　九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程

九州大学法科大学院学生実務教育に関する規程

［平成 16 年 7 月 21 日　教授会決定］

（趣旨）

第１条　この規程は、法科大学院の学生等に対する実務教育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受講等の資格）

第２条　九州大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）が開設する授業科目のリーガル・クリニック及びエクスターンシップを受講する法科大学院の学生は、次の各号の要件を充たさなければ

ならない。

（１）　民事裁判実務、刑事訴訟実務及びリーガル・ライティングの単位を取得していること。

（２）　守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を法科大学院の長に提出していること。

２　前項の他、法学府及び法学部の学生で、以下の各号の要件を充たす場合には、授業科目以外の相談、調停・斡旋事件等への立合い等に参加できるものとする。

（１）リーガル・クリニック・センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）の許可を受けていること。

（２）守秘義務その他の義務を守る旨を記載した誓約書を所属学府等の長に提出していること。

（指導担当弁護士について）

第３条　リーガル・クリニック又はエクシターンシップが法律実務の受講であるときは学生の指導担当者は弁護士でなければならない。

（法科大学院学生の事件への関与）

第４条　法科大学院の学生等（以下「学生等」という。）に関与させる相談・事件は、前条の学生指導を行う弁護士（以下「指導担当弁護士」という。）が相談を受け、受任し、選任されている事件又は指導教員が相談、調停又は斡旋の依頼を受けた事件（以下「事件等」という。）とする。

２　学生等は、指導担当弁護士又は指導教員の補助者として関与する。

３　学生等を事件等に関与させる場合には、相談者、事件の依頼者、調停・斡旋の関係者又は被疑者・被告人の個別の同意を得なければならない。

（守秘義務・関係者の名誉の保護等）

第５条　学生等は、関与した事件の守秘義務を遵守し、関係者の名誉・プライバシーを侵害することのないようにしなければならない。

２　指導担当弁護士は、学生等が関与する事件等の相手方との面談・交渉、裁判官又は検察官との面接に当たって、学生等を立合わせる場合は、相手方、裁判官又は検察官の了承を得なければならない。

（指導・監督）

第６条　指導担当弁護士又は指導教員は、学生等が本規則を遵守するよう、学生等に対する適切な指導・監督を行わなければならない。

（処分）

第７条　学生等が、第４条の規定に違反したときは、学生等の所属する法科大学院等の長は、センター運営委員会の助言に基づき、相談・事件への立合い等を停止し、受講を取り消し、又はその他の処分をすることができる。

附　則

この規則は、平成１６年７月２１日より施行する。

（２）授業計画・授業内容・成績評価の学生への周知

本法科大学院では、①各科目のシラバスに、授業の目的、概要、各回の授業計画、成績評価（どのような要素をどのように評価するか）を記載し、マイデスクトップ・ポータルに掲載することで、授業計画・授業内容・成績評価を学生に周知している。《別添資料　法科大学院シラバス》

（３）授業時間外における学修を充実させるための措置

学生の事前事後学修を充実させるための具体的措置として、以下の対応を行っている。まず、時間割は、いずれの学年についても毎日の履修科目数に偏りが生じないよう、適切な科目配置を行っている。少人数教育の結果としての多数のクラス開講に備えて、時間割は６時限目まで設けられてはいるが、実際には、６時限目の授業は僅かであることから、学生の授業終了後の復習及び予習時間は確保されている。また、土曜日の講義は非常勤講師による授業や補講など例外的な場合のほかは行なわれていないため、週末における学修時間も確保されている。《別添資料　法科大学院時間割》【解釈指針３―２―１―５（１）】

学生が計画的に予習や課題レポートの作成を行えるよう、教員がマイデスクトップ・ポータルに、授業回数毎に予習範囲、課題レポート等の内容・回数・量等を事前に掲載できるようにしている。また、各教員が学生に課している課題については、マイデスクトップ・ポータルに掲載することとしており、これにより教員相互で現在出されている課題量を把握できるようにしている他、提出期限まで余裕をもたせて提示するよう申し合わせることで、学生の負担が過重にならないよう配慮している。《資料３－２－Ｆ　マイデスクトップ・ポータル（講義課題一覧ボード)》【解釈指針３―２―１―５（２）（３）】

施設、設備については、以下のような整備を行うことで、授業時間外の自修が可能となるような環境を整えている。

（ア）施設

学生が 24 時間利用可能な学修室（学生の自修室）及び法科大学院専用の図書室(法科大学院図書室)を、法科大学院棟内に完備している。また、本学附属図書館や文系合同図書室の利用も可能である。

（イ）設備

学修室の各席にＬＡＮのポートを整備し、インターネットの利用を可能としている。教育支援システムとして、九州大学法科大学院独自の学生のマイデスクトップ・ポータルを導入しており、これを通じて教員への質問、学生への連絡、教材の配布、小テストの成績通知等がなされているマイデスクトップ・ポータルについては、新入生に対するオリエンテーションの際に、施設・設備全般に関する詳細な説明を行っている。自習に必要な図書､データベースの整備状況については､後述の 10 章において詳しく述べるが、このうち判例や関連文献の検索・調査については､「ＬＬＩ統合型法律情報システム」「法科大学院専用ＬＥＸ・ＤＢ」の２つを採用している《資料３－２－Ｇ　ＬＬＩ統合型法律情報システム》《資料３－２－Ｈ　法科大学院専用ＬＥＸ・ＤＢ》《資料３－２－Ｉ　平成 23 年度新入生オリエンテーション》《別添資料　平成 23 年度新入生オリエンテーション配布資料》【解釈指針３―２―１―５（４）】。

集中講義については、学期中に行うものは、土曜・日曜などを利用して数週間にわたって開講し、夏休み・冬休みの期間に行うものは、原則として５日間程度（1 日３コマ）の期間にわたって行っている。また、授業を履修する学生の、授業時間外の事前事後の学修等に必要な時間を確保するために、可能な限り重複して開講されないよう配慮している。一方、シラバスの配布・公表を通じて、学生の予習範囲が授業開始前に明示されている。また、筆記試験を行う場合は、復習の時間を確保するために集中講義終了後、

可能な限り時間をおいて試験日を設けることにしている。以上の方法で、本法科大学院においては、集中講義を実施する際には、その授業の履修に関して授業時間外の事前事後の学修に必要な時間が確保されるよう配慮している。《資料３－２－Ｊ　集中講義の開講日程、集中講義の筆記試験の日程》【解釈指針３―２―１―７】

資料３－２－Ｆ　マイデスクトップ・ポータル（講義課題一覧ボード）

資料３－２－Ｇ　ＬＬＩ統合型法律情報システム

資料３－２－Ｈ　法科大学院専用ＬＥＸ・ＤＢ

資料３－２－Ｉ　平成 23 年度新入生オリエンテーション

平成23年度 新入生オリエンテーション 日時　平成23年4月4日(月)15時 場所　中講義室 司会進行　田淵教授	
	資料
1．法政学会挨拶	・法政学会加入案内
2．教務事項の説明 ・配布資料の確認 ・学生便覧記載事項（修了要件、修得単位数、修了年数、履修手続、「法学既修者」の認定及び単位互換による単位の認定、標準的な履修年次及び履修モデル、など） ・成績評価の方法と進級条件 ・オフィス・アワーについて ・学生担当（チューター）について ・学年暦、時間割について ・大学院共通教育科目及び九州大学専門職大学院コンソーシアム2011年度相互履修について ・授業に遅れた者の次の授業への出席は認めない。（例えば、民法ⅠのＡクラスの授業に遅れた学生が、Ｂクラスの授業へ出席するのは認めない。） ・自然災害時における休講措置の対応について	・学生便覧 ・学年暦 ・時間割 ・クラス編成表 ・九州・沖縄4法科大学院、福岡4法科大学院教育連携科目一覧
3．学修室の利用について、他注意事項等 ・学修室の利用に関する一般的な説明 ・全学の相談窓口について ・その他説明（法科大学院棟への入館、施設（講義室等）の利用方法、図書室、複写機の利用、法科大学院棟内の飲食禁止場所、自動車通学の許可等）	・安全の手引き ・あなたを守る道しるべ
・教育情報システムの利用について	・情報サービス利用ガイド ・ITを正しく使って充実した学生生活を
4．その他事務的な説明	
・専門職員説明（法科賠加入案内、住所届、学生証発行、履修申請等） 平成23年度前期履修登録期間 履修登録　4月11日（月）～4月22日（金）17：00まで 履修登録確認・修正　5月9日（月）～5月13日（金）17：00まで 履修登録最終確認　5月23日（月）～5月27日（金）12：00まで	・学生センターの概要 ・学割証・在学証明書の発行について ・住所届 ・喫煙について ・健康診断関係書類在中（封書） ※履修申請の手引き（後日配付）
5．質疑応答	

資料３－２－Ｊ　平成 22 年度集中講義の開講日程、集中講義の筆記試験の日程

開講時期	科目名	配当年次	開講日程	筆記試験の日程
前期	模擬裁判 **民事**	3	①4 月 27 日（火） ②5 月 11 日（火） ③5 月 15 日（土） ④5 月 18 日（火） ⑤5 月 25 日（火） ⑥6 月 1 日（火） ⑦6 月 12 日（土） ⑧6 月 22 日（火）、6 月 29 日（火）	
前期	模擬裁判 **刑事**	3	①4 月 27 日（火） ②5 月 10 日（月） ③5 月 17 日（月） ④5 月 24 日（月） ⑤5 月 31 日（月） ⑥6 月 7 日（月） ⑦6 月 19 日（土） ⑧6 月 21 日（月）	
前期	リーガル・クリニックⅠ	2･3	8 月 9 日（月）～9 月 24 日（金）	
前期	エクスターンシップⅠ	2	8 月 23 日（月）～8 月 27 日（金）	
前期	エクスターンシップⅡ	2	8 月 30 日（月）～9 月 3 日（金）	
前期	契約実務	2･3[3]	9 月 6 日(月）～9 月 10 日(金)	試験なし
前期	環境法	2.・3	8 月 19 日(木）～8 月 20 日（金） 8 月 30 日(月）～9 月 1 日（水）	試験なし
前期	倒産紛争処理	2	第 1 部：8 月 23 日(月)～8 月 25 日(水) 第 2 部：9 月 15 日(水)～9 月 17 日(金)	9 月 22 日（水）
前期	経済法	2･3	8 月 30 日(月)　～9 月 3 日（金）	試験なし
前期	発展演習（租税法実務）	2･3[3]	8 月 16 日（月）～8 月 20 日（金）	8 月 27 日（金）

前期	消費者法	2･3	9 月 13 日(月)～9 月 17 日(金)	9 月 22 日（水）
後期	リーガル・クリニックⅡ	2･3	第 1 期：2 月 11 日(金)～2 月 14 日(月) 第 2 期：2 月 18 日(金)～2 月 21 日(月)	
後期	エクスターンシップⅠ	2	2 月 14 日（月）～2 月 18 日（金）	
後期	**エクスターンシップⅡ**	2	2 月 21 日（月）～2 月 25 日（金）	

解釈指針３－２－１－１
「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。
解釈指針３－２－１－２
「批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。
解釈指針３－２－１－３
「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。
解釈指針３－２－１－４
法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められるとともに、法学未修者１年次においては、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向的又は多方向的な討論形式を基本としつつ、必要に応じて、講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫が図られていることが必要である。

解釈指針３－２－１－５
法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。
（１）クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
（２）エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。
解釈指針３－２－１－６
学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。
（１）授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。
（２）適切な教科書や補助教材が使用されていること。
（３）関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
（４）予習及び復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
（５）授業時間外の自習が可能となるよう、基準１０－１－１に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。
解釈指針３－２－１－７
集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。

３－３　履修科目登録単位数の上限

基準３－３－１：重点基準
法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計３６単位が上限とされていること。

（基準３－３－１に係る状況）

（１）各年次の履修可能単位数の上限

本法科大学院においては、１年次及び２年次（法学既修者を除く）における履修登録可能な単位数の上限を 36 単位としている。ただし、１年次生（法学既修者を除く）に限り、法律基本選択科目である法律基礎演習Ⅰ及びⅡ（各２単位）について、36 単位の上限を超えて履修することを認めている。【解釈指針３―３―１―１】

（２）最終年次の履修可能単位数の上限

最終年次（法学未修者３年次及び法学既修者２年次）については、当該年次への進級が 54 単位（既修者では 26 単位）であること、及び選択科目の履修可能性を拡大させることを考慮して、上限を 40 単位としている。各年次の履修可能単位数の上限は《資料３－３－Ａ　学生便覧（抜粋)》の通りである。【解釈指針３―３―１―２】

（３）再履修科目及び、他の大学院等における履修科目の単位数

原級留置となった場合、現在の年次に配当されている法律基本科目群の必修授業科目のうちＡ+又はＡ評価をとれなかった全科目について、再履修の上、改めて評価を受けることとし、Ａ+又はＡの評価を取得した科目については、その評価を維持することとしている。原級留置者は、再履修科目の単位数を含め、（１）（２）の単位数の上限の範囲で履修可能である。また、進級が認められた場合についても、再履修科目単位数は進級した年次の単位数の上限に含まれる。九州・沖縄４法科大学院、福岡県内４法科大学院連携協定に係る授業で単位互換の対象となる科目、及び修了要件を満たすための単位としては計算されないが履修を認めているところの、大学院共通科目、専門職大学院間での履修を認めるコンソーシアム科目などそれ以外の他大学院開講科目を履修する場合についても、当該年次における履修可能単位数の上限に含まれる。《資料３－３－Ａ　学生便覧（抜粋)》【解釈指針３―３―１―３】

資料３－３－Ａ　学生便覧（抜粋）

（４）単位修得の要件等

①学年は２つの半期に分けられ，前学期を４月１日から９月 30 日まで，後学期を 10 月１日から翌年３月 31 日までとする。

授業科目毎の単位数は，原則として２単位とし，半期で修了するセメスター制とする。

②１学年で履修可能な単位数の上限は，次のとおりとする。

1年次	2年次	3年次
36単位	36単位	40単位
法学既修者以外の学生の1年次における法律基礎演習Ⅰ及び法律基礎演習Ⅱの登録は，上限に含まない。 法学既修者の2年次における上限は，入学年次は36単位，次年次は40単位とする。		

※　他大学院の科目（大学院共通教育科目，専門職大学院コンソーシアム科目，法学府LL.M.科目及び「国公私立大コンソーシアム・福岡」科目を含む）は，単位修得を目的とする場合には，履修可能な単位数の上限内でのみ履修を認める。

出典：2011年度学生便覧10頁より

解釈指針３－３－１－１
各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は３６単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準３－３－１の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、３６単位とは別にそれぞれ６単位を限度として履修登録させることができる。
（１）法学未修者１年次に配当される基準２－１－２（１）に定める法律基本科目に当たる授業科目。
（２）基準４－２－１（１）ウに定める者の認定において、法学未修者１年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。
解釈指針３－３－１－２
法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を４４単位まで増加させることができる。これを超える単位数の設定はすることができない。
解釈指針３－３－１－３
解釈指針３－３－１－１に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準４－２－１（１）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、４単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとすることができる。
解釈指針３－３－１－２に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準４－２－１（１）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。
解釈指針３－３－１－４
研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、３年を超える標準修業年限を定める場合には、基準３－３－１及び解釈指針３－３－１－１において「３６単位」とあるのは、「３６を当該標準修業年限数で除した数に３を乗じて算出される数の単位」と、解釈指針３－３－１－２において「４４単位」とあるのは、「４４を当該標準修業年限数で除した数に３を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

２　特長及び課題等

１．優れた点

（１）徹底した少人数教育による双方向型授業の確立

本法科大学院では、必修科目については30～50名規模、選択科目においても、少人数ゼミ形式で実施可能な発展演習を多数開講する等、充実した少人数教育を実施している。

また、それぞれの授業内容に関しても、教員が意識を共通化しつつ、各科目に固有の特性を考慮して、教員間の質疑を中心にしたスタイルや学生どうしの討論を重視するスタイルなど、多様性に富んだ双方向型・対話型授業を展開している。

（２）教育連携の強化

福岡県弁護士会、西南学院大学、福岡大学、久留米大学、鹿児島大学、熊本大学及び琉球大学等と相互連携を行い、九州地域における法曹養成に責任をもつとともに、多様かつ多彩な授業科目を提供している。また、研究者教員と実務家教員の協働による科目やリーガル・クリニック・センターによるリーガル・クリニックや十分な数の受入先を確保したエクスターンシップを配置するなど、理論と実務を架橋する法律実務科目を充実させている。

（３）学生の自学自修のための環境整備

自学自修を基本として、その時間を確保するための配慮をするとともに、高度ＩＴ技術による学修サポートシステムである「マイデスクトップ・ポータル」を導入している。

２．改善を要する点

（１）基礎科目における双方向性の確保

１年次の法律基本科目については体系的な知識を正確に修得させるため、講義形式の授業と双方向の質疑を織り交ぜて進めているところ、科目によっては講義に偏っているため、ＦＤ活動等を通じて、双方向性を維持するためのさらなる研究が必要である。

（２）集中講義における自習時間の確保

集中講義の場合は、どうしても学生の自習時間の確保に限界が生じて来るため、なるべく集中講義を減らし、通常講義として開講できるよう、教員確保に努力する必要がある。

第４章　成績評価及び修了認定

１　基準ごとの分析

４－１　成績評価

基準４－１－１：重点基準
学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。
（１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
（２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
（３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
（４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
（５）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準４－１－１に係る状況）

（１）成績評価基準の設定と学生への周知

本法科大学院における成績の評点は、A+・A・B・C・Dの５段階からなり、A+・A・B・Cを合格、Dを授業目的により要求される水準に達していないものとして不合格としている。

成績評価の割合、成績評価における考慮要素、及び成績評価における授業への遅刻、欠席の取り扱いについては、《資料４－１－A　「成績評価等に関する申し合わせ」》のように定めており、試験期間毎に、担当教員に周知するとともに、学生に対しては、『学生便覧』を配布し、入学時の新入生に対するオリエンテーション、入学後の２・３年生に対するオリエンテーション、及び、留年者、休学後復学した学生に対する履修説明会において、教務委員長がこの点につき説明を行っている。各授業科目の目的に応じた合理的な評価基準（割合、配点等）を設定し、シラバスに記載するようにしている。【解釈指針４－１－１－１】【解釈指針４－１－１－２】

資料４－１－A　「成績評価等に関する申し合わせ」

成績評価に関する申し合わせ

［平成１８年１０月１８日 教授会決定］
［平成２１年０１月２１日 教授会改定］

第１．成績評価

（１）授業目的により要求される水準に達していない場合には、Ｄ（不合格）と する。

（２）合格者について、以下の割合を目安として相対評価を行う。

Ａ＋　　５％

Ａ　　２５％

Ｂ　　４０％

Ｃ　　３０％

（３）受講生が少ない科目（おおむね１０名未満）については、（２）の相対評価によらないことができる。その場合には、以下の評価基準による。

Ａ＋　９０点以上・・・・・特に優れている。

Ａ　８０点～８９点・・・優れている。

Ｂ　７０点～７９点・・・良好である。

Ｃ　６０点～６９点・・・水準に達している。

Ｄ　５９点以下・・・・・水準に達していない。

（４）次の科目については、合否のみを判定し、合格をＡ、不合格をＤとする。

①法曹倫理

②模擬裁判

③リーガル・クリニックⅠ・Ⅱ

④エクスターンシップⅠ・Ⅱ

第２．評価の在り方

評価においては、原則として平常点や出席数を含めた総合評価を行うことと し、シラバスにその具体的な基準（割合、配点等）を明記する。

第３．授業の出欠及び遅刻の取り扱い

学生には出席を課すこととする。教員は毎回出席管理を行い、特に、２単位科目（１５回開講）について、次のとおり、取り扱うこととする。

（１）学生が欠席した場合は、欠席回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。また、理由の如何を問わず４回以上欠席した者は、原則として単位の認定を行わない。

（２）遅刻の多い学生の場合も、その回数に応じて成績評価に反映させることができるものとする。

第４．その他

本申し合わせは、平成２１年４月１日から実施し、学生便覧等で、学生に公表する。

（２）成績評価基準に従った成績評価が行われていることの確保措置

上記（１）のような成績評価基準に従った厳格かつ公平な成績評価が行われていることを確保するために、本法科大学院では、以下のような具体的な措置を講じている。

（ア）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会

本法科大学院では、「評価質問書の制度」を設け、学生に対して、期末試験の成績評価の結果に対する不服申立制度を含む、成績評価に関する質問の機会を確保している。本

制度の存在についても、成績評価基準同様、学生ならびに教員（非常勤教員も含む）に対して周知徹底させている。《資料４－１－Ｂ　学生便覧（抜粋)》《別添資料　評価質問書》。《別添資料　定期試験受験要領（学生用)》

（イ）筆記試験採点の際における匿名性の確保

期末試験実施に際しては、公平性を期すために、答案に学生の氏名は記載せず、学籍番号のみを記載する方式を採用することで、筆記試験採点の際の匿名性を確保している。

（ウ）採点分布に関するデータの関係教員間の共有

教授会やＦＤにおいて、各学期の終了時に、全教員の全科目に関する成績評価の一覧表や成績分布図を資料として配布し、各教員が成績評価基準に従った成績評価を行っているかどうかにつき、教員相互間での確認と意見交換を実施している。【解釈指針４－１－１－３】

資料４－１－Ｂ　学生便覧（抜粋）

８　成績評価に対する質問（評価質問書）

成績評価の過誤（採点ミスや転記ミス）をチェックし，その後の進級・修了判定等に遺漏がないよう，成績評価に関する問い合わせを受け付ける。成績評価に直接関係のない講評や学修指導を求めるような質問については，別途，オフィスアワー等の時間帯に質問すること。なお，この手続きは，教員が，定期試験終了後に，採点基準の講評や試験の解説を行うことを妨げるものではない。

①　試験の成績評価について質問等があるとする学生は，所定の用紙（「評価質問書」）に，科目，授業担当教員及び質問等の内容を具体的に記入し、法科大学院事務室に提出する。

②　「評価質問書」を受け取った授業担当教員は，法科大学院事務室を通じて，所定の期間内に文書で回答するものとする。

③　夏季休業中における質問については，原則として電子メールで行うものとする。
ただし，教員の事情により，回答できない場合がある。

出典：2011 年度学生便覧 15 頁

（３）成績評価の学生への適切な告知

上記（１）において述べたように、成績評価の基準、成績評価に際して期末試験の結果が占める割合に関しては、事前にシラバスに記載することにより、学生に対して告知している。また、試験の後においては、答案を返却しており、かつ、評価質問書を提出した学生に対しては個別に成績評価の理由を説明している。【解釈指針４－１－１－３】【解釈指針４－１－１－４】

（４）　期末試験実施方法についての適切な配慮

（ア）追試験

やむを得ない理由により期末試験を受験できなかった学生に対しては、期末試験に近接した時期に、追試験を許可している。追試験の実施に際しては、試験監督者を置き、持ち込み可能なものを限定するとともに、入退室の時間を制限するなど、本試験同様に、厳格な試験の実施を行っている。また、試験問題の出題にあたっては、追試験受験者が

不当に利益または不利益を受けることのないよう、本試験と追試験の問題が同一、同分野にならないよう、試験期間毎に教員に周知徹底している。《資料４－１－Ｄ　試験、成績評価及び入学試験における留意事項（抜粋)》

（イ）再試験

本法科大学院では、成績不良者に対する再試験は、原則として実施していない。平成２３年度までは、法学未修者の３年次（法学既修者の２年次）に配置された必修科目に限り、再試験を認めることがあることになっているが、再試験により成績を認定する場合の評点は 60 点としており、厳格な成績評価を行っている。なお、平成 22 年度以降の入学生以降は、制度を改め、平成 23 年度の既修者 2 年次生を例外として、一切再試験を実施しないこととしている。《資料４－１－Ｅ　学生便覧（抜粋)》【解釈指針４－１－１－５】

資料４－１－Ｄ　試験、成績評価及び入学試験における留意事項（抜粋）

試験、成績評価及び入学試験における留意事項

［平成 19 年 7 月 11 日教授会］

試験、成績評価及び入学試験においては、下記の事項に、特に留意しなければならない。

１．試験及び成績評価について

（１）　試験問題

試験の出題にあたっては、本試験と追試験の問題が同一、同分野でないこと。

資料４－１－Ｅ　学生便覧（抜粋）

７　再試験

①再試験は実施しない。

ただし，平成 22 年度既修者コース入学者には，平成 23 年度にかぎり，法学未修者の 3 年次（法学既修者の 2 年次)に配当された必修科目のみ，再試験を認めることがある。

②再試験の評価

再試験により成績を認定する場合は，その評点は 60 点とする。

出典：2011 年度学生便覧　頁

解釈指針４－１－１－１
基準４－１－１にいう各授業科目における「達成度」は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。
解釈指針４－１－１－２
基準４－１－１（１）にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。
解釈指針４－１－１－３
基準４－１－１（２）にいう「措置」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。
（１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
（２）各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。
解釈指針４－１－１－４
基準４－１－１（３）にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ及び筆記試験における成績評価の基準を含む。
解釈指針４－１－１－５
基準４－１－１（５）にいう「再試験」とは、筆記試験の成績を考慮要素とする成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

基準４－１－２
一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準４－１－２に係る状況）

本法科大学院では、１学年を修了するにあたって履修成果が一定水準に達しない学生に対しては、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）を設けている。進級基準は、①単位取得数と②各年次配当の法律基本科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ、家族法を除く）のＧＰＡの、二つの指標に基づき設定しており、ＧＰＡ制度を有効に活用している。休学した学生についても、休学期間にかかわらず年度末を基準に進級判定を行うことにしている。原級留置となった学生は、現在の年次に配当されている法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ及び家族法を除く）のうち、A+またはＡ評価をとれなかった全科目を再履修しなければならない。《資料４－１－Ｆ　九州大学法科大学院規則(抜粋)》《資料４－１－Ｇ　学生便覧(抜粋)》

《別紙資料　平成 22 年度進級判定資料》

進級制及び原級留置の場合の取扱いについては、学生便覧に記載するとともに、年度当初のオリエンテーションの際に口頭で説明し、学生に周知している。【解釈指針４－１－２－１】【解釈指針４－１－２－２】

資料４－１－Ｆ　九州大学法科大学院規則(抜粋)

第２０条　学生が別表第３に掲げる単位数を修得できていない場合または各年次配当の法律基本科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）のグレードポイントアベレージ（以下「ＧＰＡ」という）が１．５未満である場合は、次年次へ進級できない。

２　ＧＰＡとは、履修登録した科目の５段階の科目成績を４から０までの点数（グレードポイント。以下「ＧＰ」という。）に置き換えて算出する１単位あたりの科目成績平均値（小数点第２位（第３位以下切捨て。））をいう。

ＧＰＡ＝〔(科目で得たグレードポイント）×（科目の単位数）の総和〕／（算出対象となる科目の単位数）の総和　（小数点第３位以下切り捨て）

３　ＧＰＡは、以下の計算式によって計算する。

ＧＰＡ＝〔(科目で得たグレードポイント）×（科目の単位数）の総和〕／（算出対象となる科目の単位数）の総和

４　成績の評語に対するＧＰは、次のとおりとする。

(1)　Ａ＋　　（９０点～１００点）　ＧＰ＝４
(2)　Ａ　　（８０点～　８９点）　ＧＰ＝３
(3)　Ｂ　　（７０点～　７９点）　ＧＰ＝２
(4)　Ｃ　　（６０点～　６９点）　ＧＰ＝１
(5)　Ｄ　　（５９点以下）　　ＧＰ＝０

５　第１項の定める科目のうち履修登録しなかった科目の成績はＤとして取り扱うものとする。
６　進級できなかった場合、法律基本科目群の必修の授業科目のうち、科目成績Ａ＋またはＡをとれなかった科目の単位は無効となる。

別表第３（進級制）

2年次への進級	取得単位　28単位以上
3年次への進級	取得単位　54単位以上
法学既修者は，次年次への進級は取得単位26単位以上とする。	

資料４－１－Ｇ　学生便覧（抜粋）

（４）単位修得の要件等

④年次進級のためには，以下のｉ）ⅱ）の要件をともに満たさなければならない。
ｉ）各年次の単位修得数が以下のとおりであること。

2年次への進級	取得単位　28単位以上
3年次への進級	取得単位　54単位以上
法学既修者は，次年次への進級は取得単位26単位以上とする。	

修了要件の単位として認められる科目の取得単位数による。

ⅱ）各年次配当の法律基本科目（法律基礎演習Ⅰ，法律基礎演習Ⅱ，家族法を除く。）のグレードポイントアベレージ（以下「ＧＰＡ」という）が 1.5 以上であること。

・ＧＰＡとは、履修登録した科目の５段階の科目成績を 4 から 0 までの点数（グレードポイント。以下「ＧＰ」という。）に置き換えて算出する１単位あたりの科目成績平均値（小数点第２位（第３位以下切捨て。））をいう。
・ＧＰＡは、以下の計算式によって計算する。
ＧＰＡ＝〔(科目で得たグレードポイント）×（科目の単位数）の総和〕／（算出対象となる科目の単位数）の総和
・成績の評語に対するＧＰは、次のとおりとする。

Ａ＋　（90 点～100 点）　ＧＰ＝4
Ａ　　（80 点～ 89 点）　ＧＰ＝3
Ｂ　　（70 点～ 79 点）　ＧＰ＝2
Ｃ　　（60 点～ 69 点）　ＧＰ＝1
Ｄ　　（59 点以下）　　ＧＰ＝0

・各年次配当の法律基本科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）のうち，履修登録しなかった科目の成績はＤとして取り扱うものとする。

（中略）

（９）留年

進級できなかった学生は，現在の年次に配当されている法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ・Ⅱ及び家族法を除く）のうち，A+またはＡ評価をとれなかった全科目を再履修しなければならない。

次年度の進級判定にあたっては，過年度にＢ，Ｃ，又はＤを取得した科目については次年度の成績を評価の対象とする。

休学した学生についても，年度末を基準に進級判定を行う。

同一学年に２年続けて留年した学生に対しては、退学勧告を行うことがある。

出典：2011 年度学生便覧 10-16 頁

解釈指針４－１－２－１
進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。
解釈指針４－１－２－２
進級要件を定めるに当たっては、ＧＰＡ制度が効果的に活用されていることが望ましい。
解釈指針４－１－２－３
進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。

４－２　修了認定及びその要件

基準４－２－１：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

（１）３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、９３単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、３０単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。

イ　教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ　当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて３０単位（アのただし書により３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。

（２）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、３年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計１８単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	８単位
イ	民事系科目	２４単位
ウ	刑事系科目	１０単位

エ　法律実務基礎科目　　１０単位
オ　基礎法学・隣接科目　　４単位
カ　展開・先端科目　　１２単位
（３）法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の３分の１以上修得していること。ただし、基準２－１－５のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

（基準４－２－１に係る状況）

平成 22 年度より実施のカリキュラムにおける本法科大学院の修業年限は、２年ないし３年であり、修了に必要な単位数は、３年生課程においては 93 単位以上である。

（１）他の大学院等において修得した単位の認定

本法科大学院では、本法科大学院入学以前の既修得単位、本法科大学院以外の大学院で修得した単位は、大学院通則第 15 条及び第 17 条の規定の転学等の場合を除き、30 単位を上限に、厳格な審査の下で、本法科大学院の単位として認定することにしている。

また、法学既修者と認定された学生に関しては、１年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、１年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）28 単位を修得したものとみなれ、かつ上記基準４－２－１（１）（ア）と（イ）による単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で、本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととしている。《資料４－２－Ａ　九州大学法科大学院規則（抜粋）》【解釈指針４－２－１－１】

資料４－２－Ａ　九州大学法科大学院規則（抜粋）

（他の大学院における授業科目の履修等）
第 14 条　法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
（法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度）
第 15 条　前条、次条、第 19 条第１項及び第 21 条第３項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院通則第 15 条及び第 17 条の規定の転学等の場合を除き、合わせて 30 単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位の認定）
第 16 条　法科大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、法科大学院に入学した後法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
（修了要件）

第17条　法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は，専門職学位課程に３年以上在学し，93単位以上を修得することとする。

（在学期間の短縮）

第18条　法科大学院は，第16条の規定により，法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第19条　法科大学院は，法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては，第17条に規定する在学期間については１年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し，同条に規定する単位については，法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は，前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えないものとする。

３　第１項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、１年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）２８単位とする。

（留学）

第21条　留学を志望する法科大学院の学生は，書面をもって法科大学院の長に願い出て，その許可を受けなければならない。

２　前項の許可を得て留学した期間は，第17条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

３　第14条第１項の規定は，法科大学院の学生が留学する場合について準用する。この場合において，同条中「他の大学院」とあるのは，「外国の大学院」と読み替えるものとする。

（２）修了に必要な単位数

平成 22 年度より実施のカリキュラムの下では、３年生課程の学生の修了要件として、法律基本科目群の必修科目につき、公法系科目 14 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位の計 60 単位、法律実務基礎科目群のうち必修科目として９単位、選択必修科目として選択必修科目群Ⅰ及び選択必修科目群Ⅱからそれぞれ２単位以上の計 13 単位以上、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから６単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから 12 単位以上、並びに科目群に関係なくその他の授業科目のうちから２単位以上の、計 93 単位以上の修得を要求している。一方、２年生課程については、３年生課程の１年次配当の法律基本科目 28 単位を免除した、65 単位以上の修得を修了要件としている。《資料４－２－Ｂ　九州大学法科大学院規則（抜粋）》《資料４－２－Ｃ　学生便覧（抜粋）》

資料４－２－Ｂ　九州大学法科大学院規則（抜粋）

第７条　学生は、必修として、法律基本科目群（法律基礎演習Ⅰ及び法律基礎演習Ⅱを除く。）の授業科目６０単位及び法律実務基礎科目群のうち必修科目９単位、選択必修として、法律実務基礎科目群の授業科目のうち選択必修科目群Ⅰ及び選択必修科目群Ⅱからそれぞれ２単位以上、基礎法学・隣接科目群の授業科目のうちから６単位以上、展開・先端科目群の授業科目のうちから１２単位以上並びに科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから２単位以上を修得しなければならない。

（修了要件）

第１７条　法科大学院の専門職学位課程の修了の要件は、専門職学位課程に３年以上在学し、９３単位以上を修得することとする。

（法学既修者）

第１９条　法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第１７条に規定する在学期間については１年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年とする。

３　第１項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位は、１年次配当の法律基本科目群の授業科目（法律基礎演習Ⅰ、法律基礎演習Ⅱ及び家族法を除く。）２８単位とする。

資料４－２－Ｃ　学生便覧（抜粋）

（４）単位取得の要件等

③必修および選択必修科目について，さらに次の要件を満たさなければならない。

必修科目	69単位
法律基本科目群	60単位
法律実務基礎科目群（リーガル・ライティング、民事裁判実務、刑事訴訟実務、法曹倫理、模擬裁判）	9単位
選択必修科目	24単位以上
法律実務基礎科目群	4単位以上
（ロイヤリング・法交渉，リーガル・クリニックⅠ，リーガル・クリニックⅡ，エクスターンシップⅠ又はエクスターンシップⅡのうちから2単位以上及び法情報論，民事弁護論，刑事弁護論，公法訴訟実務又は要件事実論のうちから2単位以上）	
基礎法学・隣接科目群	6単位以上
展開・先端科目群	12単位以上
科目群に関係なくそのほかの授業科目のうちから	2単位以上

「福岡県内４法科大学院及び福岡県弁護士会の間の教育連携に関する協定」（以下「福岡県内４大学連携」という）に基づき開講される連携科目を履修した場合には，当該科目が九州大学法科大学院の開講科目でない場合であっても，「展開・先端科目」として認定する。

「福岡県内４大学連携」，「九州大学法科大学院，熊本大学法科大学院，鹿児島大学法科大学院及び琉球大学法科大学院における教育連携に関する協定書」（以下「九州・沖縄４大学連携」という）に基づき開講される連携科目以外の他大学院の科目（大学院共通教育科目，専門職大学院コンソーシアム科目，法学府 LL.M.科目及び「国公私立大コンソーシアム・福岡」科目を含む）は，原則として修了要件の単位としては認めない。

「発展演習」は 4 単位まで履修することができるが、修了要件単位として認められるのは 2 単位を上限とする。

出典：2011 年度学生便覧 10 頁

（３）法律基本科目以外の科目の修得

修了要件における、法律基本科目以外の科目の単位の修得（33 単位以上）は、修了要件単位数（93 単位以上）の３分の１以上となっている。

なお、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目及び独自科目として設けている発展演習については、内容的に法律基本科目に該当する授業が行われることのないよう、運営委員会、教務委員会等が検討のうえ、法科大学院教授会に諮り、教員全員での審議を行っている。《資料４－２－Ｄ　平成 19 年８月１日法科大学院ＦＤ記録(抜粋)》

資料４－２－Ｄ　平成 19 年８月１日法科大学院ＦＤ記録(抜粋)

平成 19 年度法科大学院 FD

日時　　平成 19 年 8 月 1 日　13：00～14:40
場所　　法科大学院法廷教室
出席者　20 名

テーマ　　「法科大学院認証評価基準と遵守事項」

１．法科大学院認証評価基準と遵守事項について
大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価基準及び、認証評価を受審する際の留意事項等について説明
○第２章　教育内容（基準２－１－２、２－１－４）について
・法律基本科目以外の授業科目として開設されている授業の内容が、法律基本科目にあたらないことを確認し、徹底することとした。

（４）修了判定

法科大学院の修了判定は修了に必要な上記単位を修得しているか否かにより行ってお

り、ＧＰＡ制度は利用していないが、３年次前期及び後期に必修科目として法律基本科目の総合系科目が配置されており、当該科目の成績評価を厳格に行うことにより、法務博士の学位を授与するに相応しい学位を修了させるように努めている。《別紙資料　平成22年度修了判定資料》【解釈指針４－２－１－２】

解釈指針４－２－１－１
基準４－２－１（１）ウのただし書に定める単位数は、基準２－１－５のただし書による単位数に限るものとする。
解釈指針４－２－１－２
法科大学院の修了判定に当たっては、ＧＰＡ制度が効果的に活用されていることが望ましい。

基準４－２－２
**　修了の認定に必要な修得単位数は、１０２単位が上限とされていること。ただし、基準２－１－５のただし書による単位数については、１０２単位の上限を超えることができる。**

（基準４－２－２に係る状況）

上述のように、本法科大学院の修業年限は、２年ないし３年であり、修了に必要な単位数は、３年生課程においては、93 単位以上であり、102 単位の上限を超えていない。

４－３　法学既修者の認定

基準４－３－１
法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準４－３－１に係る状況）

（１）試験の実施方法

本法科大学院にあっては、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）にあたっては、本法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」確保の基本方針の下に、以下のような多角的資料による法律科目試験（以下、「法学専門試験」と記載）等を実施している。【解釈指針４－３－１－１】

（ア）第１次選抜

平成24年度入試においては、法学既修者コースの志願者が募集人員（50名）の５倍を超えた場合には、第１次選抜を行うことがあることとしている。この第１次選抜は、学部成績、成績証明書以外の書類選考、適性試験の結果により行う。

（イ）第２次選抜

法学既修者コースの第２次選抜の配点は、第１次選抜の結果（100点）、法学専門試験（350点）となっている。

第２次選抜において、第１次選抜の結果が全体の２割を構成することになるので、これを通じて、適性試験の結果は、適切に試験結果に反映されることとなる。なお、仮に志願者が150名を超えず、上記第１次選抜を行わなかった場合でも、第２次選抜の作業を行うことにより、第１次選抜の100点部分を計算することとしている。

また、法学専門試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法で、各科目の配点は50点となっている。これは、既修者コースである以上、司法制度改革の理念に従った法曹養成機関として、２年間で新司法試験へ合格する実力を修得させる必要があることから、新司法試験科目とされる公法系、民事系、刑事系のそれぞれに関する基礎的な知識が既に身に付いているかどうかを確認するためである。各科目のいずれかひとつでも20%未満である場合は、総得点にかかわらず、第２次選抜は不合格としている。《別紙資料　平成24年度九州大学法科大学院学生募集要項》

（２）他大学出身者との間の公平性

法学専門試験を実施するにあたっては、公平な入学試験の実施を確保するための申合せに基づき、出題者に対しては、当該科目の学部授業を履修していた者が有利となるような問題を出題しない旨を周知徹底している。《別添資料　法科大学院における公平な入学試験実施のための申し合わせ》

また、答案には受験番号のみが記載され、受験生の氏名その他は記載されないことで、

採点の際の匿名性が確保されている。

以上の手続により、本学部出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平性は保たれている。【解釈指針４－３－１－４】

（３）履修免除の対象となる法律基本科目

法科大学院では、既修認定者は、１年次に配当している法律基本科目のうち法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目（28 単位分）につき一括して単位修得したものとみなしている。一部の科目のみ履修を免除することは行っていない。《資料４－３－Ａ　既修認定科目》また、本法科大学院の入学者選抜における法学専門試験に含まれない科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の７法以外の科目）につき、既修認定は行なっていない。【解釈指針４－３－１－２】【解釈指針４－３－１－３】

資料４－３－Ａ　既修認定科目

法学専門試験科目	１年次に配当している法律基本科目	単位数
憲法	基礎憲法	２
行政法	基礎行政法	２
民法	基礎民法Ⅰ、基礎民法Ⅱ、基礎民法Ⅲ、基礎民法Ⅳ	８
刑法	基礎刑法Ⅰ、基礎刑法Ⅱ	４
商法	基礎商法Ⅰ、基礎商法Ⅱ	４
民事訴訟法	基礎民事訴訟法Ⅰ、基礎民事訴訟法Ⅱ	４
刑事訴訟法	基礎刑事訴訟法Ⅰ、基礎刑事訴訟法Ⅱ	４
計		２８

（４）本法科大学院以外の機関の法律科目試験の結果に基づく既修認定

本法科大学院では、本法科大学院の入学者選抜における法学専門試験の合格者のみを既修者として認定しており、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果に基づく既修認定を行なってはいない。【解釈指針４－３－１－５】

（５）在学期間の短縮と既修認定との間の相当性

本法科大学院における既修認定は、上記のように、１年次に配当している法律基本科目のすべてである７法を受験するものであり、また、本法科大学院以外の法律科目試験の結果は利用していないことから、在学期間の短縮と既修認定との間には相当性がある。【解釈指針４－３－１－６】

解釈指針４－３－１－１
「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、基準４－２－１（１）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。
解釈指針４－３－１－２
当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。
解釈指針４－３－１－３
法学既修者としての認定は、法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から６単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。
解釈指針４－３－１－４
法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。
解釈指針４－３－１－５
学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことは認められない。ただし、当該法科大学院がそのような結果を考慮することが法学既修者としての認定を行うために必要である理由を明らかにしている場合は、この限りでない。
解釈指針４－３－１－６
当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。

２　特長及び課題等

１．優れた点

（１）厳格な成績評価

再試験は原則として行っておらず、３年次配当の必修科目についてのみ例外的に許可してきたが、平成 22 年度の３年コース入学生が３年次に進級する平成 24 年度からは再試制度を完全に廃止し、より厳格な成績評価と修了判定を行うようにした。

（２）ＧＰＡ制度による厳格な進級判定

平成 22 年度入学生よりＧＰＡ制度を進級基準に用いた厳格な進級判定を行っている。

２．改善を要する点

（１）成績評価における相対評価の徹底

Ａ+、Ａ、Ｂ、Ｃの各成績については相対評価基準を定め周知徹底してきたが、一部の科目において基準どおりでない成績評価が行われているため、ＦＤ活動等を通じて、適正な成績評価の大切さを認識してもらえるよう、今後も継続的な取組みを行っていく必要がある。

第５章　教育内容等の改善措置

１　基準ごとの分析

５－１　教育内容等の改善措置

基準５－１－１
教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準５－１－１に係る状況）

（１）ＦＤの実施体制

本法科大学院では、ＦＤすなわち教育内容と方法の改善を目的とする種々の企画・立案のため、運営委員会委員の一人をＦＤ担当の主幹とし、さらに、運営員会委員のうち教務担当主幹と評価担当主幹によりＦＤ企画委員会をおくものとしている。毎月定例で実施される法科大学院ＦＤのテーマの設定のほか、教員相互の授業参観の実施等の教育内容および方法の改善に関する企画については、法科大学院長が主宰し、ＦＤ担当主幹、教務担当主幹および評価担当主幹のほか、さらには他の運営委員会委員も出席する運営委員会での意見交換を経て、実行に移される。

本法科大学院においては、原則として毎月ＦＤを実施している。ＦＤは、専任（みなし専任を含む）の研究者・実務家教員は必ず出席するものとされているほか、後述のように、法科大学院所属ではないが法科大学院で授業を担当している法学研究院の兼担教員、さらには、兼任（非常勤）教員も原則として出席することができる。そして、毎回60～90分程度の時間を設けて、法科大学院教育のあり方と課題、本法科大学院の教育と学生の学修状況の現状と課題等をめぐるさまざまテーマを設定し、教員相互間で討論する。討論の主宰者はＦＤ担当主幹が務め、法科大学院教育をめぐり、教員間で問題の状況を共有するとともに、意識改革をはたらきかけ、それぞれの教員が担当する授業の内容、方法の改善に資することを本来的な目的としてなされる。また、チューター担当教員として学生と面談した場合には、その状況をＦＤで報告しており、低年次の法律基本科目の単位が習得できずに高年次の法律基本科目を履修する学生に対しては履修指導を行うことを必須としているが、これを行った教員はやはりその状況についてＦＤで報告するものとしている。このように、学生の学修状況と教育の課題を教員間で共有する場としても、ＦＤが活用されている。さらに、法科大学院教育や学生募集等をめぐって、新しい制度を検討する場合に、教授会とは異なって、自由な雰囲気でブレイン・ストーミング的に、教育の現場の意見をざっくばらんに出し合い、よりよい教育をめぐる制度設計等を研究する場としても活用されることがある。

（２）個別科目におけるＦＤ活動

本法科大学院におけるカリキュラムの３年次には、公法総合演習、刑事法総合演習お

よび民事法総合演習Ⅰ・Ⅱの総合演習科目が配置されている。これらのうち、刑事法総合演習および民事法総合演習Ⅰ・Ⅱについては、複数の研究者教員および実務家教員が連携して授業を展開するため、授業の準備、教材の作成、レポート等の課題とその評価、中間試験や期末試験の問題作成、実施、成績評価等をめぐって、担当教員間でさまざまな意意見交換の場が持たれる。そこでは、研究者教員と実務家教員が、授業や成績評価をめぐって、意見交換することも多く、上記のＦＤが組織全体のＦＤ活動の場であるのに対して、個別科目におけるＦＤの場を形成している。

とくに民事法総合演習の一部においては、平成 20 年度後期から、同様の科目を開設している琉球大学法科大学院の実務家教員と連携して、教材や試験問題の共同開発等が行われている。たとえば、意見交換を行いながら、共通の試験問題を作成し、同じ日時で試験を実施し、やはり意見交換をしながら作成した共通の採点基準で採点し、成績評価を行った後、その結果や反省点を互いに持ち寄り、検討会の場を設けて意見交換し、次年度の授業改善につなげるといった試みがなされている。

（３）教育の内容及び方法の改善を図るための研修

（１）で述べたように、本法科大学院では、原則として毎月ＦＤを開催しており、これが、教育改善のための教員の研修の最も重要な場となっている。

専任教員には、やむを得ない事情がない限りＦＤに出席しなければならないという意識もほぼ定着しており、毎回 20 名程度を超える参加者があるため、充実した討論・意見交換がなされている。

さらに、平成 20 年度の前期から、法科大学院の専任教員だけではなく、兼担・兼任（非常勤）教員に対しても、ＦＤへの出席を呼びかけている。

平成 20 年度前期以降は、主として教育に関わる拡大ＦＤ、入試や学生募集について議論する学内ＦＤと区別し、学内ＦＤは、専任教員と兼担教員のみを出席者とするが、拡大ＦＤについては、可能な限り広く、兼任（非常勤）教員の出席をも求めて、本法科大学院の教育の改善について、より広範囲で多角的な論議がなされることを目標としている。実際にも、実務家の兼任（非常勤）教員を中心に、拡大ＦＤに参加があり、発言や討論がなされている。そのため、とくに実務家教員と研究者教員の意見交換の場として有効に機能しており、このことが本法科大学院におけるＦＤ活動の活性化につながっている。

また、後述のように、毎学期に後述の学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観がなされてその結果が取りまとめられると、それを資料として教授会で配布した後、続いてなされるＦＤにおいてその資料に基づいて、教育改善や教育の課題について討論を行っている。

さらに、たとえば、司法研修所や、日弁連等が主催する教員研修やシンポジウムで教育改善に役立つ企画については、必要に応じて、教員を出張として派遣し、終了後に報告をしてもらうことで、成果を他の教員間でも共有するようにしている。

（４）授業評価

学生による授業評価アンケートは、毎学期に原則として全科目で実施している。

実施時期は、原則として、前期開講科目については６月、後期開講科目については 11 月である。授業の終了時ではなく、各学期のほぼ中間でアンケートを実施するのは、アンケートの集計結果を当該の授業がまだ行われている時期に担当教員に伝えて、当該の授業の改善に結びつけるためである。もっとも、上記の総合演習科目等、複数教員で担当する科目については、すべての担当教員の授業が出そろった時期に学生アンケートを実施する方が、担当教員の一部だけでなくすべての担当教員の授業改善につながるため、各学期における授業終了時にアンケートを実施している。

アンケートの実施に際しては、各教員に対して、あらかじめ法科大学院事務室でアンケート用紙を受け取って教場に赴くよう、事前にアナウンスを行う。各教員は、アンケートを実施する当該の授業においては、やや早めに授業を終了させ、アンケート用紙を学生に配布し、教員自身は退席して、教員が不在の所で学生がアンケートを記入できるように配慮するようアナウンスしている（回収については、教員が回収担当の学生を指名しておき、その学生が当該クラスの全アンケートを回収して、袋に入れて法科大学院事務室に提出する、あるいは、各学生が記入したアンケートを法科大学院事務室へ各自で提出する等、教員が指示するものとしている)。いうまでもなく、学生が教員不在の場で、アンケートに対する意見を自由に表明できる環境を確保するためである。

学生による授業評価アンケートのフォーマットは、若干のバージョンアップを経て、現在使用されているものは、《資料５－１－Ｂ　平成 23 年度前期授業評価アンケート用紙（学生用)》の通りである。

《資料５－１－Ｂ　平成 23 年度前期授業評価アンケート用紙（学生用)》

2011年 前期 授業評価アンケート

2011年　月　日

科目名	
担当教員	

○それぞれ該当する項目ごとに番号で回答してください。
○授業を複数の教員が担当する場合も、授業全体としての評価を行ってください。

1. あなた自身のことについて		1	2	3	4	回答番号
a	入学年度	2009以前	2010	2011		
b	修業状況	未修	既修			
2. これまでの授業方法・内容について		**1**	**2**	**3**	**4**	**回答番号**
a	教員の話し方（声の大きさ、話すスピード等）は聞き取りやすかったですか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
b	教員の黒板の使い方は適切でしたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
c	教員の準備は十分にできていましたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
d	教員の説明はわかりやすかったですか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
e	授業は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
f	授業の進度は適切でしたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
g	授業内容を理解することができましたか。	よく理解できた	だいたい理解できた	あまり理解できなかった	ほとんど理解できなかった	
h	授業内容の水準はいかがでしたか。	適切だと思う	高いと思う	高すぎると思う	低いと思う	
3. 予・復習、課題について		**1**	**2**	**3**	**4**	**回答番号**
a	課題は適切でしたか。	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	
b	授業の予習を何時間しましたか。	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	

授業評価アンケートの集計結果については、約１ヶ月後に、全授業科目の集計、当該科目の集計および自由記述欄の意見を、法科大学院事務室から各教員に伝達している。各教員は、それぞれのアンケート項目について、全授業科目の平均的状況と、自分自身の担当科目の状況を比較することができ、また、自由記述欄の意見を知ることができる。これらを残りの授業において、さらには、次年度以降の授業において、授業改善に反映させるべきものとされている。

なお、毎期における授業評価アンケートの結果は、教授会の資料とされ、ＦＤにおける討論の材料ともされる。その際、自由記述欄の意見についても、全科目を通じてまとめた資料が作成され、教員間で共有されている。

また、平成 20 年度から、学生の授業評価アンケートの結果に対して、教員が「コメント」を作成し得て提出し、法科大学院事務室で取りまとめて、マイデスクトップを通じて、学生に公表する、フィードバックの制度を導入している。これは、授業評価アンケートが、学生の「言いっぱなし」で終わってしまう、という学生の側からの要望に応えるものである。上記「コメント」によるフィーバックは、授業評価アンケートを実施した教員は必ず行うべきものと位置づけている。

以下に、教員の「コメント」作成のためのフォーマットを掲げる。《資料５－１－Ｃ　平成 23 年度前期授業評価・コメント様式（教員用)》

《資料５－１－Ｃ　平成 23 年度前期授業評価・コメント様式（教員用)》

平成23年度前期　授業評価アンケートの学生へのフィードバック

授業科目名		担当教員名	

○これまでの授業方法・内容についてのコメント

○予習・復習、課題についてのコメント

○授業改善に役立つ意見に関するコメント

それ以上のフィードバックを行うことは、各教員の裁量に委ねられているが、たとえば、アンケートの集計結果と自由記述欄の意見をプリントして当該クラスの学生に配布する教員もいる。

上記「コメント」によるフィードバックとともに、教員は、自分自身の授業に対する自己評価アンケートを作成して提出するものとしている。各教員が作成したアンケートは、やはり法科大学院事務室で一覧表の形に集約され、整理される。こうして集約・整理された教員自己評価アンケートは、学生に対して公開されるものではないが、教授会において、資料として配布され、各教員により共有されるとともに、ＦＤの資料としても活用される。教員アンケートのフォーマットは《資料５－１－Ｄ　平成 23 年度教員アンケート》のようなものである。

《資料５－１－Ｄ　平成 23 年度教員アンケート》

平成23年度 法科大学院教員アンケート

○実施期間：平成24年1月16日(月)～1月27日(金)
○提 出 先 ：法科大学院FD担当
○提出方法： メールで提出
○備　　考 ：
・「回答例」シートを参照のうえ、ご回答ください。
・回答例では文字色を青にしていますが、文字色の指定はありません。

○ 担当科目等について			
	教 員 名	授 業 科 目 名	配当年次
1			年
			前期/後期/集中
2			年
			前期/後期/集中
3			年
			前期/後期/集中

1. 教育内容・方法						
	各回の授業は計画通りに進行しましたか。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
1	上記の質問で評価が低い場合、要因は何だとお考えですか。 昨年度から改善に取り組んだ点、改善された点があればお書きください。	問題点 改善案				
	双方向・多方向の授業を行いましたか。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
2	上記の質問で評価が低い場合、要因は何だとお考えですか。 昨年度から改善に取り組んだ点、改善された点があればお書きください。	問題点 改善案				
	「法律実務家としての責任感や倫理観を涵養する」ことを意識した授業を行いましたか。	①そう思う	②ややそう思う	③どちらともいえない	④あまりそう思わない	⑤そう思わない
3	「法律実務家としての責任感や倫理観を涵養する」という教育目標を達成するため、授業において実際に取り組んでおられることがありましたら、お書きください。					

4	学生の出席確認をしましたか。	①毎回実施した	②概ね実施した	③どちらともいえない	④ほとんど実施していない	⑤実施していない
5	学生の理解度を確認しましたか。	①確認した	②概ね確認した	③どちらともいえない	④ほとんど確認していない	⑤確認していない
6	学生の到達度の確認、成績評価のあり方などについて、ご意見をお聞かせください。					
2. 学生支援						
1	オフィス・アワーについてお聞かせください。 （オフィス・アワーを設けておられない先生は、お答えいただかなくて結構です。）	1. オフィス・アワーの時間設定について 2. 学生からの相談内容について 3. その他(お気づきのことがあればお書きください。)				
2	チューター制度についてお聞かせください。 （該当しない先生は、お答えいただかなくて結構です。）	1. チューター制度について 2. 学生からの相談内容について 3. その他(お気づきのことがあればお書きください。)				
3	学修支援、生活支援についての問題点、法科大学院としての改善点についてご意見をお聞かせください。					
3. マイデスクトップについて マイデスクトップをお使いにならない(USBメモリをお持ちでない)先生は、お答えいただかなくて結構です。						
1	マイデスクトップを利用していますか。	①毎日必ず利用する	②ほぼ毎日利用する	③時々利用する	④あまり利用しない	⑤全く利用しない
2	全く利用しなかったものは何ですか。(複数選択可)	①学生カルテ	②課題	③メッセージ	④掲示板	⑤お知らせ
		⑥スケジュール	⑦セキュリティルーム	⑧ヘルプデスク	⑨その他	
	利用なさらなかった理由をお聞かせください。	1. 使い方がわからない 2. 使い勝手が悪い(具体的にお書きください。) 3. その他(具体的にお書きください。)				
3	マイデスクトップの、 1.機能の追加 2.使い勝手の向上 3.その他改善点 等について、ご意見をお聞かせください	1.機能の追加 2.使い勝手の向上 3.その他改善点				

4. 法科大学院全般に関する意見・要望等（自由記述）

以下の事項について、ご意見・ご要望をお聞かせ下さい。
（下記の番号欄に、該当する番号を記入のうえ、ご意見・ご要望等をお書き下さい。
1.入試について（実施方法・期間、配点比率、定員、社会人・他学部出身者の確保など）
2.カリキュラムについて
3.成績評価及び進級判定、修了判定について
4.学生への支援及び修了後の支援について
5.新司法試験合格率の向上へ向けた方策について
6.情報の公開、ホームページについて
7.その他

番号	ご意見・ご要望等

ご協力ありがとうございました。

なお、従来から教員の自己評価アンケートは、毎年同じ事項を、しかも詳細に記入しなければならず、煩瑣であるとの意見が教員から出されていたため、随時改善してきたが、平成 23 年度前期からは、両者を同じエクセルのフォーマットの２つのシートにまとめて、教員が作成しやすいように改善している。

（５）授業参観

授業参観も各学期に実施している。授業参観の時期は、前期は７月の１・２週、後期は 12 月の１・２週である。専任教員および兼担教員は、各学期に２つの授業を参観しなければならない。兼任教員（非常勤教員）も希望すれば授業参観をすることができる。各教員は、あらかじめ配布される授業参観予定表に授業参観を希望する科目を２つ以上記入して提出する。

次いで、法科大学院事務室において、各教員から出された希望を集計して、当期の全

体の授業参観計画を作成し、各教員に配布し周知する。各授業の担当教員もまた、どの教員がいつ自分の授業を参観に来るのかをあらかじめ知ることができる。また、法科大学院事務室からは、全学生に授業参観がなされることがメールにより連絡される。授業参観の期間中、各教室には、授業参観者用の席が設けられる。当該の授業参観時に授業で学生に配布される資料があれば、可能な限り、法科大学院事務室を通じて、参観者の教員にも手渡されるように配慮している。

授業参観後は、参観者の教員は、授業参観報告書を作成して法科大学院事務室へ提出する。法科大学院事務室は、各参観者から提出された授業参観報告書を一覧表に取りまとめ、教授会において資料として配布され、続いてなされるFDにおける討論の資料として使用される。授業参観報告書のフォーマットは《資料５－１－Ｆ　平成23年度前期授業参観報告書》のようなものである。

《資料５－１－Ｆ　平成23年度前期授業参観報告書》

平成２３年度前期法科大学院授業参観報告書

平成２３年　月　　日

提出期限：7月25日（月）17時
提出先　：法科大学院ＦＤ担当

報告者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参　観　日	平成　　年　　月　　日
科　目　名	
授業担当者	

○　レジュメ、課題の量・内容等について。

○　教員の授業の進め方、学生の理解度の確認などについて。

○　学生の準備状況、授業における発言等について。

○　授業参観を行って参考になったこと、逆に改善が必要と思われること。

○　その他（授業参観に関するご意見、ご感想等をお書きください。また授業担当教員と参観者が意見交換を行った場合には、その内容をお書き下さい）

授業参観は、第一に、他の教員の授業実践から互いに良い点を学び合うことにより、さらには、授業参観報告書において参観者の教員から提案されるさまざまな改善提案を参考とすることにより、授業改善に役立てる目的でなされている。また、各参観者教員の報告書はとりまとめられ、教授会で資料として配布されるから、参考となる授業実践や、改善提案等を全教員で共有することも可能となる。

なお、平成 20 年度前期から、鹿児島大学法科大学院とＦＤ活動でも連携することとなり、相互に授業参観を実施するものとされている。鹿児島大学法科大学院に対しては、九州大学法科大学院の教員に配布されるのと同じ授業参観予定表を配布し、同じ授業参観計画の中に組み込んで、鹿児島大学法科大学院の教員により授業参観がなされている。また、鹿児島大学法科大学院の教員にも、上記フォーマットによる授業参観報告書を提出してもらっている。

さらに、平成 23 年度前期には、福岡県弁護士会法科大学院協力委員会からの授業参観の希望を当該授業担当者の承諾することを条件に受け入れることとした（４科目にのべ５名の弁護士が参観した)。

２　特長及び課題等

定例の法科大学院ＦＤ、学生による授業評価アンケート、教員による授業参観がＦＤ活動の三本柱であるが、いずれの企画についても、教員の理解と協力があり、基本的には定着している。

原則毎月開催され、専任教員が全員参加すべき法科大学院ＦＤは、教員が法科大学院を取り巻く動向を知り、学生の学修状況を踏まえて、自己の教育の課題を認識し、教育改善に取り組む意識を喚起する場として機能し得ている。のみならず、九州大学法科大学院においては、兼任（非常勤）教員も参加するＦＤという特色も備えている。と同時に、原則毎月定例で行われていることは、マンネリ化の危険性をもはらむ。今後は、外部講師を招聘しての研修会などを企画してみることもよいかもしれない。

上記のように、定例の法科大学院ＦＤには、専任（みなし専任を含む）実務家教員も出席するほか、兼任（非常勤）教員の実務家教員も出席する。さらに、３年次の演習科目等、研究者教員と実務家教員が連携して授業を担当する科目においては、教材作成や授業の方法などをめぐって、個別科目におけるＦＤ活動がなされている。これらを通じて、たとえば、実務家教員が授業方法を経験豊富な研究者教員から学び、また、研究者教員が実務法曹養成のため教育において必要なものと学ぶ等、授業をめぐる、研究者教員と実務家教員の交流も実現されている。

学生による授業評価アンケートについては、意見の「言いっぱなし」に終わっているという学生の要望を容れて、各教員の「コメント」公表によるフィードバックを導入しているなど、制度そのものの見直しも行っていることが特色である。

他方で、最近は、学生の自由記述欄の意見に本来の趣旨を外れたものが目立つ傾向がある。そのため、平成 21 年度から、授業改善に役立つ意見のみを記入するように、アンケート用紙に明記したのだが、あまり変化は見られない。このことが、教員がアンケートと正面から向き合う妨げになっていくのではないかと危惧される。

教員がアンケートの結果を実際の授業改善につなげるサイクルをさらに有効に機能させるためには、なおも工夫が必要である。

授業参観については、鹿児島大学法科大学院の教員や非常勤教員による授業参観がなされていることが特色である。他方で、授業参観についても、その定着化は、同時に形骸化の危険性を伴う。この点は、たとえば、授業参観者と授業担当者が、意見交換を行う、それぞれが互いの授業を見て、授業改善について話し合うなどの方策が考えられるが、他方で、ただでさえ多忙な法科大学教員の負担を増大させる点も配慮しなければならない。

第６章　入学者選抜等

１　基準ごとの分析

６－１　入学者受入

基準６－１－１
法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準６－１－１に係る状況）

（１）本法科大学院の養成する法律家像

本法科大学院は、「人間に対する温かい眼差しをもち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家」を養成することを目標としている。

（２）アドミッション・ポリシーの前提となる教育理念・目的

本法科大学院は、「法科大学院制度」の基本的な枠組を呈示した『司法制度改革審議会意見書』の基本的な考え方に共鳴し、次のような教育理念に立っている。

①　司法制度改革を支える法律実務家育成の理念

法律実務家の養成が、九州大学の社会的責務であることを認識し、国家プロジェクトとしての司法改革の中核に位置する法律実務家養成に貢献することによって、大学の新たな社会的役割を創出する。

②　新たな法律実務家像とその育成過程の創設の理念

21 世紀のグローバル化の中で、社会が求める新しい法律実務家像を追求するとともに、その基盤を形成するためにプロセスを重視した養成課程の創設を目指す。

③　教育連携および公益弁護活動の推進の理念

法化社会の形成に寄与し、九州全域を視野に入れた「国民の社会生活上の医師」としての法律実務家を輩出するために、九州・沖縄地域の他大学法科大学院や弁護士会と連携するとともに、公益的な弁護活動を支援できる体制を構築する。

このような教育理念から、公平性・開放性・多様性を旨とした法科大学院における法律実務家養成過程を具体化するために、特に次の４点に配慮している。

①　公平性と多様性の重視

入念な入試制度により、様々なバックグラウンドと高いモチベーションをもつ法科大学院生を広く受け入れ、総合大学という基盤を活かし、多様な専門領域の教員陣により、学生が体得しかつ選択可能な多種多様の学識を提供する。

②　社会的文脈の重視

法律実務家を養成するという目的意識を明確にし、法理論教育の修得の機会を前提として、充実した実務基礎教育を行い、理論と実務を架橋するとともに、法律実務家が社会の中でどのような役割を担っているかを体感できる実務教育体制をも整備する。

③　法科大学院間の連携の重視

九州における基幹大学としての役割を担い、福岡県下の３法科大学院との教育連携のみならず、九州・沖縄の３法科大学院との教育連携をも重視する。

④　財政支援の重視

公平性・開放性・多様性の理念を財政的に支え、社会の隅々まで「社会生活上の医師」を派遣する奨学金による財政支援プログラムを確立する。

本法科大学院では、このような教育理念の下で、人間に対する温かい眼差しをもち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家（後述）の養成を、教育目的としている。

（３）　本法科大学院のアドミッション・ポリシー

本法科大学院は、上記のような本法科大学院の教育理念・目的に対する理解と共感を有する者を、公平性・開放性・多様性が確保される方法で選抜することを、アドミッション・ポリシーとしている。これは、具体的には、以下の諸点からなる。

第１に、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、社会人・他学部出身者にも広く門戸を開放する。なお、社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行ってはいないが、入学者選抜における評価項目について絶えず工夫し、とくに書面審査の際の評価を通じて、定員の 30%以上が社会人・他学部出身者になるよう配慮している。

第２に、多様な人材につき、従前の学修過程や職業経験等を適切に評価できるように、入学者選抜は、法学既修者コースと法学未修者コースとに分けて実施する。

第３に、選抜の際には、本法科大学院の養成する法律家像、教育理念・目的に共感し、実践できる者を求めて、特に次の４点に関する資質の有無を判断する。

①　法律実務家を志す明確な動機があること。

②　人間に対する暖かい眼差しと冷静な分析力を備えていること。

③　広い視野に立った柔軟な思考力と果敢な決断力を備えていること。

④　複雑化し高度化した社会に対する順応性を身につけていること。

（４）　アドミッション・ポリシーの公表

本法科大学院の教育理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等については、本法科大学院のホームページ及び法科大学院パンフレット等に掲載している。（ＵＲＬ：http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_02_02.html）

また、学外の法科大学院進学相談会への積極的参加、学内説明会の実施により、入学志願者に対する学生受入方針等の周知を図っている。

以上の方法で、本法科大学院の理念・教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者の選抜方法等に関しては、広く公開されている。【解釈指針６－１－１－１】

解釈指針６－１－１－１
「必要な情報」とは、解釈指針１１－２－１－１に定める事項をいう

基準６－１－２
法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準６－１－２に係る状況）

入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うに際しては、運営委員会の入学試験担当主幹委員及び入学試験実施委員会が中心となり、教員スタッフ全員が関わり、入学者受入に関する情報を共有し、法科大学院全体として責任をもって入学者受入に係る業務を行っている。《資料６－１－Ａ　法科大学院入学試験実施委員会規程》

また、職員に関しても、法科大学院事務室職員２名、専門職大学院係１名のスタッフが、教員と緊密な連絡をとりながら、入学者受入に関する事務手続を組織的・計画的に処理している。

入学者受入について、毎年度の具体的な入試実施計画については、入学試験担当委員が運営委員会へ提案し、承認を得た後、教授会で承認する手続きをとっている。毎年度改訂される「学生募集要項」についても、上記の手続きを経るようにしており、内容のみならず、文言についても、幾重にもチェックされる。

他方で、入学試験の出題や監督の担当者については、個別文書を通じて依頼するようにしており、依頼が確実に伝達されるように、また、誰が担当者かについての情報が万が一にも外部に漏れることがないように、細心の注意を払っている。

入学試験問題については、事務職員のみならず、最終的に入学試験担当委員と執行部で最終確認することとしている。

さらに、入学者の決定は、執行部および入学試験担当委員が原案を作成し、まず運営委員会へ提案し、承認を得た後、最終的に、教授会において教員全員の承認を得て行っている。また、原案作成から教授会の承認までの過程において、事務職員等により何度も入念にチェックがなされる。

のみならず、平成24年度の入試では、福岡会場だけでなく、関東および関西でも出張入試を実施するため、事務方も交えて入念な打ち合わせや、監督者等を集めてのミーティングを計画しているほか、ＦＤを開催し、入試における審査のあり方、基準等について共通認識を深める努力も行っており、これらも入学者選抜の責任ある実施に寄与するものと考えている。

このように、本法科大学院では、入学者受入にかかる業務につき、事務職員、教員、入学試験担当委員、執行部、運営委員会、教授会がそれぞれの責任を明確にする形で関与する手続が確立しており、責任ある体制が構築されている。

資料６－１－Ａ　法科大学院入学試験実施委員会規程

入学試験実施委員会規程

１．九州大学法科大学院に、法科大学院入学試験の実施計画及び実施体制の業務を執り行うことを目的として、入学試験実施委員会を設置する。

２．入学試験実施委員は、次の委員をもって組織する。

（１）運営委員会の入学試験担当主幹委員及び補佐委員

（２）その他、法科大学院長が指名する者若干名。

３．入学試験実施委員会に委員長を置くものとし、運営委員会の入学試験担当主幹委員をもって充てる。

４．入学試験実施委員会委員長は、法科大学院教授会において、入学試験の実施に関する事項について報告を行う。

５．入学試験実施委員会は、必要に応じて随時開催するものとする。

本規則は、平成１８年４月１日をもって施行する。

本規則は、平成１９年４月１日をもって施行する。

本規則は、平成２０年４月１日をもって施行する。

基準６－１－３
各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準６－１－３に係る状況）

（１）　入学者選抜試験を受ける公正な機会

入学者選抜において、本学の法学部に在学、卒業した者（以下「自校出身者」という。）に対して、何らの優遇枠は存在せず、事実上の優遇も行われていない。この点に関しては、「法科大学院における公平な入学試験実施のための申し合わせ」に基づき、出題者に対しては、当該科目の学部授業を履修していた者が有利となるような問題を出題しない旨を周知徹底している。また、学部教育において、本法科大学院入学のための特別な受験指導も行われていない。このことについても、入学者選抜実施に際しての注意事項として、入学試験実施委員会が教授会においてアナウンスし確認している。

（２）　九州以外の受験生に対する受験機会の配慮

本法科大学院は九州に位置することから、入学志願者は九州の出身者であるか、あるいは現在の実家が福岡にある者が多く見られるが、広く全国各地から入学者を受け入れるべく、第１次選抜（論文試験）を、平成 17 年度には東京で、平成 18 年度は東京及び京都で行った。しかし、既修者認定試験の会場を本法科大学院とせざるを得なかったことから、受験者数は伸びなかった。そこで、平成 19 年度のカリキュラム改革を機に、入学者選抜に関しても、第１次選抜を書面審査として、九州以外に住む受験生が福岡まで足を運ぶ負担を軽減させ、実質的な受験機会の平等を図ることにより、志願者の確保に努めた。

さらに、平成 23 年度に実施する平成 24 年度の入学者選抜からは、関東（平成 24 年度は東京大学を試験会場とする）、関西地区（同京都大学）における入学試験を実施することにより、広く全国から優秀な受験者を確保するように努力すると同時に、九州以外の受験生の受験に配慮している。

（３）　九州以外の受験生に対する情報提供

また、本法科大学院の入学者選抜試験に関する情報提供に関しても、九州以外の受験生に対する地域格差が生じないよう、本法科大学院のホームページにおいて、アドミッション・ポリシーや学生募集要項（試験の配点比率を含む）、過去の試験問題、成績結果などを公開しており、また、九州地区のみならず関東、関西でも説明会を開催して、受験生に対するきめ細かい説明と質疑応答を行っている。とくに平成 24 年度入試においては、これまで、資料送付のみによる形で参加していた、関東および関西地区の入試説明会において、教員を派遣しブースで直接相談に応じることができる体勢をとっており、これらの地域の受験生に対する情報提供をさらに前進させている。

（４）　寄付

本法科大学院は、入学者に対する寄付の募集を行っていない。よって、寄付の有無が、入学者選抜において考慮される余地はない。

（５）　身体に障がいのある受験生に対する受験の機会の確保

本法科大学院では、身体に障がいを有する入学志願者に対し、受験の機会を確保するために、学生募集要項において事前相談に係る内容を明記している。

平成 19 年度入学者選抜に際し、１名の車いすによる受験希望者があり、願書提出前に修学可能性に関する問い合わせを受けたため、実際に来学していただき、法科大学院の施設・設備等を検分していただいたほか、試験の条件等について説明を行った。当該受験希望者は、結果的に出願には至らなかったが、受験が可能であることを認識した上での願書不提出であった。また、平成 22 年度および平成 24 年度入学者選抜に際しても、来学までにはいたらなかったが、障がいをもつ受験希望者の問い合わせがあり、運営委員会で受け入れの可能性について検討し、また、予算措置を伴う場合等必要に応じて本部とも協議している。このように本法科大学院では、可能な限り障がいをもつ受験希望者にも受験機会を確保するように組織的対応を行っている。

【解釈指針６－１－３－１】

解釈指針６－１－３－１
入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。
（１）入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく高い場合には、それが不当な措置によるものでないことが明らかであること。
（２）入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。
（３）身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。

基準６－１－４：重点基準
入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準６－１－４に係る状況）

本法科大学院では、入学者選抜に当たり、適性試験を用いて、法科大学院における教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を、以下に述べるとおり、適確かつ客観的に評価している。【解釈指針６－１－４－１】

本法科大学院の平成 24 年度入学者選抜では、第１次選抜において、100 点満点中、学部成績に 20 点､適性試験に 50 点､成績証明書以外の書類選考に 30 点が配点されている。

平成 23 年度入学者選抜では、同学部成績 20 点、成績証明書以外の書類選考 20 点、適性試験 60 点の配点であったから、一見すると、適性試験の比率が下がったように見えるがそうではない。平成 24 年度入学者選抜では、広く全国から優秀な受験者を一人でも多く確保するため、福岡会場の他、関東および関西でも入学試験を実施することとの関係上、面接試験を実施しないものとした。その結果、面接試験の配点 100 点がなくなり、他方で、未修者については、第１次選抜の書類審査を 200 点、論文試験を 250 点、合計 450 点満点としている（平成 23 年度入試では、第１次選抜 200 点、論文試験 300 点、面接試験 100 点の 600 点満点)。したがって、適性試験の総点に対する比率は、平成 23 年度入試の 120/600=20％に対して、平成 24 年度入試では、100/450=22.2％となっている。

また、面接試験を実施しない結果、既修者についても、平成 24 年度入試は、第１次選抜 100 点、法学専門試験 350 点の合計 450 点満点となっている（平成 23 年度入学者選抜では、第１次選抜 100 点、法学専門試験 400 点、面接試験 100 点の 600 点満点)。したがって、適性試験の総点に対する比率は、平成 23 年度の 60/600=10％に対して、平成 24 年度入試では 50/450=11.1％と、ここでも大きくなっている。

このように、本法科大学院では、入学者選抜の方法を工夫する中で、常に適性試験を重視している。

適性試験の点数に関し、統一的な最低基準は設定していないが、適性試験の点数が著しく低い者（適性試験の結果が下位 15％以内の者）が入学してこないようにするため、書類審査の基準において考慮している。とくに、平成 24 年度入試では、適性試験の結果の著しく低い受験者については、書類審査において極めて低い評価しか出さないように、書類審査に当たる教員間で基準を共有することとしている。また、今後、統一的な入学最低基準点の設定についても検討することとしている。

上記のように、本法科大学院では、適性試験を重視し、かつ適性試験の成績の著しく低い者が入学してこないように入学者選抜を運用しており、適性試験を適切に利用している。【解釈指針６－１－４－２】

解釈指針６－１－４－１
入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。
解釈指針６－１－４－２
入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。

基準６－１－５
入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準６－１－５に係る状況）

本法科大学院では、公平性・開放性・多様性を重視する観点から、法学部卒業生等のためだけではなく、社会人（新卒者および卒業後引き続き司法試験準備に従事した者を除く者）・他学部出身者にも広く門戸を開放している。社会人・他学部出身者のためだけに、特別の入学者定員枠を設けることは、多様性・開放性の観点をかえって阻害するおそれがあるため、行ってはいないが、入学者選抜における書面審査の際の評価を通じて、定員の 30％以上が社会人・他学部出身者になり得るように、配慮している。具体的には、以下のとおりである。

本法科大学院では、出願時の提出書類として、適性試験の結果、出身大学の成績証明書、志望理由書以外に、①活動報告書、②職業経験報告書、③外国語能力証明書、④職業資格証明書を任意に提出できる書類としている。

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識および課外活動等の実績が適切に評価できるよう、外国語の能力を証明する検定試験や各種資格試験の証明書を有する場合には、その証明書を任意で提出できることとしており、また、ボランティア活動等社会活動の経験がある場合には、その内容および法科大学院希望との関連について、活動報告書としてまとめたものを、任意に提出することができることとしており、それらの書類は評価の際に考慮されている。なお、大学の成績証明書に関しては、法学関係の講義の受講の有無その他の事情は、一切考慮せず、法学部在学者と法学部以外の学部在学者とを区別しないよう配慮している。

社会人等に関しては、上記多種多様な書類の提出を認めることにより、多様な実務経験および社会経験を有する者を適切に評価できるよう配慮している。

とくに、平成 23 年度入学者選抜から平成 24 年度入学者選抜における改善点として、それまでの「社会活動報告書」を「活動報告書」として、法科大学院志望との関連でよりさまざまな活動について記載して提出できるものとした。平成 24 年度入試に当たってはその評価を重視することとしたが、これは、学部から直ちに進学してくる者だけでなく、学部卒直後の者よりも人生経験の豊富な社会人がさまざまな活動を記載して提出できるように配慮したものである。また、第１次選抜の配点比率において、上記のように総点の中で適性試験の比率を高めるとともに、書類審査の配点を平成 23 年度入試の 20 点から平成 24 年度入試の 30 点へと高めたことも、社会人受験者が積極的に志願してくるようにというメッセージである。

過去の入学者の状況を見ると、平成 22 年度までは（平成 21 年度を除き）、入学者の３割以上を、他学部出身者もしくは社会人が占めていた。しかし、平成 23 年度は、全入学者 79 名のうち、社会人 13 名、他学部出身者 3 名という結果なっており、上記のように平成 24 年度入試の第１次選抜における学部成績・適性試験の結果以外の任意提出書類の

評価基準の見直し等のほか、今後も、社会人・他学部出身者を受け入れやすくする方向での改革を引き続き検討することとしている。【解釈指針６－１－５－１】

解釈指針６－１－５－１
多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。
（１）大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価できるよう努めていること。
（２）実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。
（３）入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が３割以上となるよう努めていること。
（４）（３）の割合が２割に満たない場合には、入学者選抜の実施状況を公表するとともに、その満たなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

６－２　収容定員及び在籍者数等

基準６－２－１
法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準６－２－１に係る状況）

本法科大学院の１学年の入学定員は 80 名、収容定員は 260 名であり、平成 23 年４月１日現在の在籍者は 228 名である。

在籍者数が収容定員を上回らない常態を保つため、本法科大学院では、以下の点に配慮している。

（ア）　入学者選抜における配慮

入学者選抜にあたっては、入学者が、入学定員に等しいか又はそれを若干下回るような人数になるような配慮を行っている。具体的には、平成 17 年度以降、前年・前々年の歩留率（約 85～88%）を参考に合格者数を決定し、入学定員に近い入学者数を確保している。

（イ）　在学者の単位取得に関する配慮

（平成 22 年度入学者から適用されているＧＰＡによる進級制度は現段階ではとりあえず度外視するとすれば）未修１年次では最大 36 単位まで履修でき、28 単位以上を取得すれば２年次への進級が可能になるため、１年次に配当されている法律基本科目（必修科目）28 単位について最大４科目（８単位）まで落としても２年次に進級する可能性が残されている。この場合には、例えば、基礎憲法、基礎行政法、基礎民法Ⅰ、基礎民法Ⅱ（のいずれか）の単位を修得できずに２年次に進級した場合、これら科目と応用憲法Ⅰ、応用行政法Ⅰ、応用民法Ⅰを２年前期で履修することとなる。こうした学生に対しては、２年次の履修に影響がでないよう、担当教員が学修指導を通じて、学修上の配慮を行うことを法科大学院教授会で決定している。《資料６－２－Ａ　１年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに２年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ》

また、上記の学修指導が適切になされることを担保するため、上記の学修指導を行った教員は、ＦＤの場で報告するものとしている。

資料６－２－Ａ　１年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに２年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ

１年次配当の法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに
２年次へ進級した学生に対する学修指導についての申合せ

［平成１９年１１月１４日　教授会決定］

１年次に配当されている法律基本科目（必修科目）の単位を取得できずに２年次へ進級した学生に対しては、２年次の履修に影響のないよう、担当教員が以下の学修指導を行うこととする。

１．　授業開始前に１年次科目の担当教員と当該科目と関連する２年次科目の担当教員との間で、当該学生に関する学修状況に関する意見交換、情報伝達の会合を持つこと。

２．　２年次科目の担当教員が当該学生と履修上の相談を目的に、面談の機会を持つこと。

３．　上記１．及び２．の状況について、２年次科目の担当教員が法科大学院運営委員会に報告すること。

（出典：平成 19 年 11 月 14 日教授会資料）

こうした学修指導により、２年次以降における無理のない単位取得を可能とし、３年間での法科大学院修了、在籍者増加の防止に努めている。

（ウ）　休学者・留年者に対する配慮

休学者や原級留置者が増加した場合にも、３年間での修了が困難となり、在籍者数が増加することになるが、担当教員制度（教員チューター制度）を採用し、学生が、学修や生活についての相談や助言を教員に求めやすい体制を整えることなどにより、休学者・留年者が増加しないための工夫を行っている。【解釈指針６－２－１－１】

解釈指針６－２－１－１
「収容定員」とは、入学定員の３倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。

基準６－２－２
入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準６－２－２に係る状況）

本法科大学院の平成 20 年度入試から平成 23 年度入試までの、志願者、合格者、入学者の数は、《資料６－２－Ｂ　入学者選抜の状況》に示すとおりである。

資料６－２－Ｂ　入学者選抜の状況

年度	種別	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数（内追加合格者数）	入学者数	志願者倍率	競走倍率（受験者数÷合格者数）	入学定員超過率
平成23年度	法学未修者	80	71	63	39(5)	28	2.70	1.90	0.99
	法学既修者		55	47	61(0)	51			
	併願者		90	80					
	計		216	190	100(5)	79			
平成22年度	法学未修者	80	124	118	38(0)	35	3.50	2.59	1.04
	法学既修者		60	46	59(0)	48			
	併願者		96	87					
	計		280	251	97(0)	83			
平成21年度	法学未修者	100	173	138	60(6)	50	3.54	2.45	0.99
	法学既修者		60	45	56(0)	49			
	併願者		121	101					
	計		354	284	116(6)	99			
平成20年度	法学未修者	100	221	137	55(0)	52	4.31	2.69	1.03
	法学既修者		75	56	60(0)	51			
	併願者		135	116					
	計		431	309	115(0)	103			

各年度の入学者数は、入学定員を若干上回る（または下回る）数値となっているが、これは、前年・前々年の歩留率（約 85～90％）を参考に合格者数を決定し、入学定員に近い入学者数を確保することに努めていることによるものである。

以上のように、本法科大学院では、各年度の入学者選抜において、実際の入学者と入学定員との間に大きな乖離は見られていないが、入学者数が入学定員を大きく上回った（あるいは下回った）場合には、運営委員会において検討することとしている。

なお、現在までのところすべての年度において数次募集は行っていない。

基準６－２－３：重点基準
在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準６－２－３に係る状況）

本法科大学院の平成 20 年度入試から平成 23 年度入試までの、競争倍率は、《前掲資料６－２－Ｂ　入学者選抜の状況》に示すとおりである。

近時、全国的規模において、法科大学院の入学者定員の削減の社会的要請があることから、これを教育内容の改善という方向でとらえ、また、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況、本法科大学院の将来構想等を総合的に考慮し、適正な入学定員の規模とあり方について検討した結果、平成 22 年度の入学者選抜から、一学年の定員を 80 人（未修者 30 人、既修者 50 人）とすることを決定し、入学定員の変更に伴う入試制度の改革改善のため、カリキュラムと入試制度の検討を行った。

平成 23 年度入学者については、志願者が減少し競争倍率が下がり、受験倍率が若干ではあるが２倍を割ることとなった。

また、意欲があるにもかかわらず時間的制約等から入学を断念している社会人などを念頭に、長期履修制度について検討を開始した。【解釈指針６－２－３－１】

解釈指針６－２－３－１
「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。

２　特長及び課題等

（１）　特長

「人間に対する温かい眼差しをもち、自律した総合的判断を行い、権利を保護し救済を獲得でき、かつ社会正義を実現できる能力を身につけた法律実務家」という本法科大学院が養成することを目指す法律家像は、今日でも、なお本法科大学院の特色である。このような目標とする法律家像と、平成 13 年の「司法制度改革審議会意見書−21 世紀の日本を支える司法制度−」の理念裏付けらされた本法科大学院の教育の理想、そして、そのような法律家を目指す志のある者を広く受け入れるための、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、今後も引き続き、本法科大学院の特色として、維持していきたい。あるいは理想主義にすぎると言われるかもしれないが、それでもそのような弱者の痛みを理解でき、幅広い視野から、専門知識を生かし、社会に生起する様々な問題と取り組むことのできる法律家を全国に、地域社会に輩出していくことが、引き続き本法科大学院の堅持する目標である。

（２）　課題

しかし、他方で、本法科大学院のみならず、全国的な法科大学院を取り囲む環境の変化から、いくつかの課題も存する。

とくに、平成 23 年度入学者選抜においては、受験倍率が若干ではあるが２倍を割ることとなった。

そのため、入学試験等検討委員会を設置し、今後の改善方策について検討することとなった。入学試験等検討委員会、運営委員会、ＦＤ、教授会で議論を重ね、時には激論もあった。その結果、平成 24 年度入学者選抜においては、入試日程を 11 月第２週とし、福岡会場のほか、関東および関西に入試会場を設ける等を中心とする、大幅な入試改革を行った。さらに、配点の変更、試験時間の変更（スリム化）、提出書類と審査方法を充実させる反面として、面接を実施しないなど、入学者選抜の機能を適切に発揮しつつ、受験者から見て受験しやすい環境づくりにも努力した。

その成果はこれから明らかになるが、いずれにせよ結果を検証し、志願倍率の増大・維持へ向けて、改善を重ねたい。

なお、併願入試は、多くの志願者を集めるうえでこれまで大きな効果を発揮してきたので、今後も維持していきたい。

上記の入試方法の改善について、とくに、平成 24 年度入学者選抜では、面接を実施しないとすることについては、教授会において賛否両論があった。結局、面接を実施しないとする反面で、第一次選抜における書類審査については、運営委員会で行っていた従来の運用を改め、教授会構成員全員でチームを組み、時間をかけてじっくりと提出された書類を読み、面接を実施しない分第１次選抜を慎重に行う体制を組むこととした。また、書類審査の基準等について、ＦＤの場で議論し、共通認識も深めるようにしている。

面接を実施しない入学者選抜でこのような試みが、適切な人物を選抜することに成功しているかどうかは、今後平成 24 年度入学者選抜の結果を見て、検証していくこととなるが、その検証を踏まえて、よりよい入学者選抜へ向けて改善を重ねていきたい。

上記のように今後の入試制度の改革改善により適切な競争倍率を維持し、「温かい眼差し」をもつ法律家の養成という本法科大学院の教育目標に共感し、かつ、優秀な人材を集めることができるかどうかについて、今後の推移を見守る中で、適正な入学定員についても検討することになるであろう。その際、本法科大学院の教育が効果を発揮しうるようなクラス規模がどの程度のものか等、入試のみならず教育の観点からも検討しなければならない。この問題は、九州地区の法科大学院の適正な配置という観点からも検討が必要となる。

第７章　学生の支援体制

１　基準ごとの分析

７－１　学習支援

基準７－１－１
各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

（基準７－１－１に係る状況）

（１）　教育理念・目的に照らし適切なガイダンスの実施

本法科大学院では、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また教育課程上の成果を上げるために、３つの標準的な履修モデルを用意するとともに、学生便覧にも記載して、自律した総合的判断力をもつ法律実務家を養成するという教育目的に照らし適切なガイダンスを行っている。

また、きめ細かな教育を実践することを目的とする本法科大学院においては、これを実現する手法として、専任教員による担任（チューター）制度を実施しているほか、オフィス・アワーを設け、法学未修者ならびに既修者に対して、その学修進度に応じた個別的な指導を行っている。さらに、本法科大学院が独自に開発した「マイデスクトップ・ポータル」を活用して、学生と教員間のコミュニケーションを充実したものとしている。

なお、これらを通じて得た学生の学修進度に関する情報は、適宜、教授会やＦＤの場において開示・共有され、これに基づいて、学生全体ないしは当該学生に対して、さらなる履修指導が行われている。【解釈指針７－１－１－１】

（２）　入学者に対するガイダンスの実施

本法科大学院では、入学式当日に、入学者に対するオリエンテーションを実施し、本法科大学院の教育理念、目的等を伝達するほか、入学当初から効果的な学修を行うため必要となる事項（履修方法、進級条件、成績評価方法、オフィス・アワー、チューター制度、学修室の利用、法科大学院図書室の利用、全学相談窓口等）についての説明を行っている。

また、法学未修者が、１年次に配当される法律基本科目の学修を適切に行うため、入学前に主に未修者を対象とした事前の学修指導として、「法学未修者のための入学準備ガイダンス」を開催し、全く法学を学修したことのない者に対して、入学前の一定の日時（平成 23 年度入学者に対しては３月５日に実施）に、民事法系、公法系、刑事法系の各教員により、六法の使い方に始まり、法的なものの考え方や各法領域の概観、学修の方法などについて講義形式で指導している。【解釈指針７－１－１－２】

（３）　オフィス・アワー

本法科大学院では、オフィス・アワーも実施している。

各教員のオフィス・アワーの日時や面談の予約の方法は、「マイデスクトップ・ポータル」に明記されており、シラバス及び１年次のオリエンテーションにおいて学生に告知されている。

オフィス・アワーの時間帯に関しては、各教員が任意に設定しているが、時間を問わず相談を受け付ける教員もいる。

場所に関しては、各教員の研究室で行う場合も多いが、授業終了後、学生がすぐに相談しやすいよう、オフィス・アワーを授業終了直後に設定し、授業の行われた法科大学院講義棟内にある「研究室」（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用している部屋）で実施する例も複数存在している。【解釈指針７－１－１－３】

（４）　教育補助者による学修支援体制

本法科大学院では、教育補助者による学修支援体制の一環として、（ア）ティーチング・アシスタントの任用、（イ）本法科大学院を修了した実務家助教による学修支援の実施、（ウ）法務研究員制度の導入を行っている。

（ア）ティーチング・アシスタント

本法科大学院では、法科大学院設置初年度（平成 16 年度）より、ティーチング・アシスタントの制度を導入している。これは、教員より要望のあった専門科目に関してのみ、本大学院法学府の博士後期課程ないしは修士課程に在籍する大学院生、あるいは本法科大学院の上級生を任用するもので、任用は、原則的に、担当教員の推薦による。ティーチング・アシスタントの職務内容は、専門科目のレポートや答案の添削、授業における教員の補助、教材の整理やコピー、専門科目に関する修学相談や修学指導をはじめとした種々の教育補助であり、学生は、学修上・生活上の相談を、教員のみならず、ティーチング・アシスタントに求めることができる。

（イ）本法科大学院を修了した実務家助教による学修支援

本法科大学院では、本法科大学院の修了者を実務家助教として活用しており、在学生の学修相談を行うほか、生活面の相談にも応じている。

（ウ）法務研究員制度

本法科大学院は、大学院を修了し、司法試験に合格するまでの期間、自学自修の場が失われることを考慮し、学修をサポートするため、本学附属図書館あるいは本法科大学院附設のリーガル・クリニック･センターが利用できるよう、修了者に対して法務研究員の資格を付与している。この法務研究員は、修了者に対する資格付与による学修支援体制の整備という役割のほかに、下級生である在学生に対する教育補助者としての役割も担っている。５月の新司法試験受験の後、９月の合格発表までの間、修了生は比較的手が空くため、その間の実力低下を避けることも兼ねて、後輩である在学生に対する学修指導を積極的に行っており、また、在学生と教員との間を結ぶ重要なパイプ役にもなっている。法務研究員の資格は、基本的には法科大学院修了者全員が、申請により取得することができる。【解釈指針７－１－１－４】

解釈指針７－１－１－１
「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。
解釈指針７－１－１－２
「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮がなされていることが必要である。
（１）法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮がなされていること。
（２）法学未修者に対しては、１年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がなされていること。
解釈指針７－１－１－３
「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。
解釈指針７－１－１－４
「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。

７－２　生活支援等

基準７－２－１
学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

（基準７－２－１に係る状況）

（１）学生に対する経済的支援

本法科大学院では、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援として、奨学金の紹介や推薦を行っている。

主要な奨学金としては、「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金制度があり、本法科大学院では、学内の掲示板やウェブサイトなどを通じて、これを学生に広く紹介し、学生の申請に際して推薦を行っている結果、学生の多くが奨学生として採用されている。

また、経済的理由により入学料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる入学者には入学料免除の制度があり、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を対象とした授業料免除の制度も設けている。【解釈指針７－２－１－１】

（２）　生活面に関する相談・助言・支援体制

本法科大学院において、学生の生活面に関する相談・助言・支援の根幹となっているのは、チューター制度であり、そもそもチューター制度は、単に学生の学修面における指導のみならず、生活全般に関する相談・助言をも行うことを目的として設けられたものである。学生は、担当のチューターとの会合において、あるいはメールを通じて、生活面に関する個別的な相談を申し込み、チューター側では、これに応じて適宜個別面談を行う態勢が整えられており、学生の相談内容に応じて臨機応変に対応することによって、適切な助言や支援が可能になっている。また、チューターだけでは対応できないような場合には、学修面での相談の場合と同様、ＦＤの場において対応を協議するようにしている。

その他、本法科大学院では、各種ハラスメントに対応する全学組織や、学生のメンタルヘルスの相談機関との間の連絡体制も整えており、後者に関しては、大学内の部局として学生生活・修学相談室ではカウンセラーによる相談が受けられ、健康科学センターで医師による相談を受けられる。またチューターは、担当学生らとの会合や、本人の直接の相談などによって、専門的な助言や支援が必要と判断した場合には、九州大学内の機関である各種ハラスメント委員会や健康科学センターを紹介するようにしている。【解釈指針７－２－１－２】

解釈指針７－２－１－１
「経済的支援」とは、入学料・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。
解釈指針７－２－１－２
「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。

７－３　障害のある学生に対する支援

基準７－３－１
身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。
（１）修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
（２）修学上の支援、実習上の特別措置。

（基準７－３－１に係る状況）

本法科大学院は、身体に障害のある者に対して、（１）修学のための施設・設備の整備充実、（２）修学上の支援体制の整備に努めている。

（１）　修学のための施設・設備の整備充実

本法科大学院の建物に関しては、その設計段階から、身体に障害のある学生の修学のために必要な、基本的な施設及び設備の充足の視点が盛り込まれており、玄関までのアプローチに細かい傾斜を設けること、車いすのまま使用できる専用トイレの設置などは、建築当初より設置済みである。また、障害者用エレベータ設置のためのスペースも予め確保されており、身体に障害のある学生の入学が確実になった段階で、予算措置を講じたうえ、エレベータを設置できる状態にある。

（２）　修学上の支援体制の整備

身体に障害のある学生に対して支援を行う体制（専門の支援組織、支援室、専門のカウンセリングスタッフ等）については、平成 19 年度に１名の車いすによる受験希望者があったこともあり、将来に向け、運営委員会を中心に検討を行っている。なお、健常者の学生が、一時的な病気・怪我により、学修面・生活面において困難を強いられる状態は、これまでに数度存在し、そのような学生に対して、定期試験につき、追試験の実施や別室による受験などの特別の措置をとる体制が、すでに組織的にでき上がっている。また、通常授業に関しても、運営委員会より、受講科目の担当教員に対して、修学面での特別措置を依頼したこともあり、これらの点を、身体に障害のある学生が入学した場合の支援に活かしたいと考えている。

７－４　職業支援（キャリア支援）

基準７－４－１
学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準７－４－１に係る状況）

法科大学院制度が、法曹養成機関であり、学生のほぼすべてが司法試験を受験することから、本法科大学院においては、一般的な就職支援に関する特別の窓口は設けていないが、エクスターンシップや弁護士会との懇談会などを通じて、実務家との交流をはかることにより、就職情報の取得などの機会を提供している。

特に就職情報に関しては、法曹三者、法律家諸団体、自治体、企業、同窓会などからの就職情報を収集し、学生に提供する体制を整備することを、法科大学院の中期計画に掲げ、設置年度より取り組んでおり、各教員が個別に入手した雇用情報について、教授会において意見交換を行っているほか、企業法務関係のエクスターンシップ受入れ先との懇談会を行い、法科大学院修了後の学生受入れの可能性について状況を把握している。このようにして得た情報は、「マイデスクトップ・ポータル」を利用して学生に提供できるようシステムを整備しており、修了生にも「マイデスクトップ・ポータル」の利用を認め、修了後も学生と連絡をとり、法科大学院修了後の学生からの情報提供が可能となるよう、環境を整えている。

このほかにも、学生の進路決定に必要な情報の入手先としては、九州大学出身の法曹組織である支援会のほか、福岡県弁護士会も、福岡県下の法科大学院生との間で交流の機会を設けており、法科大学院の運営委員会・教務委員会・事務室ならびに九州リーガル・クリニック法律事務所に所属し弁護士登録をした法科大学院教員は、こうした法曹団体と学生との間を結ぶ橋渡し役を務めることによって、オフィス・アワーなどを通じて、学生が、将来の進路につき、実務家から直接助言・指導を受ける機会を設けている。

２　特長及び課題等

１．特長

（１）　学修・生活支援のための人的システム

本法科大学院では、学生が在学期間中に課程の履修に専念し、教育課程上の成果を上げるために、入学前には、①法学未修者を対象とした事前の学修指導、入学時には②３つの標準的な履修モデルの提示等によるきめ細やかな履修ガイダンスを実施しており、入学後には、③教員自身が担任となるチューター制度、④学生の利用のしやすさ（時間制限を設けない、あるいは授業終了後に法科大学院の建物内で行うなど）に配慮したオフィス・アワー、⑤本法科大学院を修了した実務家助教による学修支援、といった多種多様な手法を通じて、学生の学修上ならびに生活上の支援を組織的・制度的に行っている。さらに、これらを通じて学生から得た学修上・生活上の問題点は、ＦＤの場で取り上げられることにより、教員間で情報を共有するとともに、組織的な対応を行っている。

（２）　学修・生活支援のための物的システム

一方、学修・生活支援の物的システムとしては、後述（第 10 章）のとおり、学生による法科大学院棟の利用（学修室や法科大学院図書室の利用）が 24 時間可能である点が大きい。

第２に、他の法科大学院にはない独自の物的システムとして、本法科大学院のために特別に開発された独自のシステムである「マイデスクトップ・ポータル」の存在を挙げることができる。このシステムは、本法科大学院の学生（利用範囲は限定されるが修了生を含む）と教職員だけが、外部からの侵入を許さない安全な環境のもとで、インターネット回線さえつながっていれば、いつでも、どこからでも利用できるシステムであり、学生の自主ゼミのための教室予約、教員の講義レジュメの配布、課題の配布と提出、修了生に対する就職情報の提供等、学修・生活面での様々な支援に活用されている。

２．課題

上記「マイデスクトップ・ポータル」を除けば、本法科大学院の物的な設備は、やや貧弱である。これは、九州大学が移転の最中であるという外部的制約に基づくものであり、法科大学院の建物も、移転が行われるまでの仮設棟（プレハブ）である。早期のうちに移転を完了し、障がいのある学生に対する対応に関しても、エレベータの付設その他手厚い物的設備の充実を図る必要がある。

第８章　教員組織

１　基準ごとの分析

８－１　教員の資格及び評価

基準８－１－１：重点基準
研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準８－１－１に係る状況）

本法科大学院においては、平成 22 年度から１学年 80 名、ただし学年進行中のため、現在の収容定員 260 名の学生に対して、少人数によるプロブレム・メソッド、ソクラテス・メソッドなどの教育手法による教育を達成するため、１クラスを、法律基本科目（必修）は 50 名規模、法律実務基礎科目（必修）は 25 名ないし 50 名規模、その他の選択必修科目も 25 名ないし 50 名規模に設定している。そこで、このようなカリキュラムを担う教員に関しても、（１）数の側面において、充分な教員数の確保、ならびに、（２）質の側面において、当該科目を担当するに充分な研究教育実績と経験を有する教員の確保が図られるとともに、（３）各教員が各高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を、学内外に公表している。

（１）　教員の数の確保

上記少人数教育の理念を実現するため、本法科大学院は、専任教員 25 名、兼担教員 22 名、兼任教員 41 名を配置している。

（２）　教員の質の確保

上記のようなきめ細やかな少人数教育を行うためには、他方において、当該科目を担当する教員が、その担当する分野について、高度な専門的知識と教育実績を有している必要がある。この点に関して、本法科大学院では、平成 19 年度より、極めて厳格な教員の科目適合性審査を実施することと、現在に至っている。

すなわち、第１に、審査対象となる教員の人的範囲に関して、設置申請時において文部科学省大学設置・学校法人審議会により行われた科目適合性審査は、専任教員に限られていたが、平成 19 年度より実施される新カリキュラムの授業を担当する教員については、これらの者に加えて、兼担教員、兼任教員も含め、全教員につき、履歴・業績を記載した個人調書の提出を求め、新カリキュラムにおいて担当する授業科目との間の科目適合性を判断したうえで、当該科目の担当を依嘱することとした。法学府（従来型の大学院）・法学部の兼担教員の新規依頼に際しては、履歴ならびに業績書の提出が求められ、教授会の審議・決議を経る手続が踏まれており、この措置は、法務学府（法科大学院）に関しても、同一の手続を要求するものである。

また、第２に、上記教員個人調書の記載内容に関しても、最近５年間における教育上又は研究上の業績に必ずしもとどまらず、可能な限り詳細に業績等を記載するよう求めている。

平成 19 年度から導入した上記の手続きは、現在も継続している。

（３）　教員の教育能力を示す資料の公表

上記個人調書の記載事項のうち、教員の高度の教育上の指導能力を示す情報であって、教員の個人情報に属する情報を除く情報は、法科大学院ホームページを通じて、広く学内、学外に公表しており、毎年度最新の情報に更新している。「九州大学法科大学院教員一覧 http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_04_01.html（個人のページ）」参照。

なお、本学所属教員に関しては、九州大学ホームページの「研究者情報（http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html）」により、さらに詳細な情報を知ることができる。

基準８－１－２：重点基準
基準８－１－１に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。（１）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
（２）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
（３）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（基準８－１－２に係る状況）

本法科大学院の専任教員 25 名中、研究者教員――（１）専攻分野について教育上・研究上の業績を有する者に該当する者は 20 名（うち、専・他６名）、実務家教員――（２）専攻分野について高度の技術・技能を有する者ないし（３）特に優れた知識・経験を有する者に該当する者は５名（うち、実務家みなし専任教員３名）である。《資料８－１－Ａ　設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》

資料８－１－Ａ　設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数（学生定員を 260 名とする）　　平成 23 年５月１日現在

	必要数等	現　員
専任教員	18 人	25 人
実務家専任教員	４人	６人
うち、実務家みなし専任教員	（実務家専任教員の３分の２まで可。端数は切り上げ）	（　３人）
実務家専任教員のうち法曹経験者	３人	４人

※　本法科大学院（収容定員 260 人）の、設置基準で必要とされる専任教員数は 18 人であり、うち、実務家専任教員は４人（２割）以上必要とされている。
なお、実務家専任教員のうち、３人（実務家専任教員の３分の２。端数は切り上げ）以下までは、みなし専任教員で対応することができることとされている。
また、平成 25 年度までの経過措置として、専任教員であるが他の学部・大学院（修士課程）を担当する専任教員６人（必要とされる専任教員の３分の１）以下を専任教員として取扱うことができることとされている。
さらに、実務家専任教員（みなし専任教員を含む）のうち、３人（実務家専任教員の３分の２。端数は切り上げ）以上は、法曹としての実務の経験を有するものであることとされている。

（１）　教員の専攻ごとの適正配置

本法科大学院では、上記基準８－１－１において述べたとおり、本法科大学院における教育の理念及び教育目的に応じた教員を配置する際には、履歴・業績を記載した個人調書により極めて厳格に科目適合性審査を行なっており、その際には、上記基準８－１－１で述べたような本法科大学院の一般的な教育理念及び教育目的との適合性のほか、教員の専攻と本法科大学院における担当科目との間の適合性に関しても、法科大学院教

授会の場において、教員全員による厳格な審査を行っている。この運用は、現在も継続して行われている。

（２）　教員の科目適合性に関する開示

基準８－１－１において述べたとおり、教員の専攻ごとの適性を審査する際に用いた個人調書は、教員の個人情報に属する部分を除き、法科大学院ホームページを通じて、広く学内、学外に公表されており、公表されている項目の中には、当該教員が担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを証する情報も含まれている。

また、九州大学の教員であるところの専任教員ならびに兼担教員の業績及び学外における公的活動、ならびに社会貢献活動に関する情報については、九州大学ホームページの「研究者情報（http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html)」において、公開している。

（３）　専任教員であるが他の学部・大学院（修士課程）を担当する教員（専・他）

本法科大学院の専任教員数《前掲資料８－１－Ａ　設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》には、平成 25 年度までの経過措置として他の学部・大学院（修士課程）を担当する専任教員（(専・他）教員、６人）を含んでいる。一方、専任（専・専）教員は 14 人、実務家専任教員は２人、実務家みなし専任教員は３人であるから、上記（専・他）教員６人を除いても、専任教員数は 19 人であって、現段階においてすでに、法科大学院設置基準の要求する最終目標数 18 人を充足している。《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》。

解釈指針８－１－２－１
基準８－１－２に定める専任教員は、大学設置基準第１３条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができない。
解釈指針８－１－２－２
基準８－１－２に定める専任教員は、平成２５年度までの間、解釈指針８－１－２－１にかかわらず、同基準に定める教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第１３条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準８－１－２に定める専任教員の数のすべてを算入することができる。

基準８－１－３
教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準８－１－３に係る状況）

（１）　専任教員の採用及び昇任に関する取扱い

法科大学院の専任教員の採用及び昇任のいずれに関しても、法科大学院において、人事企画委員会を設置して人事方針・人事計画を策定し、個々の教員の採用・昇任の際には、人事選考委員会を設置し、候補者を確定して法科大学院教授会に発議し、法科大学院教授会において審議・決定する仕組みとなっている。なお、審査の基準に関しては、基準８－１－１ならびに基準８－１－２で述べたとおり、各候補者に対して詳細な個人調書の提出を義務づけ、本法科大学院の理念ならびに担当予定科目との間の適合性につき、上記審議過程のすべての段階において、二重三重の審査を行っている。

（２）　兼担教員・兼任教員の採用に関する取扱い

兼担教員の新規採用ならびに再任については、専任教員と同様に、教授会の承認を得ている。

８－２　専任教員の配置及び構成

基準８－２－１：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成１１年文部省告示第１７５号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の１．５倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第２号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。

（基準８－２－１に係る状況）

（１）　専攻ごとに置かれる専任教員

本法科大学院は１専攻のみであり、専任教員は他の専門職大学院の専任教員として取り扱われていない。【解釈指針８－２－１－１】

（２）　専任教員に占める教授の割合

本法科大学院においては、現在の収容定員数 260 人に対し、設置基準で求められる必要専任教員数 18 人を超える 25 人の専任教員を配置しており、そのうち 21 人が教授である。《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》、【解釈指針８－２－１－２】

（３）　教育の理念及び目的を実現するための、教員の適切な配置

本法科大学院にあっては、教育目標達成のため、上記【解釈指針８－２－１－１】に定める数 18 人よりも７人多い 25 人の専任教員を配置しており、かつ、基準８－１－２において述べたとおり、これらの教員のすべてについて、担当科目との間で、厳格な科目適合性審査を行い、適切な配置がなされている。【解釈指針８－２－１－３】

解釈指針８－２－１－１
基準８－２－１により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について１専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。
解釈指針８－２－１－２
基準８－２－１により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。
解釈指針８－２－１－３
法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準８－２－１に定める数を超えて、専任教員が適切に置かれていることが望ましい。

基準８－２－２：重点基準
法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準８－２－２に係る状況）

（１）　法律基本科目を適切に指導できる専任教員の配置

法律基本科目の専任教員配置に関しては、平成 23 年５月段階で、憲法に関しては教授１人・准教授１名、行政法に関しては教授１人、民法に関しては教授６人・准教授１名、商法に関しては教授２人、民事訴訟法に関しては教授１人、刑法に関しては教授１人、刑事訴訟法に関しては教授２人を配置している。また、これらの専任教員に関しては、基準８－１－２において述べたとおり、その担当する科目との厳密な適合関係において、十分な指導の力を有する者と認められる。《別紙２（別紙様式４）　科目別専任教員数一覧》、

（２）　複数の専任教員の配置

【解釈指針８－２－２－１】（１）では、「入学定員 101～199 人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも３科目について複数の専任教員を置いていること。」とされているが、本法科大学院の入学定員は 80 人であるため、該当しない。

【解釈指針８－２－２－１】（２）にも該当しない。

解釈指針８－２－２－１
専任教員の科目配置について、入学定員１００人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の専任教員が各科目に置かれていることが必要である。
（１）入学定員１０１～１９９人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも３科目について複数の専任教員が置かれていること。
（２）入学定員２００人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に４人、刑事法系に４人、民法に関する分野に４人、商法に関する分野に２人、民事訴訟法に関する分野に２人の専任教員が置かれていること。

基準８－２－３
専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね７割以上が専任教員によって担当されていること。

（基準８－２－３に係る状況）

（１）　法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員の配置

本法科大学院では、専任教員 25 人のうち、法律基本科目に 16 人の教員を配置しているほか、本法科大学院の理念や教育目的に応じて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目にも下記のように専任教員を配置している。

① 人間的洞察力や深い倫理性を備えたバランスのとれた人材を供給していくためには、隣接諸分野や基礎法分野などから幅広い思考枠組みを学び、視野を深めていくことが必要であり、そのために基礎法学・隣接科目を設置しており、「司法政策論」、「基礎演習」、「法と政治」に専任教員を配置している。

② 現代の先端的社会問題に対応し、創造的思考による問題発見・解決能力を養うための領域横断的な科目群として提供されているのが、展開・先端科目であり、「労働と法」、「国際関係と法(公法)」、「法律外書講読Ⅰ・Ⅱ」、「国際取引法」、「企業法務」、「少年法」、「紛争管理と調停技法Ⅰ・Ⅱ」等の科目に専任教員を配置している。

《別紙２（別紙様式１）　開講授業科目一覧》、《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》、《別紙２（別紙様式４）　科目別専任教員数一覧》、【解釈指針８－２－３－１】

（２）　専任教員の年齢別構成

専任教員の年齢構成は、30 歳代が４人、40 歳代が４人、50 歳代が 11 人、60 歳代が６人という構成である。

法科大学院の専任教員には、当該授業担当科目との適合関係における、高度の専門的知識と指導能力が要求されるため、若年の教員は比較的少なく、しかも、高齢者には偏っておらず、本法科大学院においては、専任教員の年齢構成に著しい偏りはない。《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》、《別紙２（別紙様式４）　科目別専任教員数一覧》、【解釈指針８－２－３－１】

解釈指針８－２－３－１
「専任教員の科目別配置等のバランス」については、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。

基準８－２－４：重点基準
基準８－２－１に定める専任教員の数のおおむね２割以上は、専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準８－２－４に係る状況）

《前掲資料８－１－Ａ　設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》に示すように、収容定員 260 人の本法科大学院に求められる実務家専任教員の数（４名以上）のうち、「その少なくとも３分の２は、法曹としての実務の経験を有する者であること」とされているが、本法科大学院においては、法曹としての実務の経験を有する教員を４名配置しており、基準を満たしている。
《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》【解釈指針８－２－４－２】

（１）　実務家教員の数

本法科大学院の実務家専任教員数は５人であり、専任教員数（基準 18 名）のうちおおむね２割以上すなわち４名以上を上回る数の実務家教員を配置している。また本法科大学院の実務家みなし専任教員数は３名であり、実務家専任教員数の３分の２（端数を四捨五入すると３人）以下までの基準を満たしている。《前掲資料８－１－Ａ　設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》

（２）　実務家教員の経験及び能力

一方、上記５名の実務家教員のうち、１名は国際的に活動する大企業の企業法務に関する 20 年以上の実務経験を有していることから、法科大学院では、この実務経験に対応する科目として、「企業法務」、「国際取引法」の授業のほか、「エクスターンシップ」のコーディネーターを担当している。残る４名（うち、みなし専任教員３名）は、弁護士または、裁判官として実務経験を有する者であり、みなし専任教員である弁護士２名は、いずれも経験年数は 20 年以上である。

以上のように、本法科大学院の実務家教員５名は、すべて５年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であり、かつ、これらの者については、担当科目との間で厳格な科目適合性審査を経たうえで、実務経験との関連が認められる科目を担当している。《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》、【解釈指針８－２－４－１】

（３）　実務家みなし専任教員

《前掲資料８－１－Ａ　設置基準で必要とされる専任教員数等及び現員数》に示すように、本法科大学院の実務家みなし専任教員の現員数は３名（弁護士２名、派遣裁判官１名）である。実務家みなし専任教員は、１年につき６単位以上の授業科目を担当しているほか、法科大学院教授会への出席やＦＤへの参加その他、教育課程の編成その他法科大学院における組織の運営に責任を担っている。《資料８－２－Ａ　「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ》《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》、【解釈指針８－２－

４－２】

資料８－２－Ａ　「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ

資料　九州大学法科大学院における「みなし専任教員」の身分についての申し合わせ

第１条　「みなし専任教員」の人事については、法科大学院教授会で決定する。ただし、最高裁判所及び法務省からの派遣教員については、人事専門委員会による推薦を必要としない。

第２条　「みなし専任教員」は、法科大学院教授会の構成員として、他の専任教員と同様の権利、義務を有する。ただし、法科大学院長の選考にあたっては、被選挙権を有しない。

（以上）

解釈指針８－２－４－１
基準８－２－４に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。
解釈指針８－２－４－２
基準８－２－４に定めるおおむね２割の専任教員の数に３分の２を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、１年につき６単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。

基準８－２－５
基準８－２－４に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも３分の２は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準８－２－５に係る状況）

本法科大学院における、みなし専任教員２名を含む５名の実務家専任教員のうち、弁護士出身者が３名、派遣裁判官が１名であり、４名が法曹資格を持ち法曹としての実務を経験しているから、５名のうちの３分の２である４名が法曹としての実務の経験を有するものであり、基準８−２−５を満たす。

なお、残りの１名の実務家教員も、企業法務の経験者であるが、弁護士資格を持つ者であることを付言する。

８－３　教員の教育研究環境

基準８－３－１
法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準８－３－１に係る状況）

本法科大学院所属の専任教員の授業負担状況（全学教育、学部、大学院、他大学の非常勤講師を含む）は、《資料８－３－Ａ　専任教員の授業負担状況》のとおりである。年間 20 単位の授業負担を超える教員は３名であるが、最も多く担当している者の担当単位数は 24 単位であって、年間 30 単位を超えていない。《別紙２（別紙様式３）　教員一覧》【解釈指針８－３－１－１】

資料８－３－Ａ　専任教員の授業負担状況（全学教育、学部、大学院、他大学の非常勤講師を含む）

	20 単位以下	21-25 単位	26-30 単位	30 単位以上	計
専任教員	19	3	0	0	22
実務家みなし専任教員	3	0	0	0	3

解釈指針８－３－１－１
各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間２０単位以下であることが望ましい。なお、年間３０単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。

基準８－３－２
法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準８－３－２に係る状況）

本法科大学院（法務学府）の教員が所属する研究組織である法学研究院では、教育研究活力の維持・向上を図るために、研究専念期間（サバティカル）制度を設けており、本制度は、全学の「九州大学サバティカル実施要項」及び、法学研究院の「サバティカル制度運用方針」により実施している。

だが、法科大学院における担当科目との関係で、サバティカルを取得するのが事実上困難な教員も存在する。特に法律基本科目については、教員数に余裕があるわけではなく、また、サバティカル期間中の非常勤講師の確保が現実には難しい場合もある。このような教員に対して、サバティカルをどのように保障していくかが、今後も引き続きの検討課題である。《別添資料　九州大学サバティカル実施要項(抜粋)》《別添資料　法学研究院サバティカル制度運用方針》

平成 23 年度には、法科大学院専任教員の２名について、サバティカルのチャンスが与えられた。このうち１名は、法科大学院の授業に支障のない限りで、平成 23 年度および 24 年度に分けて、サバティカルを取得することが承認され、実際にサバティカルに入っている。

基準８－３－３
法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準８－３－３に係る状況）

①　法科大学院事務室

法科大学院事務室には、法学研究院所属の准助教１名（後記参照）と、専門職大学院係所属の一般職員１名およびテクニカルスタッフとして雇用されている者１名が配置されて、教育研究上の直接的な補助業務を担当している。

上記のち、准助教１名は、平成 23 年度から任期のない教務助手として引き続き雇用されることとなり、身分地位を安定させた。このことが法科大学院の事務体勢と学生サービスの安定強化に繋がっているのはいうまでもない。

②　学生第三係

法学部棟に設置された専門職大学院係が平成 21 年度をもって改組され、法学部学生第三係６名で本法科大学院の事務を掌握し、かつ、その中の 1 名の専門職員が法科大学院の事務を主に担当する。このような体勢の下、同係では、庶務及び学務関係について、広範な職務を担当している。

③　九州大学法科大学院附属リーガル・クリニック・センター事務

法学研究院所属の准助教が、本法科大学院附属のリーガル・クリニック・センターに常駐し、リーガル・クリニックの講義に伴う事務だけでなく、本法科大学院の教員が所属している弁護士法人リーガル・クリニック法律事務所の事務も行っている。

④　図書関係に関しては、文系合同図書館の職員が、法科大学院図書室において図書の受入れを担当している。一方、総合的な図書及びデータベース等の整備については、法学研究院の教員が協力している。

⑤　このほか、法学研究院の研究補助室に配置されている講師１名、准助教４名が、必要に応じて法科大学院の教材作成や資料収集等を分担し、また、法学研究院に所属する、評価及びＩＴ関係の業務を担当する助教１名も、法科大学院の業務のうち、評価関係資料の作成、運営委員会、ＦＤなど各種委員会及び法科大学院教授会などの記録作成、入学者選抜及び成績関係資料等の作成などを担当してきたが、この者については、平成 22 年度から、教授会での手続きを経て、任期のない助教として雇用され、現在に至っている。上記②で述べたように、全学的な事務機構の再編の影響を受けて、法科大学院をめぐる事務体勢の大きな変動があったが、そのような中で、評価、委員会・教授会、ＦＤ、入試といった専門性の高い業務を主に担当する専門のマンパワーを確保することができている。

２　特長及び課題等

（１）特長

本法科大学院は、設置当初から、独立した部局であるが、他方で、法学研究院のスケールメリットを活用して、必要な教員を確保するのみならず、基準を上回る教員を配置して、教育を充実させてきた。現在もこのような運用の状況は変わっておらず、本法科大学院の特長である。

このように、法学研究院の潤沢な人的資源を活用して、基準を上回る教員を配置していることは、人事について、法学研究院に依存していることを意味するものではない。本法科大学院では、教員人事の手続きについて、法学研究院と協議をしながら、かつ、法科大学院の独立性・自主性を今日まで確保している。すなわち、法科大学院の人事については、法学研究院だけでなく法科大学院でも人事の手続きを行うだけでなく、たとえば、法学研究院に設置される人事専門委員会の委員についても法科大学院教員から選任する点など、法学研究院においても、法科大学院の独立性・自主性を尊重する制度、慣行が定着しつつある。

事務体制については、平成 22 年度から順次、教員の人事ポイントを使用して、任期の定めのない評価等を担当する助教、教務助手を確保している。これらの高い専門性が要求される業務について、法学研究院の理解と協力も得て、任期の定めのない人員を確保できたことは、本法科大学院の事務体制の安定性維持にとって、大きな意味がある。後述のように、現在九州大学における人事ポイントの運用は、財政的に厳しい状況にあるにもかかわらず、上記のような任期のないポストを確保できていることは、本法科大学院の特長である。

また、教員のサバティカルについては、教育、学修指導、研究、管理運営等のいずれにおいても多忙な日常を送る、法科大学院専任教員のサバティカル取得を実現させることができたのも成果であり、研究をも重視する本法科大学院の特長である。

（２）課題

しかし、今後について様々な課題が存するのも事実である。

人事について、現在の人事ポイント制のもと、かつてのような講座毎の人事のような硬直化の弊害はなくなったものの、全学的な財政状況等から、教員ポイントの部局における使用が厳しくなっている状況がある。法学研究院全体としても、後任補充人事や、承認人事等において十分なポイントが確保できない場合が生じている。

このような情況の中で、今後法科大学院として必要な教員を欠員がないように確保していくことが今後の課題として重要となる。

とくに、必要な実務家教員の確保については、今後困難な場合も予想されるので、今から様々な対策を検討しておく必要がある。

この点については、今後は、法科大学院修了者からの教員への登用等を積極的に進めていきたいと考えている。また、このような人事政策を通じて、法曹養成機関でもある法科大学院の活力を維持していくために、世代交代も実現していきたい。

さらに、平成 25 年度からの「専・他」の解消についても、準備を進めていかねばならない。

上記のように、本法科大学院では、法学研究院の潤沢な人的資源を活用することができるが、それでも、現在 5 名の「専・他」教員の解消は、法科大学院教育に与える影響は少なくない。

他方で、平成 22 年度に一学年の学生定員を 80 名に減らしたことによる全体の学生定員の減少が現在学年進行中である。

平成 24 年度からは、全体で 240 名の学生定員を前提に、クラスをダウンサイジングし、かつ、肌理の細かい学修指導を実現していくこととなるが、このような学生規模を前提に、「専・他」教員を解消しても、必要な専任教員を法律基本科目中心に確保し、かつ、法学府、法学部で専ら教育に従事する教員にも必要に応じて兼担教員として法科大学院の教育に従事してもらうなど、教育の質を充実させる方向で今後検討を進めたい。

このように、「専・他」解消を機に、学生規模がダウンサイジングする中で、法科大学院に所属意識と責任感を持つ教員を確保し、かつ、法学研究院のスケールメリットを引き続き活用して、法科大学院教育をよりいっそう充実させる教員配置を平成 24 年度中に策定する予定である。

また、事務体制については、上記のように、専門性の高い業務について、任期のないポストを確保することができたが、今後、引き続き事務職員との連携、テクニカルスタッフ等の形態で雇用されている職員との連携をより円滑で効率的なものとすることを通じて、入試改革など法科大学院に今後も求められるであろうさまざまな改善計画の実施や、学生再―ビスの充実化等へも対応しつつ、事務体制の安定性・確実性を確保していくことも課題である。

なお、本法科大学院では、今後、法曹三者が集積する予定である、六本松の跡地地区へのキャンパス移転を検討しているが、よりよい事務体制の構築の問題は、この移転計画との関連でも検討していく必要がある。

第９章　管理運営等

１　基準ごとの分析

９－１　管理運営の独自性

基準９－１－１
法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準９－１－１に係る状況）

本法科大学院は、（１）法科大学院教授会を最高の意思決定機関とし、その下に運営委員会、その他種々の委員会を設け、管理運営にあたっている。教授会は、法科大学院の専任の教授、准教授及びみなし専任教授をもって構成し、法科大学院に係る重要事項等を審議する《資料９－１－Ａ　九州大学法科大学院教授会規程（抜粋)》。運営委員会は、法科大学院長及び副法科大学院長のほか、《資料９－１－Ｂ　九州大学法科大学院運営委員会規程（抜粋)》に示す構成により組織されており、法科大学院の管理・運営全般にわたる課題について検討し、法科大学院教授会にその実施に関わる提案を行うとともに、実施にあたっては、専任の長である法科大学院長を補佐する。【解釈指針９－１－１－１】【解釈指針９－１－１－２】【解釈指針９－１－１－３】

資料９－１－Ａ　九州大学法科大学院教授会規程（抜粋）

（審議事項）
第２条　教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
一　法科大学院長の選考に関すること
二　法科大学院の専任教員及び授業担当教員の選考に関すること
三　非常勤講師等の任用に関すること
四　法科大学院に係る重要事項に関すること
五　授業科目、教育方法及び試験等教育課程に関すること
六　学生の入学、課程の修了、休学、退学等に関すること
七　学生の除籍、懲戒等に関すること
八　法科大学院内の諸規則等の制定改廃に関すること
九　法科大学院の自己点検・評価（外部評価を含む。）に関すること
十　その他法科大学院の管理運営に関すること
（構成）
第３条　教授会は、法科大学院の専任の教授、准教授及びみなし専任教授をもって構成する。
（議長）
第４条　教授会は、法科大学院長がこれを招集し、その議長となる。

資料９－１－Ｂ　九州大学法科大学院運営委員会規程（抜粋）

（組織構成）

新第３条（平成 20 年４月１日施行）　運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）法科大学院長及び副法科大学院長

（２）法科大学院長が指名する次の業務を所掌する者、各若干名

管　理　部　門	教　育　部　門
① 人事	① 教務
② 経理	② ＦＤ
③ 将来計画	③ 学修指導
④ 評価	④ 進路指導
⑤ 入学試験	⑤ リーガル・クリニック
⑥ 広報・マネジメント	⑥ エクスターンシップ
⑦ 図書	⑦ 教育連携
⑧ その他の管理事項	⑧ その他の教育事項

解釈指針９－１－１－１

「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

解釈指針９－１－１－２

「法科大学院の運営に関する会議」は、当該法科大学院の専任教授により構成されていることが必要である。ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。

解釈指針９－１－１－３

法科大学院の運営の独自性を担保するために、解釈指針９－１－１－１の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていることが必要である。

基準９－１－２
法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準９－１－２に係る状況）

本法科大学院では、《資料９－１－Ｃ　法科大学院関係事務担当組織図》に示すような事務体制により、法学研究院・専門職大学院係・文系合同図書室等の協力を仰ぎながら、法科大学院の事務をほぼ円滑に遂行している。

資料９－１－Ｃ　法科大学院関係事務担当組織図

九州大学法科大学院関係事務担当組織図

［　貝　塚　地　区　事　務　部　］

平成 23 年 4 月 1 日現在

（注）下線のある係が法科大学院の事務を兼務

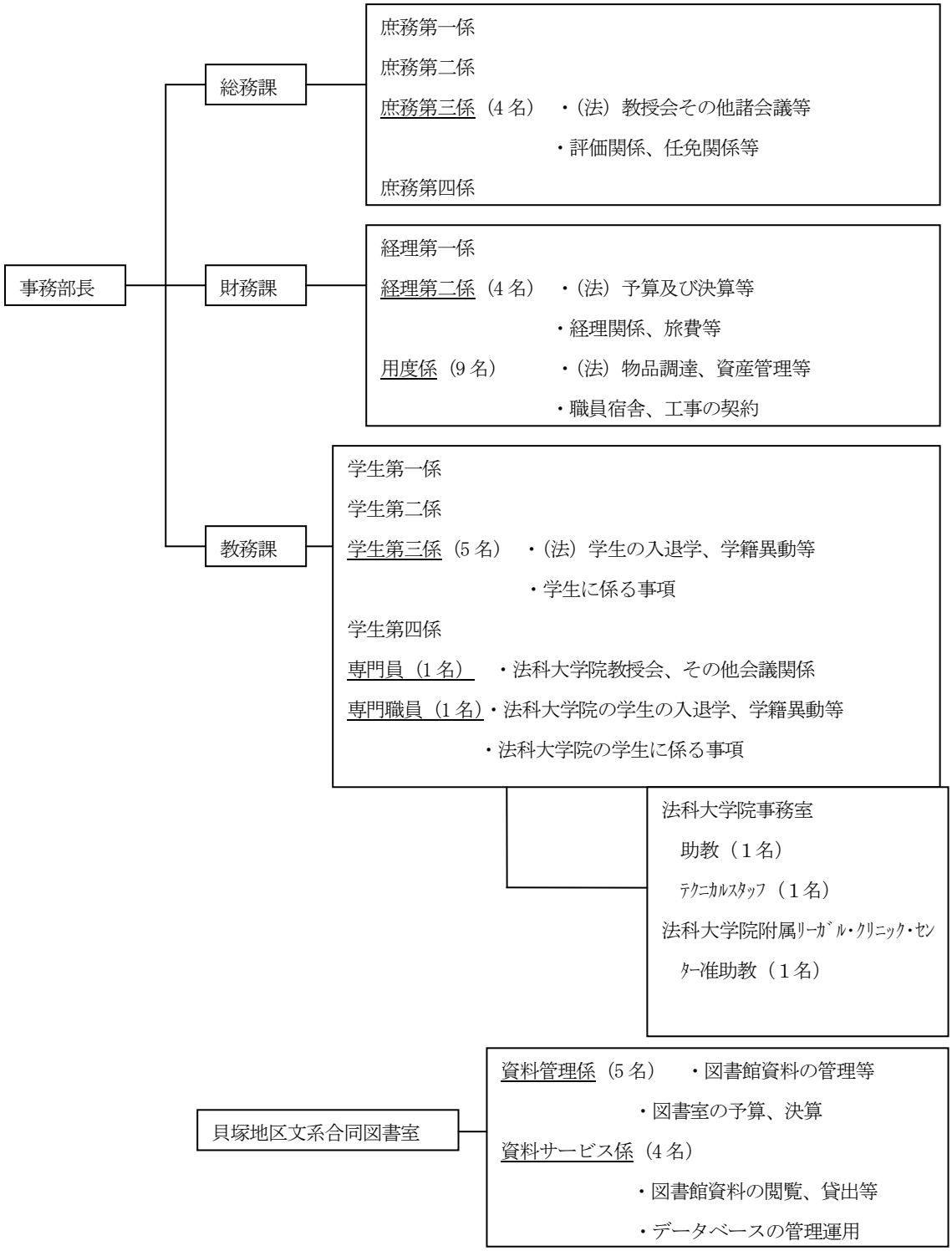

基準９－１－３
法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準９－１－３に係る状況）

（１）　法科大学院の予算額の決定基準

本法科大学院では、教育活動等の維持及び向上を図るため必要な財政措置を予算編成において受け、教材等の各種印刷費、備品・消耗品費などの固有の予算が計上され、法科大学院の教育を適切に実施できるように配慮されている。

（２）　設置者が法科大学院の意見を聴取する機会

本学では、概算要求に際して、総長をはじめとして、理事、大学本部が意見を聴取するシステムが採られており、法科大学院の財政上の事項についてもその機会に意見が聴取されている。そのため、法科大学院長を中心に、総長、総務担当理事、財務担当理事、施設担当理事等の役職者及び大学本部の各担当部署との間で緊密な連絡、協議が行われるように努力している。ことに法科大学院長は、部局長として、全学の部局長会議・教育研究評議会等の各種の会議に参加し意見・要望を述べるとともに、定期的に「部局長活動報告」の提出の機会があるため、活動の状況や将来計画、さらには教育活動の障害となる事項等について文書でも具申している。

以上の通り、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎と改善のための手続を有しているといえる。【解釈指針９－１－３－１】

解釈指針９－１－３－１
法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設け、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。

２　特長及び課題等

１．特長

管理運営の組織としては、運営委員会のもとに、ＦＤ企画委員会、教務委員会、リーガル・クリニック運営委員会、教育支援委員会、学修指導委員会、評価委員会、入学試験実施委員会、カリキュラム検討委員会、広報･ＨＰ委員会等が整備されており、運営委員会の委員間では、運営委員会の下部組織である上記各種委員会を構成し、定期的に会合を開くことにより情報の共有とスムーズな意思伝達が図られている。

学生との間では、自治組織である学修室環境委員会と定例の会合を持ち、事務職員も交えた打ち合わせ等を通じて意見やニーズを把握している。自己点検・評価について、ホームページで簡単にアクセスできるようにしている。

自己点検及び評価については、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、かつ、法科大学院としての目的や社会的な使命を達成するため、本法科大学院の教育活動を含む総合的な状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表することに努めている。とりわけ、本法科大学院では、各種教務・管理データの作成・保存を職務内容に含む専任教員（助教待遇）を配置している。また、常設の評価委員会には、外部の委員を含み、その中には、法律実務に従事し、かつ、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する委員が含まれている。その意味では、点検項目、定期的点検実施時期・方法等について検討し、評価報告書を取りまとめる体制が整えられている。

２．課題

本法科大学院の規模から考えると、予算については、より一層の拡充を必要とし、また、事務体制についても、不十分である。後者については、特に業務が集中する専門職員および法科大学院事務室の業務の軽減を図るとともに、人員確保等に努めなければならない。

評価の基礎となる情報の保管については、①専門職員ならびに②法科大学院事務室の２個所で整理・保管しているが、最新の情報を相互で把握するために、保管体制を見直す必要がある。これについては、ネットワーク上のデータベースを利用した、情報の保管方法について検討を行っている。

第１０章　施設、設備及び図書館等

1　基準ごとの分析

１０－１　施設、設備及び図書館等

基準１０－１－１
法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

（基準１０－１－１に係る状況）

本法科大学院は、平成 16 年度の設置当初より、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、学修室、図書館、教員室その他の施設を、下記に示すとおり備えている。

（１）　教室、演習室及び法廷教室

法科大学院棟内には、本法科大学院専用の講義室、演習室、法廷教室を備えており、すべての授業をこれらの施設において実施できるよう、時間割編成の際に配慮して授業を行っている。

また、講義室、演習室、法廷教室には、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器を整備しているほか、学生が授業や自修の際に使用する貸出用のノートパソコンを常備している。《資料１０－１－Ａ　教室、演習室及び法廷教室の概要》

資料１０－１－Ａ　教室、演習室及び法廷教室の概要

施設	概　要	授業の効果的な実施に必要な設備及び機器
講義室 50 名収容×２	少人数教育に対応できる講義室。	プロジェクタ、ビデオ、マイク、ＬＡＮポートを整備
演習室 100 名収容×1	連携教育に利用する高速度通信演習室。	高機能遠隔講義支援システムに附随した設備として、プロジェクタ、カメラ、マイクを設置、各座席にＬＡＮポートを整備
法廷教室 50 名収容×１	日常的に法廷の雰囲気になじむための法廷教室。	プロジェクタ、ビデオ、マイク、ＬＡＮポートを整備

このうち演習室には、高機能遠隔講義支援システムを整備し、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間の連携授業を効果的に実施しているほか、連携法科大学院間の連絡協議会にもシステムを利用している。《資料１０－１－Ｂ　高機能遠隔講義支援システム 構成イメージ図》

このほか、本法科大学院専用の施設として、リーガル・クリニック用に、学外のビル内にリーガル・クリニック・センター（面談室（4 名収容×４室)、講義室（25 名収容×

１室)）を設置している。

資料１０－１－Ｂ　高機能遠隔講義支援システム 構成イメージ図

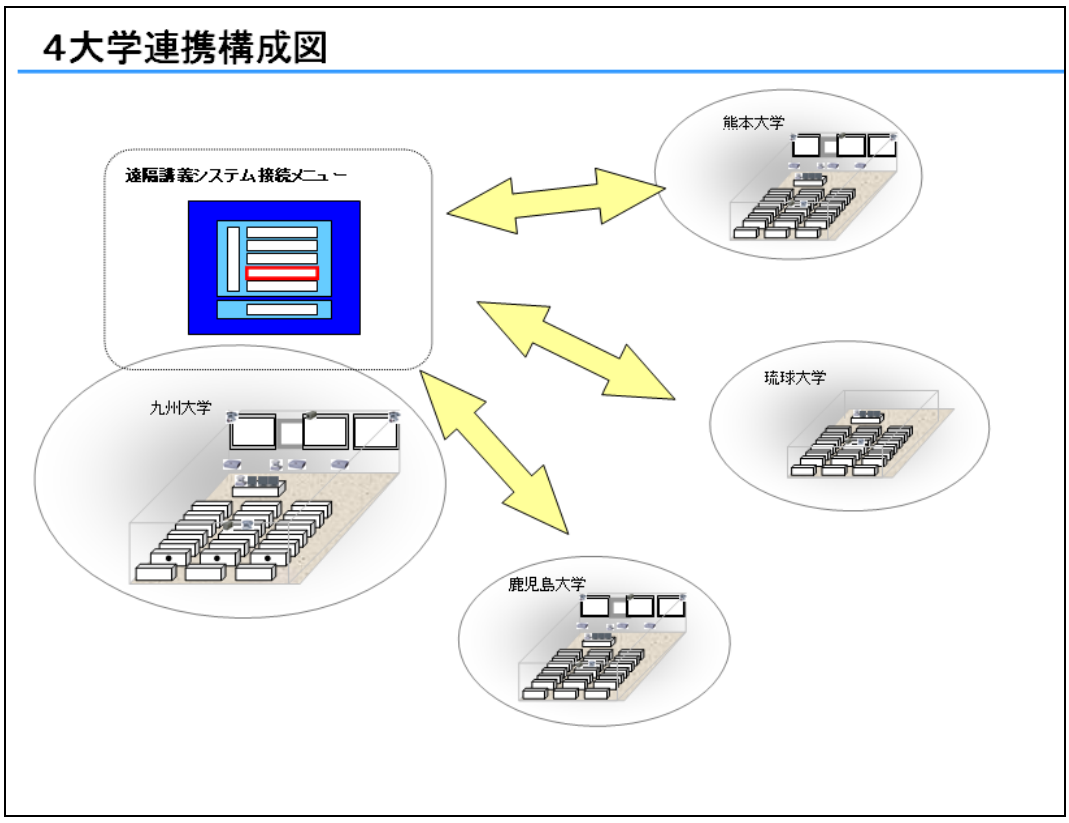

以上より、教室、演習室及び法廷教室には、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。【解釈指針１０－１－１－１】

（２）学生の自修室

本法科大学院には、学生の自学自修を可能にするため、365 日 24 時間利用可能な学修室（学生の自修室）を設け、学生１人に１席（専有面積 1.9 ㎡から 2.1 ㎡）の机、椅子を確保し、各席にはＬＡＮポートを完備している。

また、学生が法科大学院棟内にある法科大学院図書室に備えられた図書資料を、有効に活用し学修することを可能にするように、法科大学院図書室から極めて近い位置に学修室を配置して、法科大学院図書室との有機的連携を確保している。なお、法科大学院図書室の図書については、法科大学院棟内であれば、24 時間利用可能である。【解釈指針１０－１－１－２】

（３）図書館

法科大学院棟内に、教員による教育及び研究並びに学生の学修に必要な図書及び資料を備えた法科大学院生専用の図書室（法科大学院図書室。書庫の広さ 87 ㎡）を設けており《資料１０－１－Ｃ　図書及び資料の整備状況》、法科大学院事務室と文系合同図書室が共同で、適切に管理・維持している。また、その利用に関しては年中、休祝日を含め、終日（24 時間）利用可能とし、法科大学院生ならびに法科大学院教員は、法科大学院図

書室において自由に閲覧できるほか、法科大学院棟内での貸出しを可能としている。さらに、本学附属図書館、文系合同図書室についても、その管理に法科大学院が参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用している。【解釈指針１０－１－１－３】

資料１０－１－Ｃ　図書及び資料の整備状況　　平成23年５月現在

	図書 （外国語図書）	学術雑誌 （外国雑誌）	データベース
法科大学院図書室	１５，７４３冊 （内３２１冊）	２４２種 （内９種）	２件

法科大学院図書室には、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されており、蔵書の購入・分類等の専門的能力が要求される事務については、法科大学院図書委員会ならびに法学研究院図書委員会の指揮の下で行っている。《資料１０－１－Ｄ　図書館に携わる職員の配置》。【解釈指針１０－１－１－４】

資料１０－１－Ｄ　法科大学院図書室における職員の配置　平成23年５月現在

	法科大学院事務室	文系合同図書室	計（人）
司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員	1	１５	１６

（４）　教員室

本法科大学院の常勤専任教員には、法学部棟に、机、椅子、ＬＡＮポート等を備えた教員室が各１室備えられている。また、実務家専任教員４名（うち、みなし専任教員３名）についても、共同利用ではあるが机、椅子、ＬＡＮポート等を整備した教員室を、法学部棟に１室備えている。これらの教員室はすべて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保している。

以上、常勤専任教員については各１室が確保されており、非常勤教員についても、執務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができる設備ならびに体制が整えられている。【解釈指針１０－１－１－５】

（５）　教員が学生と面談できるスペース

教員が学生と面談できるスペースとして、法科大学院棟の「教員研究室」や、「研究室」（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用している部屋）を使用しており、「教員研究室」では、昼休みを利用して週に３回、実務家教員（助教）が学生の学修面、生活面の相談に応じている。

また、教員室においてもオフィス・アワーが実施されており、教員が学生と十分に面談できるスペースが確保されている。【解釈指針１０－１－１－６】

（６）各施設の利用

法科大学院図書館を含む各施設のほとんどは、法科大学院棟の中に位置し、本科大学院の専用である。このうち、法科大学院図書室は、法科大学院の専用図書室であって、部外者の使用は原則として禁じられており、学生の学修に支障のない環境が整備されている。また、本学附属図書館、文系合同図書室についても、その管理に法科大学院が参画し、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。【解釈指針１０－１－１－７】

解釈指針１０－１－１－１
「教室」、「演習室」及び「実習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。
解釈指針１０－１－１－２
「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。また、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、「自習室」の配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。
解釈指針１０－１－１－３
「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。
解釈指針１０－１－１－４
「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。
解釈指針１０－１－１－５
「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。
解釈指針１０－１－１－６
教員が学生と面談できる独立したスペースが確保されていることが必要である。
解釈指針１０－１－１－７
図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあることが必要である。

2　特長及び課題等

１．特長

（１）施設の整備

本法科大学院では、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間の連携授業に必要不可欠な高機能遠隔講義支援システムを備えた演習室、各座席にＬＡＮポートを備えた演習室及び学修室、模擬法廷を備えた法廷教室、学生１人に１席の机、椅子を確保した学修室、24 時間利用可能な学修室及び法科大学院図書室を整備し、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営をサポートしている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な施設の整備にあたっては、法学研究院及び文系他学部、本学附属図書館等との協力のもと、また、学生の意見、要望を取り入れながら、施設の充実に努めている。

（２）施設及び機器の整備

教員による教育及び研究並びに学生の学修その他の業務を効果的に実施するために、図書及び資料ならびに各種データベースの充実に努めているほか、本法科大学院棟内の、講義室、演習室、法廷教室、研究室（会議、学生の自主ゼミ等多目的に利用）、学修室、教員研究室（実務家教員（助教）が学生の学修面、生活面の相談に応じている）、法科大学院事務室及び、法科大学院図書室にＬＡＮ回線を配備しており、どの施設からのインターネット利用も可能としている。

また、タッチパネル方式の高機能遠隔講義システムを導入し、教育連携を結んでいる他大学法科大学院との間で行われる遠隔授業の円滑な実施を実現し、「マイデスクトップ・ポータル」の導入により、学生の勉学の支援、教員の講義・指導のサポート、教職員の教務のサポート等を実現している。

２．課題

すでに述べたように、本法科大学院の規模から考えると、本法科大学院の予算規模及び事務体制は十分とは言いがたい。予算の拡充とともに、教員による教育及び研究並びに学生の学修その他本法科大学院の運営に必要な人員確保に努めなければならない。

第１１章　自己点検及び評価等

1　基準ごとの分析

１１－１　自己点検及び評価

基準１１－１－１：重点基準
法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準１１－１－１に係る状況）

（1）　自己点検・評価の実施体制の整備

本法科大学院では、法科大学院としての教育水準の維持向上を図り、法科大学院としての目的及び社会的な使命を達成するため、常設の委員会として、評価委員会を設置している《資料１１－１－Ａ　法科大学院評価委員会規程》。委員会の構成は、平成 19 年度までは、教授３名、准教授１名（いずれも法科大学院専任教員）、平成 20 年度より運営委員会の評価担当主幹委員及び補佐委員、教務担当主幹委員、ＦＤ担当主幹委員及び入学試験担当主幹委員である。このほか、各種教務・管理データの作成・保存等については、学務掛（専門職員）、及び、各種データの作成・保存等を職務内容に含む法学研究院に所属する教員（評価及びＩＴ関係の業務を担当する助教）が行っている。

資料１１－１－Ａ　法科大学院評価委員会規程（抜粋）

評価委員会規程（平成 20 年９月１日改訂）

１．九州大学法科大学院に、自己点検・評価の企画及び運営の業務を執り行うことを目的として、評価委員会を設置する。
２．評価委員会は、次の委員をもって組織する。
（１）運営委員会の評価担当主幹委員及び補佐委員
（２）運営委員会の教務担当主幹委員
（３）運営委員会のＦＤ担当主幹委員
（４）運営委員会の入学試験担当主幹委員
３．評価委員会には、評価委員長を置くものとし、運営委員会の評価担当主幹委員をもって充てる。
４．評価委員長は、法科大学院教授会において評価に関する事項の報告を行う。
５．評価委員会は、「法科大学院自己評価書」を原則として２年ごとにとりまとめ、教授会の議を経て、その都度公開するものとする。

（２）　自己点検・評価項目の設定

自己点検及び評価を行うにあたっては、各年度初めに、評価委員会が中心となって、法科大学院の管理運営、入学者選抜、教育体制、教育内容・方法、学修支援、成績評価等について、教育に関する目標を達成するための評価項目を設定し、法科大学院教授会の承認を得ているが、設定した評価項目は、大学評価学位授与機構の実施する認証評価の評価項目に応じており、（１）教育課程の編成、（２）成績評価の状況、（３）入学者選抜の状況、（４）学生の在籍状況、（５）専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、（６）修了者の進路及び活動状況をいずれも点検評価することになっている。【解釈指針１１－１－１－１】

（３）　自己点検・評価の実施

本法科大学院では、①法科大学院の中期計画・中期目標に基づき、毎年度、教育の成果、教育内容・方法、教育の実施体制、学生支援等に関する年度計画を立て、自己点検及び評価を実施し、その結果を「年度計画の実績報告書」（自己点検・評価報告書）としてとりまとめている。また、②平成 18 年度には、法科大学院認証評価機関が定める予備評価に向けた自己点検及び評価を行い、③平成 19 年度には、本学が大学機関別認証評価を受審するにあたり、部局としての自己点検及び評価を実施した。①から③の、自己点検及び評価を行った結果については、いずれも法科大学院ホームページにおいて公表している。（URL：http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_08_01.html）

さらに、その後については、「法科大学院自己評価書」を原則として２年ごとにとりまとめ、教授会の議を経て、その都度公開するものとしている。

（４）　自己点検・評価の結果の活用

自己点検・評価のために必要な資料収集に関しては、運営委員会及び評価委員会が中心となって、教員や学生の意見を聴取しているほか、教育内容・方法等の改善に向け、組織的かつ継続的・定期的にＦＤを開催し、教員全体が課題を把握し、改善の方策を検討し、改善に向け取り組んでいる（詳細は、基準５－１－１参照）。

自己点検及び評価の結果、明らかとなった改善を要する点については、教授会等で検討し、改善案及びその具体的な実施方法等を定め、運営委員会を中心として、各種委員会が改善に取り組むとともに、自己点検及び評価の結果は次年度計画の策定にも反映されている。

さらに、教授会において検討された改善案及びその方策にそって改善が図られていることを確認するために、定期的にＦＤを開催し、実務家教員を含めた教員間の活発な意見交換を行うしくみを採用している。【解釈指針１１－１－１－２】。

解釈指針１１－１－１－１
「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。
（１）教育課程の編成
（２）成績評価の状況
（３）入学者選抜の状況
（４）学生の在籍状況
（５）専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
（６）修了者の進路及び活動状況
解釈指針１１－１－１－２
自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。

基準１１－１－２
自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準１１－１－２に係る状況）

本法科大学院では、教育体制の改善・改革のためには、外部者の視点による評価も必要であるとの方針に基づき、外部評価委員を選任し、外部から意見や助言を得る体制を整え《資料１１－１－Ｂ　九州大学法科大学院外部評価に関する内規(抜粋)》、自己点検及び評価の結果について、外部評価委員による外部評価を受けている。

本法科大学院の外部委員は､《資料１１－１－Ｃ　外部評価委員(平成22年10月現在)》に示すとおり、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する委員を含むいずれも学外の委員である。【解釈指針１１－１－２－１】

外部委員による評価の報告書に関しても、法科大学院ホームページにより公表している。(http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_08_02.html)

なお、以上の外部評価等において、評価委員と本法科大学院の教員との間で意見交換を行った結果、明らかとなった改善を要する点については、教授会及びＦＤにおいて改善の方策を検討したうえで改善に取り組み、法科大学院の教育水準の維持向上等に努めている。

資料１１－１－Ｂ　九州大学法科大学院外部評価に関する内規(抜粋)

九州大学法科大学院外部評価に関する内規

［平成１８年１１月２２日　教授会決定］

（設置）
第１条　九州大学法科大学院に、法科大学院外部評価制度を設ける。
（任務）
第２条　外部評価は、次に掲げる事項について、法科大学院長の求めに応じて、審議し、評価するものとする。
一　法科大学院の教育の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
二　法科大学院の教育活動等の状況について、法科大学院が行う自己評価に関する重要事項
三　その他法科大学院の管理運営に関する重要事項
（委員）
第３条　外部評価委員は、産官学界、法曹界及び地域の関係者等で、法科大学院に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから、法科大学院が委嘱する委員若干名をもって構成する。
２　委員の任期は２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

資料１１－１－Ｃ　外部評価委員（平成 22 年 10 月現在）

西　憲一郎
福岡市博物館長

前田　豊
弁護士・あおぞら法律事務所代表
前九州弁護士会連合会長

李　銀栄
韓国外国語大学法学専門大学院教授
韓国消費者法学会会長
韓独学術交流会会長

解釈指針１１－１－２－１
「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」には、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者が含まれていることが必要である。

１１－２　情報の公表

基準１１－２－１
法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

（基準１１－２－１に係る状況）

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、《資料１１－２－Ａ　重要事項の内訳》に示すものを法科大学院ホームページにより公表している。（ＵＲＬ：http://ls.law.kyushu-u.ac.jp/c_02_01.html）《別添資料　法科大学院ホームページ》

資料１１－２－Ａ　重要事項の内訳

（１）設置者
（２）教育の理念及び目標
（３）教育上の基本組織
（４）教員組織
（５）収容定員及び在籍者数
（６）入学者選抜
（７）標準修了年限
（８）教育課程及び教育方法
（９）成績評価及び課程の修了
（10）学費及び奨学金等の学生支援制度
（11）修了者の進路及び活動状況

公表されている項目には、（１）設置者、（２）教育の理念及び目標、（３）教育上の基本組織、（４）教員組織、（５）収容定員及び在籍者数、（６）入学者選抜、（７）標準修業年限、（８）教育課程及び教育方法、（９）成績評価、進級及び課程の修了、（１０）学費及び奨学金等の学生支援制度、（１１）修了者の進路及び活動状況が含まれている。【解釈指針１１－２－１－１】

本法科大学院における教育活動等の状況については、法科大学院設置当初より、①パンフレット等の印刷・配布、②ウェブサイトへの掲載のほか、③本法科大学院の主催する説明会における説明、④外部の法科大学院進学相談会への参加《資料１１－２－Ｂ 2011 年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧》により、積極的に情報を提供している。

資料１１－２－Ｂ　2011 年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧

2011 年度法科大学院入学試験説明会日程及び担当者等一覧

学外説明会

日　時	開催地	主　催	出席者
6 月 18 日（土） 13:00-17:30	大阪	読売新聞社	松生法科大学院長
6 月 25 日（土） 13:00-17:00	福岡	読売新聞社	赤松教授
6 月 26 日（日） 14:00-17:00	福岡	辰巳法律研究所	堀野教授
7 月 11 日（月） 14:00-16:30	東京	TAC/W セミナー	松生法科大学院長

学内説明会

日　時	内　容
7 月 2 日（土）14:00- 15:30-16:20	入学試験概要説明ほか 法科大学院棟施設見学

教員の専攻ごとの適性を審査する際に用いた個人調書は、教員の個人情報に属する部分を除き、法科大学院ホームページを通じて、広く学内、学外に公表されており、公表されている項目の中には、当該教員が担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを証する情報も含まれている。《資料１１－２－Ｃ　九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ)》

資料１１－２－Ｃ　九州大学法科大学院教員一覧（個人のページ）

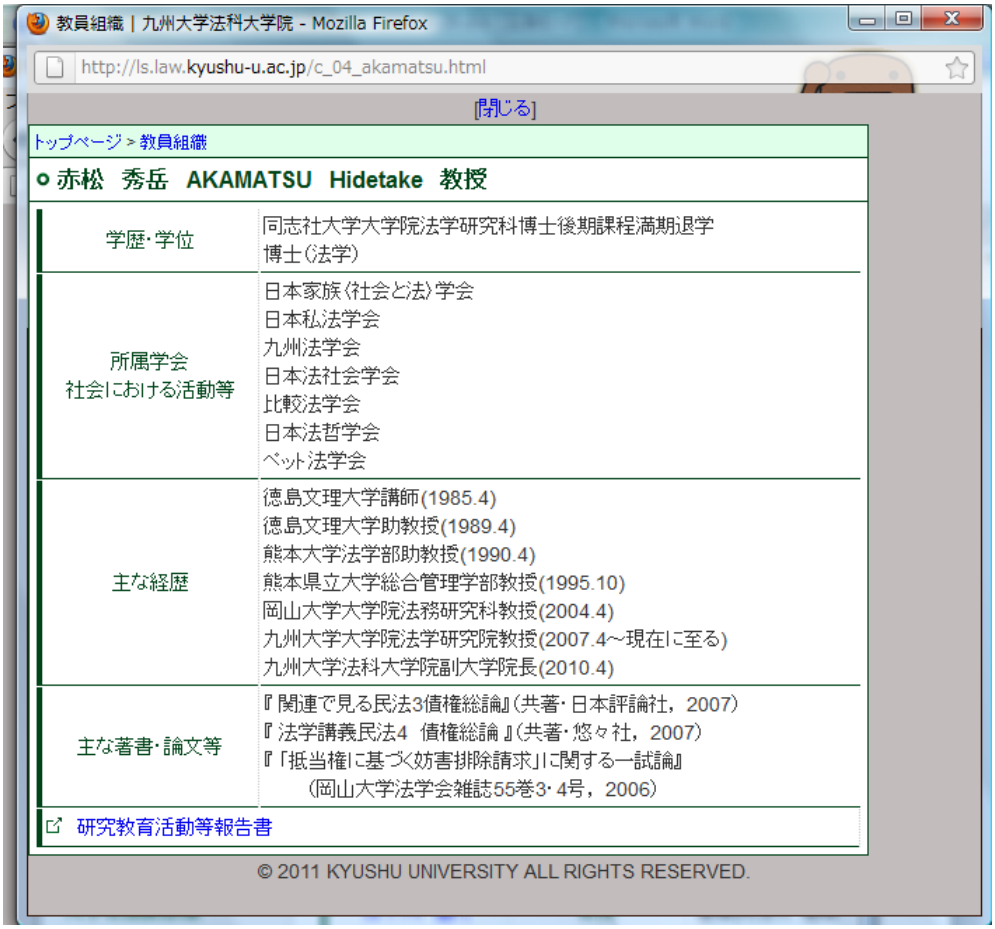

また、九州大学の教員であるところの専任教員ならびに兼担教員の業績及び学外における、最近５年間の公的活動、ならびに社会貢献活動に関する情報については、本学ホームページの「研究者情報」において、公開している。(URL：http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index.html)【解釈指針１１－２－１－２】

解釈指針１１－２－１－１
法科大学院の教育活動等に関する重要事項の積極的な提供とは、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されていることをいう。
（１）設置者
（２）教育の理念及び目標
（３）教育上の基本組織
（４）教員組織
（５）収容定員及び在籍者数
（６）入学者選抜
（７）標準修業年限
（８）教育課程及び教育方法
（９）成績評価、進級及び課程の修了
（10）学費及び奨学金等の学生支援制度
（11）修了者の進路及び活動状況
解釈指針１１－２－１－２
解釈指針１１－２－１－１（４）には、教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料を含む。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表されていることが望ましい。

基準１１－２－２
評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準１１－２－２に係る状況）

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書及び自己点検及び評価に関する文書（「自己点検・評価報告書」及びその根拠資料、「外部評価報告書」等）を含む、評価の基礎となる情報については、本法科大学院運営委員会ならびに各委員会の組織的な分担の下に、情報の調査及び収集が日常的に行われており、「年度計画の実績報告書(自己点検・評価報告書)」を毎年度末に作成する際には、評価委員会を中心として、当該年度の情報調査・収集作業を行っている。

また、これらの情報は、法人文書管理規程に基づき、そのすべてが①学務掛（専門職員）ならびに②法科大学院事務室の２個所で整理・保管されており、さらに、これらの情報のうち、入学者選抜、学生数、卒業・修了、進路の状況などの教育に関連する情報は、③本学の「大学評価情報室」においても管理されている。【解釈指針１１－２－２－１】

これらの情報は、学内での調査・確認の必要がある場合、ならびに、第三者評価その他学外からの求めに応じて、速やかに提出できる状態に置かれている。【解釈指針１１－２－２－２】

解釈指針１１－２－２－１
「評価の基礎となる情報」には、基準１１－２－１に定める法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、並びに自己点検及び評価の結果に関する文書を含む。
解釈指針１１－２－２－２
「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。

2　特長及び課題等

１．特長

本法科大学院における教育活動を含む総合的な状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表することに努めている。とりわけ、本法科大学院では、各種教務・管理データの作成・保存を職務内容に含む法学研究院に所属する教員（評価及びＩＴ関係の業務を担当する助教）を配置している。また、常設の評価委員会を設置し、その中には法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する外部委員も含まれており、評価点検項目、定期的点検実施時期・方法等を検討し、評価報告書を取りまとめる体制が整えられている。

２．課題

評価点検についての業務が一部の教員（評価及びＩＴ関係の業務を担当する助教）に集中する結果となっており、その軽減と人員確保に努めなければならない。